

平成20年11月14日(金)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成20年度12月補正予算協議額について
- (2) 新しい行革大綱の素案について
- (3) 外郭団体以外の出資・出捐法人について
- (4) 岡山県税制懇話会報告書について
- (5) 水島地区石油コンビナート総合防災訓練の実施について
- (6) 岡山県保健所の再編(案)について
- (7) その他

○ 次回の委員会

・平成20年11月18日(火) 午前10時30分～

○ 閉 会

平成20年度12月補正予算協議額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(235,234) 243,084	(837) 846	(236,071) 243,930	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	(1,517) 37,407	(7) 6	(1,524) 37,413
		災 害 復 旧	(17) 3,551	() 5	(17) 3,556
		国 直 轄	(4,458) 16,632	() 16,632	(4,458) 16,632
	C 国庫補助事業費	(7,337) 21,837	(33) 132	(7,370) 21,969	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(191,987) 235,606	() 235,606	(191,987) 235,606
		運 営 費	(25,178) 30,344	(104) 109	(25,282) 30,453
	E 単県行政施策費	(38,910) 95,537	(△ 71) △ 1,992	(38,839) 93,545	
	一般会計の計	(504,638) 683,998	(910) △ 894	(505,548) 683,104	
	特別会計の計	274,347		274,347	
合 計	(504,638) 958,345	(910) △ 894	(505,548) 957,451		
企業会計の計	12,787		12,787		

()は一般財源

平成20年度12月補正予算協議額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	(194,809) 206,785	(831) 840	(195,640) 207,625
企 画 振 興 部	(9,005) 17,399	(50) 50	(9,055) 17,449
生 活 環 境 部	(5,820) 6,387	() 5	(5,820) 6,392
保 健 福 祉 部	(79,348) 90,815	(56) 89	(79,404) 90,904
産 業 労 働 部	(8,536) 12,049	()	(8,536) 12,049
農 林 水 産 部	(19,697) 45,286	(△ 12) △ 170	(19,685) 45,116
土 木 部	(17,527) 85,802	(△ 58) △ 1,760	(17,469) 84,042
警 察 本 部	(41,698) 46,400	(43) 43	(41,741) 46,443
教 育 委 員 会	(125,064) 169,931	() 9	(125,064) 169,940
諸 局	(3,134) 3,144	()	(3,134) 3,144
合 計	(504,638) 683,998	(910) △ 894	(505,548) 683,104

()は一般財源

平成 20 年 度

1 2 月補正予算協議額事項別一覧表

平成 20 年 11 月 14 日

政策審議監, 知事室, 総務部

平成20年度12月補正協議額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(173,010,123) 174,159,104	(831,070) 840,160	(173,841,193) 174,999,264	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()
		国 直 轄 等	()	()	()
	C 国庫補助事業費		() 11,882	()	() 11,882
	D 基 準 行 政 運営費	人 件 費	(8,872,615) 12,368,209	()	(8,872,615) 12,368,209
		運 営 費	(4,432,848) 4,629,802	()	(4,432,848) 4,629,802
	E 単県行政施策費		(8,492,609) 15,615,155	()	(8,492,609) 15,615,155
	一般会計の計		(194,808,195) 206,784,152	(831,070) 840,160	(195,639,265) 207,624,312
	特別会計の計		172,578,376		172,578,376
合 計		(194,808,195) 379,362,528	(831,070) 840,160	(195,639,265) 380,202,688	
企業会計の計					

()は一般財源

平成20年度12月補正予算協議額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	過年度過誤納還付並びに還付加算金	
A	既定予算額	補正協議額	
	(2,000,000)	(750,000)	
	2,000,000	750,000	
説明	県徴収金に対し発生する過年度過誤納還付並びに還付加算金の増		
分類	事項名	利子割還付金	
A	既定予算額	補正協議額	
	(31,132)	(81,070)	
	39,649	90,160	
説明	法人県民税利子割に係る還付金の増		
A分類計	既定予算額	補正協議額	
	(173,010,123)	(831,070)	
	174,159,104	840,160	
一般会計計	既定予算額	補正協議額	
	(194,808,195)	(831,070)	
	206,784,152	840,160	
特別会計計	既定予算額	補正協議額	
	()	()	
	172,578,376		
計	既定予算額	補正協議額	
	(194,808,195)	(831,070)	
	379,362,528	840,160	

()は一般財源

債務負担行為（追加）

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	財源内訳			
			国庫	地方債	その他	一般
県庁守衛業務委託事業費	平成20年度から 平成22年度まで	71,257				71,257
<p>〈説明〉</p> <p>県庁守衛業務を委託するための経費</p>						

平成20年度

12月補正予算協議額事項別一覧表

平成20年11月14日

企画振興部

平成20年度 12月補正協議額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(882,897) 2,206,092	()	(882,897) 2,206,092	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(167,887) 1,473,869	()	(167,887) 1,473,869	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(2,659,293) 2,834,719	()	(2,659,293) 2,834,719
		運 営 費	(1,946,792) 2,475,610	(38,546) 38,546	(1,985,338) 2,514,156
	E 単県行政施策費	(3,347,759) 8,408,328	(12,234) 12,234	(3,359,993) 8,420,562	
	一般会計の計	(9,004,628) 17,398,618	(50,780) 50,780	(9,055,408) 17,449,398	
	特別会計の計	6,220,125		6,220,125	
合 計	(9,004,628) 23,618,743	(50,780) 50,780	(9,055,408) 23,669,523		
企業会計の計					

()は一般財源

平成20年度 12月補正予算協議額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県民局管理運営費	
D	既定予算額	補正協議額	
	(433,837)	(38,546)	
	433,837	38,546	
説明	局再編経費 県民局・支局の再編に際して必要となるLAN改修工事・電話工事・引越等の経費		
分類	事項名	倉敷チボリ公園事業促進費	
E	既定予算額	補正協議額	
	(478,277)	(12,234)	
	893,560	12,234	
説明	県有施設解体・撤去工事設計委託 平成20年12月31日をもって倉敷チボリ公園事業を廃止し、借地契約を解除するにあたって、 県有施設を解体・撤去するための工事に係る設計経費		
D分類計	既定予算額	補正協議額	
	(4,606,085)	(38,546)	
	5,310,329	38,546	
E分類計	既定予算額	補正協議額	
	(3,347,759)	(12,234)	
	8,408,328	12,234	
一般会計 の計	既定予算額	補正協議額	
	(9,004,628)	(50,780)	
	17,398,618	50,780	
特別会計 の計	既定予算額	補正協議額	
	()	()	
	6,220,125		
計	既定予算額	補正協議額	
	(9,004,628)	(50,780)	
	23,618,743	50,780	

()は一般財源

総務委員会資料(Ⅲ)

- 新しい行革大綱の素案について P 1
〔別冊〕新しい行革大綱(素案)
- 外郭団体以外の出資・出捐法人について P 4
- 岡山県税制懇話会報告書について P 8
〔別冊〕岡山県税制懇話会報告書
- 水島地区石油コンビナート総合防災訓練の実施について ... P 11
- 岡山県保健所の再編(案)について P 12
〔別冊〕岡山県保健所の再編

平成20年11月14日

総 務 部

新しい行革大綱の素案について

I 策定の経緯

現在、改訂3次大綱に基づき取り組んでいるが、岡山県財政構造改革プランの取組が大綱を大幅に上回る内容とならざるを得ないことから、改革プランを基に、新しい行革大綱を策定することとしている。

改革プランは、最終調整を行っている段階であるが、今回、改革プランに基づく数値などを除き、新しい行革大綱の素案をまとめたところである。

II 新しい行革大綱の素案の概要

1 行財政構造改革の目的

県では、中長期の県政推進の指針として策定した「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、豊かで活力ある県づくりに取り組んでいるが、一方で、県財政は巨額の収支不足に直面しており、財政再生団体への転落を何としても回避し、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していかなければならない。

このため、歳出構造の抜本的な見直しを行うとともに、県行政システムの再構築に取り組み、県民の要請に応えることのできる行財政構造に転換する。

2 県行財政の現状・課題と取り巻く環境

○県行政の現状等

3次にわたり行財政改革大綱を策定し、あらゆる分野において抜本的な改革に取り組んできたが、向こう10年間の傾向として、構造的に約400億円の規模で収支不足が見込まれ、歳出構造の抜本的な改革が必要である。

○真の分権型社会の進展

地方において県と市町村の役割を明確にすることは重要であり、分権型社会にふさわしいお互いが自立した関係を構築する。また、役割分担を明確にした上においても、地域の喫緊の課題については、県として先導的な役割を果たしていく。

3 行財政構造改革の基本方針

(1) 改革の視点

① 持続可能な財政構造の確立

これまでの3次にわたる行財政改革の取組を踏まえた上で、財政構造の抜本的な改革に総力を挙げて取り組むこととし、事務事業、公の施設、外郭団体などのあらゆる事業をゼロベースで見直した上で、今後の収支不足を解消する。

② おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中

安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上などの事務事業や、産業振興などによる税源のかん養等の施策について、予算を集中させて、おかやまの明るい未来を切り拓く取組を進める。

③ 少数精鋭の仕事集団の県庁に变革

徹底して最も効率的・効果的に事務事業が実行できるスリムな組織とするとともに、仕事のやり方を変え、職員の意識改革に取り組み、小さな組織であっても、最大の行政効果を上げる県庁に変える。

(2) 具体的な枠組み

集中的に取り組む内容は、職員数、組織、事務事業などの10分野とする。各分野において改訂第3次行財政改革大綱で定めた目標値のうち、達成できていないものについては、この改革に引き継いで達成する。

(3) 推進期間

平成21年度から平成24年度までとする。職員数の取組は、25年度までとする。

4 財政構造改革に向けた取組

歳出構造の抜本的な改革に取り組むため、岡山県財政構造改革プランを取りまとめ、平成21年度から、適切に予算に反映させる。

○財政構造改革の枠組み

改革の目標額は、一般財源ベースで総額約〇〇〇億円とする。分野ごとの取組額は、人件費・内部管理経費の削減により約〇〇〇億円、歳入の確保により約〇〇〇億円、行政経費の削減により約〇〇〇億円とする。

○財政構造改革の目標

収入にあわせた予算を組む、県債残高をこれ以上増やさない、最もスリムな体制を目指す、行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別、4年間で改革の総仕上げを行う、という5つの目標を掲げて取り組む。

○国に対する主張

交付税ショックとその後の抑制傾向により、国によって一方的に失われた財源については、国において当然復元されるべきである。今後とも、全国知事会等と連携しつつ、必要な地方交付税等の総額の確保について、一層強力に主張する。

5 分野別の具体的取組

(1) 職員数

知事部局等の職員数について、全国の同規模県と比較して、最小となる約3,600人体制を目標に、業務量に見合った適正な職員配置に努める。知事部局等の他、教育委員会、警察本部等も含め、今後5年間で、県の総定員〇〇〇〇人の純減を図る。

(2) 組織

組織の統廃合の推進、組織マネジメントの機能強化、さらには、本庁・出先機関の見直し等により、改革プランの取組を緊急かつ確実に実行し、夢づくりプランを着実に推進する組織体制を構築する。

(3) 職員の意識改革と人事制度等

研修所研修や職場研修等による人材育成、給与や任用といった人事管理制度との連携を図り、中長期的な視点での計画的な人的資源の育成・管理に取り組む。

(4) 事務事業

一般施策等について、官と民との役割分担、県と市町村の役割分担、県行政の守備範囲そのものの見直し等の観点から見直しを行い、平成24年度までに平成20年度当初予算比で約〇〇〇億円を削減する。

(5) 公共事業

公共事業費の地方負担額の目標値として、平成21年度及び22年度の2年間において、それぞれ対前年度当初予算比で〇〇%程度を削減する。

(6) 歳入確保

徹底した事務事業の見直しとあわせて、県自らの努力による歳入確保策に取り組み、県税の収入率を98%以上に向上し、県有施設へのネーミングライツの導入等に取り組む。

(7) 公の施設

施設の利用状況などの現状分析を行った上で、県施設としての設置意義などを検証し、施設の閉鎖、譲渡、集約化等に取り組み、存続する施設においても徹底的なコスト削減を図る。

(8) 市町村への事務・権限移譲

国の新地方分権一括法（仮称）の制定など、市町村の意向を反映させた、新たな移譲計画を策定し、積極的に事務・権限の移譲を行う。

(9) 外郭団体等

外郭団体について、設立の意義、事業の必要性、県の関与のあり方の観点から検証し、抜本的な見直し、派遣県職員の原則引き揚げなど財政的・人的支援の縮小、類似団体との統合などの見直しを行う。

(10) 行政評価

行政評価制度を体系化したうえで、県民満足度などわかりやすい成果指標を評価基準とした効果的な行政評価システムを構築し、事務事業の不断の見直しを行うPDCA型の行政評価サイクルを徹底する。

6 改革の進め方

改革は、県民の皆様をはじめ、県議会、市町村、関係団体等の御理解と御協力をいただき、着実に進めていく必要がある。

今後、社会経済情勢の変化等により、収支不足の規模が変動することも予想されるが、国の動向なども含め、変動要因を早期に把握し、適切に対策を講じる。

（独自の給与カットについて記述予定）

こうした進め方を県の基本姿勢として、県自らが身を切ることなどにより、県民の皆様への御理解をいただきながら改革を推し進め、岡山の明るい未来を切り拓き、活力と安心の岡山を築きたいと考えている。

外郭団体以外の出資・出捐法人について

県が出資又は出捐している外郭団体以外の法人については、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」第11条において、「県が出資又は出捐している法人のうち、外郭団体に該当しない法人については、県との関連の度合に応じ、必要な範囲内において、外郭団体に準じて指導及び調整を行う。」としていることから、当該法人の協力の下、法人の概要や平成19年度決算の概要について公表する。

1 外郭団体以外の出資・出捐法人の数

63法人（平成20年4月現在：一覧表（県内・県外）のとおり）

〈内訳〉

(1) 県内 21法人

・昨年度と比べ、2法人が外郭団体の要件から外れたため増となっている。（吉備松下(株)、(株)吉備NC能力開発センター）

(2) 県外 42法人

・昨年度と比べ、2法人が出資の引き揚げにより減となっている。
（(株)NHKちゅうごくソフトプラン、総合研究開発機構）

2 今後の取組

外郭団体以外の出資・出捐法人の概要や決算の概要については、県のホームページに登載し、県民に情報提供を行うこととし、今後とも適切に指導等を行っていく。

外郭団体以外の出資・出捐法人一覧表(県内)

(H20. 4. 1現在)

団体名	所管課	設置年	事業概要	資本金、基本金等(千円)			平成19年度決算(千円)	
	代表者名			総額	県出資(捐)額	出資率(%)	当期利益(当期正味財産増加額)	累積剰余金(正味財産-基本金)
1 山陽放送(株)	知事室 公聴広報課 藤原隆昭	S28. 4	放送法による一般放送	300,000	30,000	10.0	565,999	15,300,133
2 岡山放送(株)	知事室 公聴広報課 宮内正喜	S43. 3	放送法による一般放送	300,000	12,000	4.0	249,468	10,882,067
3 テレビせとうち(株)	知事室 公聴広報課 大田弘之	S59. 10	放送法による一般放送	1,600,000	64,000	4.0	336,331	1,547,910
4 岡山エフエム放送(株)	知事室 公聴広報課 松岡俊郎	H10. 4	放送法による一般放送	1,000,000	100,000	10.0	7,746	△ 668,494
5 (財)岡山県武道振興会	生活環境部 スポーツ振興課 産賀敏彦	S44. 12	武道関係事業の企画実施	100,459	5,000	5.0	190	4,316
6 水島臨海鉄道(株)	生活環境部 交通対策課 古市健三	S45. 2	鉄道事業法による貨物及び旅客の輸送等	850,000	100,000	11.8	46,080	773,897
7 水島エコワークス(株)	生活環境部 循環型社会推進課 岸田修一	H14. 1	資源循環型廃棄物処理施設の整備運営(倉敷市PFI事業)	2,300,000	230,000	10.0	240,407	393,668
8 (財)岡山県国民年金福祉協会	保健福祉部 保健福祉課 谷本 巖	S49. 12	国民年金健康保養センター「しもつひ」の受託経営等	3,000	500	16.7	△ 1,180	29,327
9 (財)岡山県臓器バンク	保健福祉部 医業安全課 折田薫三	H 1. 12	臓器移植に関する知識の普及啓発	105,000	10,000	9.5	△ 1,130	14,141
10 (財)岡山県アイバンク	保健福祉部 医業安全課 松尾信彦	H 5. 2	献眼者の募集及び登録等	110,000	20,000	18.2	△ 960	22,142
11 吉備松下(株)	保健福祉部 障害福祉課 坂本俊弘	S55. 10	ビデオ関連部品の組立・加工等	50,000	12,250	24.5	30,331	203,520
12 (株)吉備NC能力開発センター	保健福祉部 障害福祉課 片山雅博	S57. 5	金型の生産受託加工及びNCソフトウェアの製作販売等	30,000	4,350	14.5	6,725	114,697
13 (財)岡山経済研究所	産業労働部 産業企画課 永島 旭	S52. 9	地域経済、産業及び企業経営に関する調査研究	404,600	100,000	24.7	△ 10,575	12,370
14 (株)岡山ステーションセンター	産業労働部 産業企画課 臼木 章	S47. 4	鉄道の旅客駅の施設の管理及びサービス施設の運営	300,000	50,000	16.7	265,100	2,286,897
15 (株)岡山会館	産業労働部 産業企画課 赤澤日出樹	S29. 2	建物の建設及びその管理並びに一般商品等の販売	200,000	100	0.1	—	—
16 (財)井笠地域地場産業振興センター	産業労働部 産業振興課 龍本豊文	S56. 8	地場産業に関する新製品又は新技術の開発研究及び試作等	30,000	1,000	3.3	△ 143	569,251
17 (株)トマト銀行	産業労働部 経営支援課 中川隆進	S 6. 11	銀行法に基づく銀行業務	26,950,591	498,960	1.9	1,099,186	18,333,001
18 ヒルゼン観光(株)	産業労働部 観光物産課 三宅廣是	S33. 3	蒜山地域の観光旅館、食堂その他の建設・運営	45,000	2,500	5.6	△ 78,864	△ 661,917
19 (財)寒風陶芸の里	産業労働部 観光物産課 東原和郎	S54. 12	寒風陶芸会館(瀬戸内市有)の管理運営	50,500	12,500	24.8	2,220	10,148
20 (社)岡山県農業開発研究所	農林水産部 農政企画課 村上進通	S61. 12	地域開発、農林水産資源の開発利用等の調査研究	378,000	50,000	13.2	△ 14,037	322,102
21 岡山港埠頭開発(株)	土木部 港湾課 高谷茂男	S42. 6	岡山港の船舶乗組員等の福利施設の設置・運営管理等	22,000	4,000	18.2	3,091	8,305

外郭団体以外の出資・出捐法人一覧表(県外)

(H20. 4. 1現在)

団体名	所管課	設置年	事業概要	資本金、基本金等(千円)			平成19年度決算(千円)	
	所在地			総額	県出資(捐)額	出資率(%)	当期利益(当期正味財産増加額)	累積剰余金(正味財産-基本金)
1 (財)都道府県会館	総務部 総務学事課 東京都	S23. 9	都道府県会館の経営等	90,618,409	1,628,194	1.8	4,407,965	21,547,489
2 (財)地方公務員等 ライフプラン協会	総務部 人事課 東京都	H 2. 2	地方公務員等に対する 生涯設計の支援等	1,664,000	2,000	0.1	34,001	1,327,606
3 (財)地方公務員安全 衛生推進協会	総務部 人事課 東京都	H 3. 3	地方公務員の安全衛生 に関するノウハウの 開発提供等	128,000	2,000	1.6	17,574	5,370,419
4 (株)日本宝くじシ ステム	総務部 財政課 東京都	H 4. 5	数字選択式宝くじの研 究開発等	128,000	2,000	1.6	122	81,776
5 (株)みずほフィナ ンシャルグループ	総務部 管財課 東京都	H15. 1	銀行持株会社及び長期 信用銀行持株会社	1,540,965,000	355	0.0	811,002,000	1,974,355,000
6 (株)ピー・エス三菱	総務部 管財課 東京都	S27. 3	プレストレスト・コンク リート等の設計施工等	4,218,000	6,600	0.2	△ 3,862,000	8,110,000
7 (財)消防試験研究 センター	総務部 消防保安課 東京都	S59. 10	消防に関する各種資格 及び試験等に関する調 査研究等	3,030,000	1,000	0.0	64,473	2,639,371
8 (財)救急振興財団	総務部 消防保安課 東京都	H 3. 5	救急隊員に対する高度 な教育訓練の実施等	2,000,000	39,000	2.0	△ 528,280	22,561,618
9 (財)地域総合整備 財団	企画振興部 地域振興課 東京都	S63. 12	地域総合整備資金貸 付(ふるさと融資)の審 査、貸付等	10,600,000	150,000	1.4	△ 18,175	1,124,097
10 (財)地域活性化セ ンター	企画振興部 地域振興課 東京都	S60. 10	地域社会の活性化に 関する諸情報の収集及 び提供等	2,733,970	5,000	0.2	△ 21,083	1,640,014
11 (財)地方自治情報 センター	企画振興部 情報政策課 東京都	S45. 5	地方公共団体における 電子計算組織による情 報処理の推進等	524,000	2,000	0.4	△ 36,300	2,627,488
12 智頭急行(株)	生活環境部 交通対策課 鳥取市	S61. 5	地方鉄道事業	450,000	36,450	8.1	345,609	2,909,307
13 交通エコロジー・ モビリティ財団	生活環境部 交通対策課 東京都	H 6. 9	高齢者及び障害者等の円 滑な公共交通機関の利用 に対する支援等	16,101,571	5,000	0.0	△ 15,797	2,281,769
14 (財)産業廃棄物処 理事業振興財団	生活環境部 循環型社会推進課 東京都	H 4. 12	産業廃棄物の処理施 設の整備に必要な資金 の融通の円滑化等	35,325,141	50,000	0.1	△ 211,714	11,785,423
15 (学)自治医科大学	保健福祉部 施設指導課 東京都	S47. 2	へき地等の医療の確 保及び向上のための 医師の養成	177,221,559	198,000	0.1	△ 6,562,341	△ 22,638,740
16 大阪中小企業投 資育成(株)	産業労働部 産業振興課 大阪市	S38. 11	中小企業に対する投資 等	6,822,000	20,000	0.3	1,802,138	28,097,630
17 (財)日本立地セン ター	産業労働部 企業立地・物流推進課 東京都	S37. 1	産業立地等に係る研究 等	3,021,508	17,500	0.6	△ 24,848	563,041
18 (財)全日本地域研 究交流協会	産業労働部 産業振興課 東京都	H 4. 6	全国各地域で行われる 基礎研究等の推進に 係る調査研究等	700,000	50,000	7.1	△ 4,757	14,631
19 (財)伝統的工芸品 産業振興協会	産業労働部 観光物産課 東京都	S50. 6	伝統的工芸品の製造 の事業に関する経営の 改善及び合理化等	779,035	6,000	0.8	25,051	70,059
20 (独)雇用・能力開 発機構	産業労働部 労政・雇用対策課 横浜市	H16. 3	雇用開発、職業能力開発 及び勤労者財産形成促進 に関する業務	783,229,272	504	0.0	15,368,318	15,871,866
21 (社)全国鶏卵価格 安定基金	農林水産部 畜産課 東京都	S41. 9	鶏卵価格の変動により 生ずる鶏卵生産者の 損失の補填等	967,000	4,000	0.4	717,854	8,364,671

団体名	所管課	設置年	事業概要	資本金、基本金等(千円)			平成19年度決算(千円)	
	所在地			総額	県出資(捐)額	出資率(%)	当期利益(当期正味財産増加額)	累積剰余金(正味財産-基本金)
22 (社)全日本卵価安定基金	農林水産部 畜産課 東京都	S44. 3	鶏卵価格の変動により生ずる鶏卵生産者の損失の補填等	1,154,000	4,000	0.3	1,440,572	15,423,808
23 (社)家畜改良事業団	農林水産部 畜産課 東京都	S46. 8	優良家畜の効率的な作出利用等	6,447,400	9,900	0.2	△ 684,989	1,901,148
24 (社)日本草地畜産種子協会	農林水産部 畜産課 東京都	H12. 12	飼料作物種子の品質証明に関する事業等	13,700	200	1.5	486,060	1,291,710
25 (社)日本食肉格付協会	農林水産部 畜産課 東京都	S50. 2	牛及び豚の枝肉格付事業等	4,404,000	3,000	0.1	130	420,437
26 (財)漁港漁場漁村技術研究所	農林水産部 水産課 東京都	S57. 9	漁港の建設及び漁村の整備に関する調査等	300,000	500	0.2	591	146,362
27 (独)農林漁業信用基金	農林水産部 林政課 東京都	H15. 10	林業者等の経営改善資金の借入の債務保証等	49,254,484	74,910	0.2	285,024	3,067,342
28 (独)日本高速道路保有・債務返済機構	土木部 監理課 東京都	H17. 10	高速道路に係る資産の保有・貸付及び承継債務の返済等	4,728,074,543	53,779,398	1.1	400,056,216	836,208,847
29 本州四国連絡高速道路(株)	土木部 監理課 神戸市	H17. 10	本州と四国を連絡する道路の新設、改築、維持、修繕等	8,000,000	343,962	4.3	872,296	3,061,737
30 (財)建設業情報管理センター	土木部 監理課 東京都	S62. 4	建設業許可情報をデータベースに登録・管理及び行政庁に提供	800,000	7,740	1.0	△ 665,060	2,533,272
31 (財)ダム技術センター	土木部 河川課 東京都	S57. 9	ダム事業に関する技術協力に係る業務の受託等	240,000	2,600	1.1	△ 57,059	1,307,403
32 (財)河川情報センター	土木部 河川課 東京都	S60. 10	河川・流域情報の収集、処理・加工等に関する調査研究等	520,000	10,000	1.9	91,010	3,123,930
33 (財)リバーフロント整備センター	土木部 河川課 東京都	S62. 9	水辺空間のあり方に関する調査研究等	542,300	2,500	0.5	76,469	1,967,850
34 (財)砂防フロンティア整備推進機構	土木部 砂防課 東京都	H 3. 10	砂防指定地域等の保全整備に関する調査研究等	400,000	2,500	0.6	202,315	2,201,424
35 (財)沿岸技術研究センター	土木部 港湾課 東京都	S58. 9	沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術等の調査等	600,000	2,000	0.3	91,241	875,596
36 (財)港湾空間高度化環境研究センター	土木部 港湾課 東京都	S62. 10	港湾空間の高度化を図るために必要な港湾技術等の調査研究	1,281,747	1,000	0.1	35,934	403,798
37 (財)港湾空港建設技術サービスセンター	土木部 港湾課 東京都	H 6. 5	港湾等の建設・維持管理事業の発注等に係る技術等の調査研究等	467,786	3,000	0.6	88,486	1,659,587
38 (財)区画整理促進機構	土木部 都市計画課 東京都	H 3. 8	土地区画整理事業に係る資金の債務保証等	3,491,600	10,000	0.3	77,580	2,357,222
39 日本下水道事業団	土木部 下水道課 東京都	S50. 8	下水道の根幹的施設の建設等	1,275,100	27,127	2.1	80,828	9,754,785
40 (財)不動産適正取引推進機構	土木部 建築指導課 東京都	S59. 4	不動産取引に係る紛争処理に関する助言等	700,000	1,000	0.1	105,683	1,216,780
41 (財)建築コスト管理システム研究所	土木部 建築営繕課 東京都	H 4. 9	建築の生産コストに関する調査研究等	334,000	1,000	0.3	40,710	582,794
42 (財)高齢者住宅財団	土木部 住宅課 東京都	H 5. 3	高齢社会に対応した住宅整備に関する啓発・普及	1,602,000	5,000	0.3	7,006	1,040,256

岡山県税制懇話会報告書について

平成21年3月をもって、森林の保全に係る県民税（以下「おかやま森づくり県民税」という。）を課税することができる期間が満了するため、本年5月から岡山県税制懇話会において、おかやま森づくり県民税の必要性、使途事業及び税制度等について、ご審議いただきました。

去る11月13日、同懇話会から知事に対し、別添の報告書のとおり、今後におけるおかやま森づくり県民税のあり方についてご提言いただきましたので、報告いたします。

【報告書の概要】

1 おかやま森づくり県民税の検証・成果（平成16年度～19年度）

おかやま森づくり県民税は、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性にかんがみ、森林の保全に関する施策の一層の推進を図るため、全国に先駆けて導入されたものである。

税の使途については、①水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進を3つの柱として森林保全施策が展開されてきた。

その結果、奥地人工林の間伐や、平成16年の台風による風倒木被害地の復旧支援が促進され、6,400ha余りの森林の整備と再生が図られたほか、森林整備の担い手の育成や、県産材を使用した施設整備、延べ2万人の参加を得た県民参加の森づくりが行われるなど、大きな成果が得られた。また、平成20年4月1日現在、29の県が森林保全に関する超過課税を行うまでに広がり、波及効果が生じている。

2 おかやま森づくり県民税の必要性

人々の意識は、より快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する傾向にあり、森林が有する公益的機能に県民の期待はますます高まりつつある。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題となっているが、森林による二酸化炭素の吸収を促進するためには、森林の整備を加速させる必要がある。さらに、岡山県では、国を上回る目標を定めているが、これを達成するためには、なお一層、森林を適正に整備することが強く求められる。

一方で、木材価格の長期低落や担い手の減少などに加え、岡山県の92%を占める民有林は、手入れが行き届かず放置される傾向にあり、森林の荒廃が一層進行している。このため、森林が有する公益的機能が著しく低下しており、県民の生活に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

我々の生活にとってかけがえのない森林をより良い形で次の世代に引き継いでいくには、すべての県民が一体となって森林の保全に関する施策を一層推進していく必要があるが、おかやま森づくり県民税は、その貴重な財源として存続させるべきである。

3 使途事業の方向性

これまでの事業の成果や現状にかんがみ、今後とも①水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進の3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととする。

新たな対策としては、担い手対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、国庫補助事業を進捗させるための対策や市町村等による地域型事業の提案などが考えられる。

なお、国庫補助事業の実施にあたっては、必要な一般財源を確保することが原則ではあるが、諸般の事情を十分勘案しながら、必要最小限の事業に限定して、おかやま森づくり県民税の充当を検討する余地があるものと考えられる。

4 税制度のあり方

(1) 課税方式

森林の恩恵を受けているすべての県民と企業に理解と協力を求め、岡山県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものであることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(2) 税率

①平成20年4月1日現在、岡山県と同様の趣旨で29の県が県民税の超過課税を行っているところであるが、そのうち岡山県と同じ税率（個人：500円、法人：均等割額の5%）により課税しているものは、18であり、全体の半数を超えていること、②今後、行う必要がある事業に要する費用に相当する税収を確保できる見込みであることなどにかんがみると、税率を変更する必要はないものと考えられる。

(3) 課税期間

おかやま森づくり県民税は、「水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり事業」など、3に掲げる岡山県における特別な行政需要に充当するものであることにかんがみると、主要事業の実施期間を一つの目安として課税を行うこととすべきである。

なお、おかやま森づくり県民税を充当する事業の中核である間伐事業の計画期間が5年間とされていることを踏まえると、おかやま森づくり県民税の課税期間は、今後、5年間とすることが適当である。

5 基金のあり方

おかやま森づくり県民税は、普通税であるため、一般的には用途を限定することはできないが、森林の保全という特別な行政需要に要する費用に限定して充てることを明らかにするため、今後においても、一旦、おかやま森づくり県民税を基金に積み立てた上で事業を進めていくという現行の手法により、制度の趣旨を明らかにしていくことが適当である。

《 岡山県税制懇話会委員 》

- 会 長 岡本輝代志 (岡山商科大学商学部教授・商学部長)
副会長 石島 弘 (岡山商科大学大学院法学研究科教授)
委 員 井頭 昭子 (吉備国際大学非常勤講師)
" 桐野 宏司 (岡山経済同友会企業経営・環境委員長、瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長)
" 澤根みどり (税理士)
" 千葉 喬三 (岡山大学学長)
" 成田美和子 (岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長)
" 豆原 直行 (社団法人 岡山県木材組合連合会会長・院庄林業株式会社代表取締役)

《 検討の状況 》

- 第1回会議
開 催 日 : 平成20年5月22日 (木)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
- 第2回会議
開 催 日 : 平成20年7月8日 (火)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の必要性等について
- 第3回会議
開 催 日 : 平成20年10月2日 (木)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の今後の用途について
- 第4回会議
開 催 日 : 平成20年10月29日 (水)
主な議題 : ・おかやま森づくり県民税の今後の用途について
・岡山県税制懇話会報告書骨子について
- 第5回会議
開 催 日 : 平成20年11月11日 (火)
主な議題 : ・岡山県税制懇話会報告書(案)について

水島地区石油コンビナート総合防災訓練の実施について

岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、水島コンビナート地区における災害を想定し、事業所自衛防災組織と防災機関が一体となって、発災時の迅速かつ的確な応急対策を実施し、関係機関相互の連携と総合的な防災活動の強化を図ることを目的に、次のとおり訓練を実施する。

記

- 1 訓練日時 平成20年11月27日(木) 13時～14時15分
- 2 訓練場所 株式会社ジャパンエナジー水島製油所(倉敷市潮通二丁目1番地)
- 3 訓練主唱 岡山県石油コンビナート等防災本部
- 4 参加機関 岡山県、岡山県警察、倉敷市、倉敷市消防局、水島海上保安部、岡山労働局、日本赤十字社岡山県支部、水島コンビナート地区保安防災協議会(株)ジャパンエナジー水島製油所
- 5 参加規模 車両：29台、ヘリコプター：1機、人員：285人
- 6 事故想定
南海トラフを震源とする大規模な地震により
 - (1) 潤滑油製造装置の第2水素化精製装置の反応塔入口配管から原料油及び水素が漏洩し火災となった。
 - (2) 硫化水素吸収塔塔頂受槽の液面計点検中であつたため、硫化水素ガスが漏洩し、2名が負傷、13名が中毒症状を示した。
 - (3) 地震により津波が発生し、来襲の恐れがある。
- 7 訓練項目
 - (1) 事故発生通報伝達訓練
 - (2) 初期緊急措置訓練
 - (3) 高所カメラによる屋外タンク点検訓練
 - (4) 自衛防災隊の出動及び防災訓練
 - (5) 公設消防隊の出動及び防災訓練
 - (6) 共同防災隊の出動及び防災訓練
 - (7) 警察、消防及びジャパンエナジーによる現地指揮本部等の設置訓練
 - (8) 消火訓練
 - (9) 情報収集訓練
 - (10) 事故・災害広報訓練
 - (11) 救出救護訓練
 - (12) ガス検知訓練
 - (13) 津波情報収集訓練
 - (14) 防災相互無線による指揮訓練

岡山県保健所の再編（案）について

1 趣旨

保健所をめぐるさまざまな環境の変化に対応するとともに、複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応できるよう、保健所の機能を強化するため、平成21年4月、保健所の再編を行う。

これまで、再編により目指す方向や、現在の9か所の保健所を二次保健医療圏ごとに5か所の保健所と4か所の支所に集約・再編することなどを内容とする再編素案を公表し、パブリック・コメント等を通じて県民の方々のご意見を伺いながら検討を進めてきたが、この度、保健所及び支所の具体的な設置場所、名称等を定め、「岡山県保健所の再編（案）」として取りまとめた。

2 再編後の県保健所の体制

保健所及び支所の具体的な設置場所・名称は、次のとおりとする。

二次保健医療圏	現 行	再 編 後	備 考
県南東部	岡山保健所 東備保健所	→ 備前保健所（岡山市） → 東備支所（和気町）	地域庁舎（和気町）へ移転
県南西部	倉敷保健所 井笠保健所	→ 備中保健所（倉敷市） → 井笠支所（笠岡市）	
高梁・新見	高梁保健所 新見保健所	→ 備北保健所（高梁市） → 新見支所（新見市）	地域庁舎（新見市）へ移転
真庭	真庭保健所	→ 真庭保健所（真庭市）	地域庁舎（真庭市）へ移転
津山・英田	津山保健所 勝英保健所	→ 美作保健所（津山市） → 勝英支所（美作市）	
5 圏域	9 保健所	5 保健所 + 4 支所	

※ 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏には、それぞれ岡山市保健所、倉敷市保健所が設置されている。

(1) 保健所本所の位置を定める考え方

- ① 県民局が総合調整機能を発揮できるよう、県民局と一体となった体制を維持する。
- ② 新型インフルエンザなど危機管理事案等に適切に対応できる体制を確保する。
- ③ 保健と福祉が一体となった組織とする。（健康福祉部としての一体性）
- ④ 保健医療機関、関係行政機関等との連携を確保する。
- ⑤ 所管する人口や指導監督対象施設数に対応する。

(2) 保健所及び支所の名称を定める考え方

- ① 県民局・地域庁舎（仮称）の名称との整合性を考慮する。
- ② 岡山市保健所・倉敷市保健所との名称の区別の明確化を図る。
- ③ 高梁・新見地域を包含する名称とする。

(3) その他

ア 東備保健所、新見保健所及び真庭保健所の移転

現在、支局と離れた単独の庁舎にある東備保健所、新見保健所及び真庭保健所については、庁舎維持管理経費の節減や地域庁舎（仮称）との連携を図るため、地域庁舎（仮称）内へ移転する。

イ 支所における衛生関係業務の対応

保健所（本所）職員を定期的に支所に派遣したり、岡山県食品衛生協会と連携して、これまでと同様に支所内に協会職員を配置し、業務を委託して実施するなど、支所におけるサービス提供の機会を確保する。また、井笠支所は、衛生関係の施設数が多いため、非常勤嘱託職員等を配置して対応する。

3 これまでの取組及び今後のスケジュール

- ・平成20年 5月29日 再編（素案）の公表
- 6月 2日 パブリックコメントの実施、関係団体等からの意見聴取
- ～7月18日
- 8月12日 パブリックコメント等の結果報告
- 11月14日 再編（案）の決定・公表
- 12月 保健所条例改正案等を県議会へ提出
- ・平成21年 4月 1日 保健所再編

岡山県保健所の再編（案）の概要

1 再編の背景

- 地方分権の進展
⇒ 母子保健等の市町村業務化など、地域保健対策における市町村の役割の拡大
- 保健所に求められる新たな専門的ニーズへの対応
(新興感染症等への健康危機管理、生活習慣病、児童虐待、発達障害、心のケア、食品安全等)
- 改訂第3次岡山県行財政改革大綱を踏まえた「柔軟でスリムな組織体制」の整備
- 県民局の再編や岡山市政令指定都市移行への対応

<現行体制の課題・問題点>

- ・ 組織規模・所管規模が小さい保健所が点在する形
⇒ 大規模事案・健康危機の際における対応の観点からの懸念（十分な人員投入ができるか）。
⇒ 保健所間での調整・連携を要するなどの非効率（広域的な機能が十分に発揮できるか）。
⇒ 職員の繁閑調整などが行いにくい（新たなニーズ等に柔軟に対応できる組織形態か）。
※ 1つの県保健所が所管する平均人口は、全国的にみて少ない状況にある。
岡山県・・・8.8万人（全国平均19.4万人）

2 県保健所が目指す方向

- 現在の保健所(9か所)を広域的に集約・再編することを通じて、各保健所の機能を強化し、地域の「安全・安心の拠点」としての対応力を高める。
- その際は、保健所の政策・技術拠点としての機能が適切に発揮できるよう、各種の保健医療政策の単位となっている二次保健医療圏(5圏域)ごとに再編する。
- 早期緊急の対応を要する業務など、地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高いサービスについては、支所を設置して対応する。

※ 二次保健医療圏

- ・ 入院医療も含めて、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりをめざす圏域。
- ・ 地域保健法では、保健所を設置する場合には、二次医療圏を参酌することとされている。
- ・ 本県では、介護保険事業支援圏域、障害保健福祉圏域もこれと同様に設定されている。

特に重点化・強化を図る機能

1 健康危機管理への対応機能

新型インフルエンザなどの大規模感染症、食中毒、大規模災害等への対応

2 企画調整・市町村支援機能

- ① 企画調整機能（地域の関係機関等との連携、県民への情報提供機能等）
- ② 市町村への支援（地域の健康課題の診断や評価、助言、人材養成等）

3 専門的・技術的な機能

- ① 医療提供体制の整備（医師確保や脳卒中等の新たな医療連携体制づくり）
- ② 食品安全への対応（食中毒対策、食品関係施設の指導監視等）
- ③ 生活習慣病（地域と職域保健の連携支援）、児童虐待、発達障害、心のケアなどの新たなニーズ・課題への対応

保健所機能を集約・再編し、これらの対応力を特に強化

3 再編後の県保健所の体制

再編後の保健所及び支所の設置場所・名称は、県民局との一体性や関係機関との連携、所管区域内の人口等を勘案して、次のとおりとする。

なお、現在支局と離れて単独の庁舎にある保健所については、地域庁舎（仮称）内へ移転する（東備保健所、新見保健所及び真庭保健所）。

二次保健医療圏	現 行	再 編 後
県南東部	岡山保健所 東備保健所	備前保健所 + 東備支所 (岡山市) (和気町)
県南西部	倉敷保健所 井笠保健所	備中保健所 + 井笠支所 (倉敷市) (笠岡市)
高梁・新見	高梁保健所 新見保健所	備北保健所 + 新見支所 (高梁市) (新見市)
真庭	真庭保健所	真庭保健所 (真庭市)
津山・英田	津山保健所 勝英保健所	美作保健所 + 勝英支所 (津山市) (美作市)
5圏域	9保健所	5保健所 + 4支所

※ 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏には、それぞれ岡山市保健所、倉敷市保健所が設置されている。

<保健所と支所の業務区分（イメージ）>

- 保健所： 圏域内の総合調整や企画調整など政策・技術拠点としての機能を担う。
- 支 所： 地域住民に、より身近な場所で提供する必要が高い分野の業務を実施

※ 地域住民に、より身近な場所で提供する必要が高い分野の業務
 早期緊急の対応を要する業務、相談・申請など住民の利便性の観点から配慮を要する業務、住民への直接訪問・ケア等を要する業務 など

保 健 所

保健所が担う機能

- ・ 圏域内の健康危機管理、総合調整や企画調整
- ・ 市町村への技術的支援 など

<具体的な業務内容>

- ・ 精神保健福祉、難病・結核・感染症対策、母子保健、健康増進施策
- ・ 医療費助成（難病、小児慢性特定疾患、被爆者援護等）
- ・ 医療安全対策（医事監視指導、医療提供体制の整備その他医療政策）
- ・ 圏域内の保健医療対策の総合調整
- ・ 食品安全衛生（飲食店、食品関係施設等の許認可・指導監視等、リスクコミュニケーション）
- ・ 薬事（薬局等の許認可・指導監視等）
- ・ 生活衛生（理美容、クリーニング、旅館等の許認可・指導監視等） など

支 所

支所が担う機能（地域住民に、より身近な場所で提供する必要が高い業務）

- ・ 健康危機管理の初動対応
- ・ 市町村への技術的支援 など

<具体的な業務内容>

- ・ 精神保健福祉、難病・結核・感染症対策、母子保健、健康増進施策
- ・ 医療費助成（難病、小児慢性特定疾患、被爆者援護等） など

※ 保健所と支所の業務分担の例示は次ページのとおり。

4 再編の時期

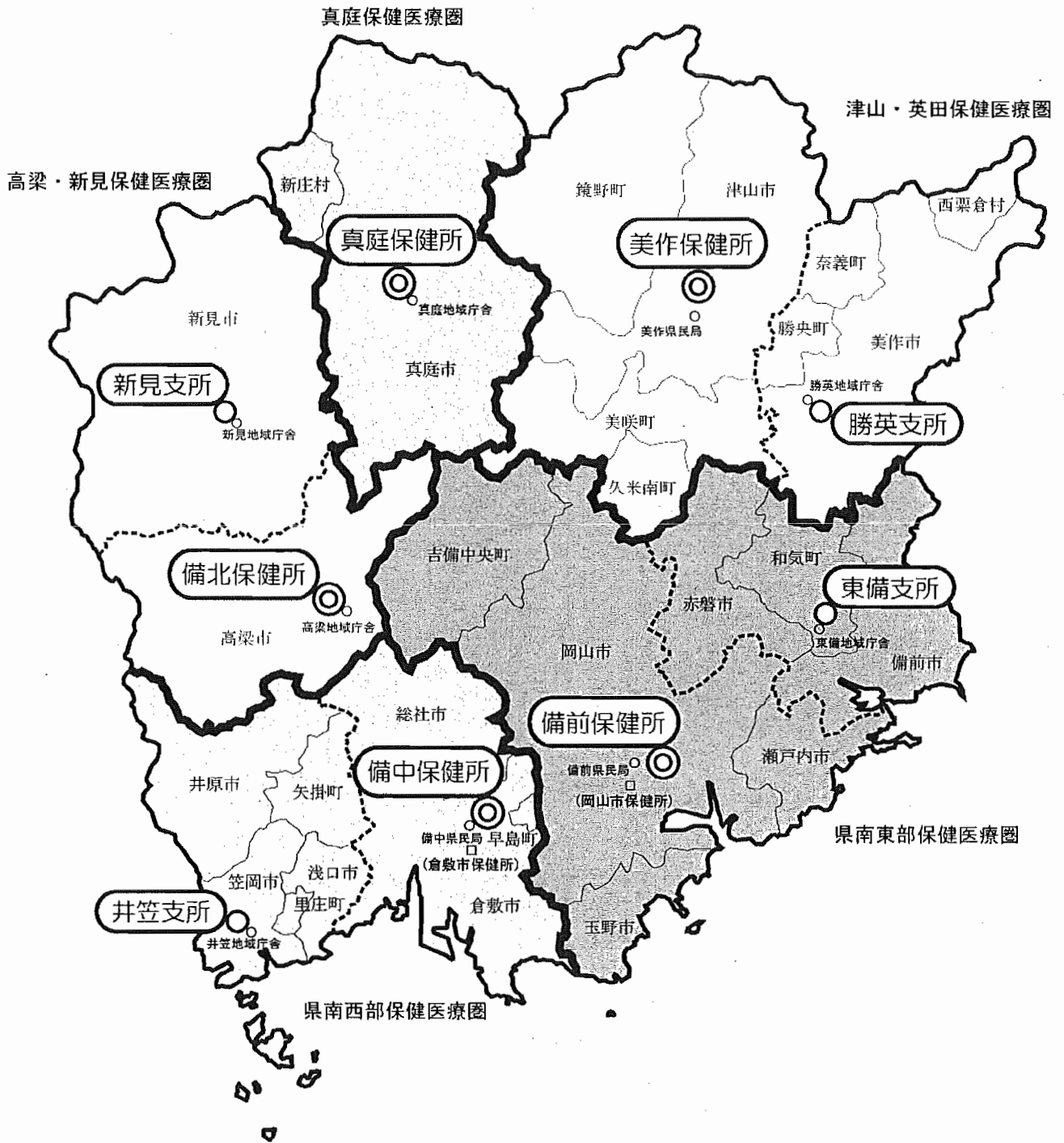
平成21年4月（県民局支局の地域庁舎（仮称）への移行と同時）

保健所再編後の保健所・支所の業務分担の例示

◎印は、保健所において特に重点化・対応力の強化を行う機能を示す。

県保健所 ～ 広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能 ～	県保健所	
	保健所	支所
<u>○広域的企画調整、技術的支援</u>		
市町村への技術的支援（職員研修、地域診断、スーパーバイズ）	◎	○
地域保健に関する情報収集、調査・研究、総合調整	◎	○
健康危機管理対策	◎	○
<u>○対人保健サービス</u>		
精神保健対策：措置入院、社会復帰支援、自殺・ひきこもり相談など [市町村：一般的相談、訪問指導業務]	○	○
母子保健対策：発達障害、ハイリスク妊産婦相談など [市町村：一般的相談、健診（1歳6か月・3歳）、予防接種]	○	○
児童虐待対策：虐待児童のいる家庭への支援 [市町村：一般的相談、早期発見、通告受理]	○	○
健康増進対策：健康づくり環境整備（禁煙・分煙の推進等） [市町村：健康診査、健康教育・相談]	○	○
感染症対策（結核・エイズ・肝炎等）：採血検査、相談等 [市町村：予防接種、検診]	○	○
難病対策：医療費助成手続、相談等	○	○
医療監視指導	○	
医師確保、医療提供体制の整備	○	
<u>○対物保健サービス（営業等の許認可手続、指導監視等）</u>		
食品衛生対策（飲食店、食品関係施設等）	○	
生活衛生対策（理美容、クリーニング、旅館等）	○	
薬事対策（薬局等）	○	

(参考) 二次保健医療圏と新たな保健所・支所の位置図



新しい行革大綱（素案）

1 行財政構造改革の目的

県では、中長期の県政推進の指針として策定した「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現を目指し、「協働」を基調として豊かで活力ある県づくりに取り組んでいます。

一方、国の厳しい財政状況を背景に地方交付税が大幅に削減され、その後も抑制傾向が続く中、全国的に厳しい財政運営を余儀なくされる地方自治体が続出するとの見通しが、今、現実のものとなってきています。こうした全国的な傾向と同様、本県財政は巨額の収支不足に直面しており、歳出構造の抜本的な改革を成し遂げてこの未曾有の財政危機を克服し、財政再生団体への転落を何としても回避し、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していかなければなりません。

また、地方分権型社会が進展する中、地方における県の役割は依然として重要であり、その役割を担うためにも、安定した持続可能な財政運営のもとで県民の視点に立った効果的な行政運営が求められています。

こうしたことから、県ではこれまでの行財政改革の取組を踏まえた上で、歳出構造の抜本的な見直しを行うとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど県行政システムの再構築に取り組み、県民の要請に応えることのできる行財政構造に転換します。

そして、改革を進めるに当たっても、夢づくりプランの基本的な考え方を堅持しながら、県民の暮らしを守り、これを向上させていくことを最優先に、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上といった分野には特に配慮して、県民が将来に夢と希望を持ち続けることができ、誰もが「安心して暮らせるおかやま」、21世紀に飛躍し続ける、活力ある「元気なおかやま」の実現を目指してまいります。

2 県行財政の現状・課題と取り巻く環境

(1) これまでの行財政改革の取組

県では、平成9年当時の極めて厳しい県財政の立て直しを緊急かつ最重要の課題として捉えるとともに、新たな課題や多様化する県民ニーズに機敏に対応できる柔軟でスリムな行政システムの構築を目指して、これまで3次にわたり行財政改革大綱を策定し、歳出の削減、組織や職員定数の見直し、外郭団体の見直しなど、あらゆる分野において抜本的な改革に取り組んできました。

その結果、県債残高や公債費に係る指標は、以前に比べて大きく改善するなど、いわゆるストックベースに関わる部分で一定の改善が図られ、また、地方振興局の再編など、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築に努めてきたところです。

(2) 厳しい県財政の状況

平成9年以来、公共事業の削減をはじめ、一般行政施策費についても約32.3億円を削減するなど、厳しい改革に取り組んできましたが、そうした取り組みを進めるさなか、平成16年度の交付税ショックにより、約30.0億円規模で一般財源が激減しました。その後も地方交付税の抑制傾向が続く中、特定目的基金からの繰替運用等の緊急避難的な財政運営も限界に近づきつつあります。

また、粗い試算ではありますが、現在の状況が続いた場合の向こう10年間の傾向として、県財政は、構造的に約400億円の規模で毎年の収支不足が見込まれることとなりました。全国的な傾向としても、財源不足を補う財政調整基金等が平成23年度には枯渇し、地方団体の健全な財政運営が破綻するといわれている中、持続可能な財政構造を確立するため、さらなる歳出削減など歳出構造の抜本的な改革に取り組む必要があります。

(3) 真の分権型社会の進展等

① 地方分権改革の推進

これまで、地方分権一括法の制定により機関委任事務が廃止されるなど、一定の成果が積み重ねられてきました。しかし、三位一体の改革においては、4.9兆円の国庫補助負担金改革や国から地方への3兆円の税源移譲が行われたものの、5.1兆円に上る地方交付税が一方的に削減されるなど、地方の自由度の拡大という点では不十分であり、地方分権改革は未完の改革にとどまっています。

真の分権型社会の構築に向け、国と地方の役割分担の抜本的な見直しや地方税財源の充実強化を図るなど、第二期地方分権改革を強力に推進しなければなりません。地方としても、自ら行財政改革に取り組み、住民本位の力強い施策展開を可能とする簡素で効率的な筋肉質の行財政システムの構築が求められています。

② 県と市町村の役割分担等の明確化

そうした地方分権改革の大きな流れの中で、地方において県と市町村の役割を明確にすることは重要であり、基礎的自治体である市町村は住民に身近な事務を行い、県は広域的な事務や高度の専門性が求められる事務を行うという役割分担のもと、分権型社会にふさわしいお互いが自立した関係を構築します。

また、役割分担を明確にした上においても、中山間地域対策、医師確保対策

や地域交通対策など地域の喫緊の課題については、県として先導的な役割を果たしていきます。

また、県と民間との関係では、今後、ますます複雑・多様化する行政ニーズに適切に対応するため、NPO等の民間が主体となった公共サービスの提供が一層求められており、それぞれの役割分担のもとで、ともに力を合わせてさらなる協働を進める必要があります。

(4) 道州制の検討の加速

道州制は、地方分権改革の究極の姿であり、地方による主体的、総合的な政策展開を可能とし、地方の将来の発展のためには不可欠の改革です。中央省庁の解体再編を伴う、国のかたちの根本に関わる大改革であり、着実な歩みを進めるためには、国民・県民の理解を得る必要があることから、本県では、道州制の意義やメリット等について分かりやすく情報発信し、気運の醸成に努めるなど、積極的な取組を進めています。

政府の「道州制ビジョン懇談会」が「2018年までに道州制に完全移行すべき」とする中間報告を行うなど、経済界等を含む各界各層で道州制の導入に向けた議論が具体化・加速化しており、こうした道州制議論の状況も踏まえ、将来の都道府県の在り方も視野に入れながら、分権時代にふさわしい行財政システムの構築を図る必要があります。

3 行財政構造改革の基本方針

(1) 改革の視点

① 持続可能な財政構造の確立

極めて厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政構造を確立するため、これまでの3次にわたる行財政改革の取組を踏まえた上で、財政構造の抜本的な改革に総力を挙げて取り組みます。

そのための目標として、収入に見合った予算を組むこと、県債残高をこれ以上増やさないこと、今後4年間で巨額な収支不足を解消することなどを掲げ、事務事業、公の施設、外郭団体などのあらゆる事業をゼロベースで見直した上で、今後の収支不足を解消します。

② おかやまの未来を切り拓く事業に選択と集中

厳しい財政状況にあっても、岡山県財政構造改革プランにおいて配慮すべき分野として選択した、安全・安心、子どもの教育、子育て、環境保全、中四国における拠点性の向上などの事務事業や、産業振興などによる税源のかん養等の施策について、生産性の高い効率的な実施に努め、予算を集中させて、おか

やまの明るい未来を切り拓く取組を進めます。

また、財政構造改革における取組は、これまで以上に、県民の目線に立って少ない経費で最大の効果を上げることが求められます。ただ単に予算を執行するという概念を捨て、県民の満足度などの事業成果を上げることにより、十分に成果が上がらない事業は直ちに直視するなど、スピード感を重視し、知恵と工夫により、少しの経費も無駄にしないという使命感をもって取り組めます。

③ 少数精鋭の仕事集団の県庁に改革

事務事業などの実施において、県民満足度などの最大の効果を上げるため、県庁も変わります。

まずは、徹底して最も効率的・効果的に事務事業が実行できるスリムな組織とするとともに、迅速な意思決定が図られる「フラット化」の利点を生かしつつ、職員や組織のつながりを重視し、県庁全体で組織力を発揮できる体制を整えます。

そして、職員一人ひとりが、高いモチベーションのもとで前向きに県庁を変えることのできる環境をつくり、まずは、身近な事務の改善から始め、これまでの慣習にとらわれることなく、効率的・効果的な仕事のやり方に変え、県民本位の仕事に自信と誇りを持って取り組む集団になります。

こうしたことにより、改めて職員の意識改革に取り組みながら、人数の限られた小さな組織であっても、最大の行政効果を上げることができる、全国に誇れる、少数精鋭の仕事集団としての県庁が変わります。

(2) 具体的な枠組み

行財政構造改革として、集中的に取り組む内容は、次の10分野とします。

なお、改訂第3次行財政改革大綱で定めた各分野の目標値のうち、平成20年度で達成できていないものについては、この改革に引き継いで達成します。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 職員数 | ⑥ 歳入確保 |
| ② 組織 | ⑦ 公の施設 |
| ③ 職員の意識改革と人事制度等 | ⑧ 市町村への事務・権限移譲 |
| ④ 事務事業 | ⑨ 外郭団体等 |
| ⑤ 公共事業 | ⑩ 行政評価 |

(3) 推進期間

推進期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間とします。なお、職員数の取組については、推進期間を25年度までとします。

4 財政構造改革に向けた取組

前述のとおり、県財政は、財政再生団体に転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するため、さらなる歳出削減など歳出構造の抜本的な改革に取り組む必要があります。その改革を計画的に達成するため、具体的な取組として岡山県財政構造改革プランを取りまとめ、平成21年度から、適切に予算に反映させます。なお、その場合においても、夢づくりプランの考え方は堅持し、戦略的な選択と集中を徹底し、安全・安心、子どもの教育などの分野に配慮しながら取り組めます。

① 財政構造改革の枠組み

改革の目標額は、一般財源ベースで総額約〇〇〇億円とし、長期的な視点に立って、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するための目標として設定するものです。それを達成するための分野ごとの取組額は、人件費・内部管理経費の削減により約〇〇〇億円、歳入の確保により約〇〇〇億円、そして行政経費の削減により約〇〇〇億円とします。

また、目標総額の達成時期は、県民生活など社会的影響を考えると、来年度ですべて実行することは困難であり、24年度までに達成することとします。

② 今後の財政運営の課題

これからの財政運営は、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するために、歳入に見合った歳出規模へ転換しなければならないと考えています。また、将来にわたって公債費の水準を抑制するため、公共事業に係る地方負担を削減していますが、依然として、公債費は毎年1,000億円を超える状態にあることから、引き続き、公債費を抑制する必要があります。さらに、これまで、予算上の収支を均衡させるため、行革推進債の発行や特定目的基金からの借入れ等を行ってきましたが、行革推進債は、一時的な収支不足対策として緊急避難的に発行するものであり、また、特定目的基金の活用も限界があることから、こうした臨時的歳入対策に頼らない財政運営を行う必要があります。

③ 財政構造改革の目標

こうしたことを踏まえ、財政構造改革の目標として、次の5つの項目を掲げて取り組めます。

- ・収入にあわせた予算を組みます。
- ・県債残高をこれ以上増やしません。(プライマリーバランスの黒字化)
- ・同規模県と比較して最もスリムな体制を目指します。
- ・行革推進債などの緊急避難的な対策による財政運営と決別します。
- ・今後、4年間で改革の総仕上げを行います。

④ 国に対する主張

交付税ショックとその後の抑制傾向により、国によって一方的に失われた財源については、国において当然復元されるべきものであると考えます。これまでもその旨を強く訴えてきましたが、今後とも、本県と同様に厳しい財政状況の下にある地方自治体や全国知事会等と連携しつつ、あらゆる機会を捉えて、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の総額の確保について、国に対して一層強力に主張してまいります。

5 分野別の具体的取組

(1) 職員数

① これまでの取組

平成9年度以降、知事部局等では事務事業の見直しや組織の再編など、教育委員会では県立高等学校の統廃合や児童生徒数の減少に伴う教職員の純減のほか事務局職員の純減など、また、警察本部では国で定めた計画に基づき警察官の増員を行う中で警察官以外の職員の純減などにより、県全体で約2,500人を純減しました。

② 今後の取組方針

知事部局等の職員数については、全国と同規模県（人口及び財政力指数）と比較して、最小となる約3,600人体制を目標に、県民サービスへの影響に配慮しながら、事務事業などの見直し、簡素で効率的な組織体制の整備、仕事のやり方を見直しや事務改善などにより、業務量に見合った適正な職員配置に努めた上で職員の純減を図ります。

知事部局等のほか、教育委員会、警察本部等においては、法令等による職員の配置基準に留意しながら、教職員や警察官の適正配置に努めるとともに、事務の合理化等による教育委員会事務局職員や警察官以外の職員の純減、児童生徒数の減少に伴う教職員の純減等により、今後5年間で、県の総定員〇〇〇〇人の純減を図ります。

【総定員の純減目標】

部 門	H20.4総定員	数値目標(H25.4まで)	
		人 数	率
知事部局等	4,500人	▲〇〇人	▲〇〇%
教育委員会	15,464人	▲〇〇人	▲〇〇%
警察本部	3,906人 うち警察官以外 517人	▲〇〇人	▲〇〇%
企 業 局	128人	▲〇〇人	▲〇〇%
合 計	23,998人	▲〇〇人	▲〇〇%

(注) 上記数値目標は、現段階における目標であり、今後、変動する場合もある。

(2) 組織

① これまでの取組

社会経済情勢の変化や新しい行政課題に対応するため、柔軟でスリムな体制を目指し、組織を再編しました。

【主な取組】

- ・本庁組織－各部1課（室）の削減－（H10）
- ・企画振興部、生活環境部への再編（H10）
- ・地方振興局の再編等出先機関の統廃合（H17）
- ・組織のフラット化・柔軟化の導入（H16）
- ・地方独立行政法人化の推進（H19）

② 今後の取組方針

財政構造改革プランの取組を緊急かつ確実に実行するとともに、夢づくりプランを着実に推進する組織体制を構築します。

ア) 組織の統廃合の推進

事務事業の見直し等を確実に反映した上で、類似業務を行っている組織の統廃合などを進めるとともに、課班体制を原則、班員5～8人、課員20人前後を基本とし、県民本位の行政を堅実に進める体制に再編します。

イ) 組織マネジメントの機能強化

迅速な意思決定が図られるフラット化の利点を生かしつつ、組織の総合調整機能の強化や次世代を担う人材育成等のため、所属長と適切な役割分担を担う職員を配置します。

ウ) 本庁組織

総合的な政策立案機能の充実を図るとともに、歳入確保など財政構造改革の取組をはじめとする部局横断型の課題や行政需要の変化に的確に対応し、県民目線に立った政策を戦略的に展開するために、本庁組織の見直しを行います。

エ) 出先機関

県民局・支局及び保健所について、平成21年4月からそれぞれ、県民局・地域庁舎（仮称）体制及び保健所・支所体制とし、本庁への業務集約や市町村への権限移譲等を積極的に進め、さらなる効率化を図ります。また、すべての出先機関において、より効率的・効果的な組織への見直しを行います。

(3) 職員の意識改革と人事制度等

① これまでの取組

コスト意識や民間の経営手法等を取り入れた職員研修の充実を図るととも

に、能力主義に基づく適材適所の人事配置を行い、職員の勤務意欲や職員資質の向上と組織の活性化を目指した人事管理システムの構築に取り組んできました。また、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分に反映しうるよう、給与構造の抜本的な見直しを実施しました。

【主な取組】

- ・庁内公募制の導入（H9～）
- ・人事評価制度の試行開始（H14～）
- ・職員研修の民間専門機関への委託（H14～）
- ・岡山県職員人材育成基本方針の策定（H16）
- ・管理職等所属長に対する人事評価結果の勤勉手当への反映（H18～）
- ・給与構造改革の実施（H18）

② 今後の取組方針

研修所研修や職場研修等による人材育成と、給与や任用といった人事管理制度との連携を図り、中長期的な視点での計画的な人的資源の育成・管理に取り組めます。

ア) 人材育成への取組

意欲と目標を持って自らのキャリアを作り上げる意識を醸成するとともに、職場全体で人材を育てるという認識のもと、職員の意識改革を進め、前例にとらわれない柔軟な発想力を持ち、多様化する行政ニーズに的確に対応できる優秀な人材の育成に取り組めます。

- ・キャリア形成に主眼を置いた研修所研修の体系の見直し
- ・仕事を通じた能力開発を促進する職場研修（OJT）の充実
- ・先輩職員がよき先導者として若手職員の育成・指導を進めるメンター制度の導入
- ・自己啓発等の休業など諸制度を用いた自己啓発活動の促進

イ) 人事評価制度の早期導入

これまでの試行結果を踏まえ、職員が発揮した能力や生み出した成果・実績を的確に評価し、その結果を任用や給与へ反映する人事評価制度の早期の本格的導入を図ります。

ウ) 人事管理制度の充実

勤務実態を踏まえ、能力主義に基づく適材適所の人事配置を行い、職員の能力や勤務意欲の向上を図り、組織の活性化に努めます。

- ・職員の勤務意欲を高め、そのアイデアを業務に活かすことを目的とした、庁内公募制の充実
- ・職員が健康上の理由等により職責を全うできなくなった場合に、自ら降任の申出を行うことができる希望降任制度について検討

・職員数の削減策の一つとして、早期退職制度の整備を検討

エ) 手当等の見直し

諸手当及び旅費について、あり方から抜本的に見直すとともに、給与制度全般について、社会経済情勢や人事委員会勧告等を踏まえた不断の見直しを実施します。

また、臨時的任用職員の削減や非常勤職員の見直しに取り組みます。

(4) 事務事業

① これまでの取組

平成9年度以降、限られた財源を最大限有効に活用し、重点的に取り組むべき分野に集中的に投資する「選択と集中」を行う中で、財源の活用を図りつつ、歳出水準を引き下げてきました。その結果、平成20年度までに、一般施策等について一般財源ベースで323億円を削減し、運営費について64億円を削減しました。

公債費については、平成9年度から11年度にかけて、起債制限比率が17.1%から19.3%へと急速な勢いで悪化したため、公共事業の地方負担の削減を行うとともに、できる限り低利な資金の活用を図ることなどにより、平成19年度には14.2%と改善しました。また、毎年度の公債費も平成15年度をピークに低減し、県債残高についても、平成20年度をピークに低減する傾向にあります。

② 今後の取組方針

一般施策等である国庫補助事業や単県行政施策費について、官と民との役割分担、県と市町村との役割分担、県行政の守備範囲そのもの見直し等の観点から徹底して見直しを行い、平成24年度までに、平成20年度当初予算比で約〇〇〇億円を削減します。

運営費については、事務費のさらなる削減、庁舎等維持管理経費の縮減などにより削減します。

公債費については、公的資金補償金免除繰上償還や低利な資金調達の拡充などにより縮減します。

(5) 公共事業

① これまでの取組

平成9年度以降、公共事業に係る各種評価システムを活用した事業箇所の優先順位付け、公共工事のコスト縮減や国庫補助制度の活用等により、効率的な事業の実施を図り、必要な公共事業量の確保に努めてきました。また、地元企業への優先発注など地域経済への影響にも配慮した上で、補助公共事業、単独

公共事業等の公共事業費について、平成8年度から20年度までに、930億円削減し、地方負担額では、同じく320億円を削減しました。

② 今後の取組方針

公共事業費の地方負担額の目標値として、平成21年度及び22年度の2年間において、それぞれ対前年度当初予算比〇〇%程度を削減します。

(6) 歳入確保

① これまでの取組

産業振興による税源のかん養、徴収対策の強化や県有財産の有効活用等により歳入を確保しました。

【取組内容】

- ・「岡山県税収確保対策実施計画」を策定（H18）
- ・歳入確保連絡会議を設置し、県有資産の売却や有効活用、新たな広告媒体の導入等、さらなる歳入確保について、全庁的に検討（H19）

② 今後の取組方針

徹底した事務事業の見直しとあわせて、県自らの努力による歳入確保策に積極的に取り組みます。

- ・県税の収入率を全国でもトップクラスの98.0%以上に向上
- ・県有施設へのネーミングライツの導入、県有財産の有効活用、県有施設の使用料等の適正化等
- ・県税以外の滞納債権について、法的な手続きの活用や債権放棄の検討
- ・退職手当の増加に対して、年度間の負担の均等を図るための退職手当債を発行

(7) 公の施設

① これまでの取組

これまで、PFIを活用した施設の整備に取り組むとともに、サービス水準や施設の管理運営の効率性の向上を図るため、指定管理者制度を積極的に導入しました。

【PFIを活用した施設の整備】

- ・岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター（H15）
- ・岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（H17）
- ・岡山県総合教育センター（※行政機関）（H19）

② 今後の取組方針

施設の利用状況などの現状分析を行った上で、県施設としての設置意義などを検証し、施設の閉鎖、譲渡、集約化などに取り組みます。なお、引き続き存続する施設においても、施設で提供するサービスは真に必要なものに限定することとし、徹底的なコスト縮減を図ります。

- ・ 閉じる施設 ○○施設
- ・ 譲渡する施設 ○○施設
- ・ 集約化する施設 ○○施設
- ・ 縮小する施設 ○○施設

(8) 市町村への事務・権限移譲

① これまでの取組

市町村合併の進展による市町村の自治能力の向上や地方分権の進展に伴い、住民に身近な行政事務は、できる限り市町村で行えるようにするため、「市町村の自立向上のための県からの事務・権限移譲計画」（平成17年11月策定）に基づき、市町村と協議を行ったうえで109の事務を移譲しました。

【主な移譲事務】

- ・ 旅券発給事務（H18全市町村）
- ・ 農地転用（4ha以下）許可事務（H19全市、H20全町村）
- ・ 県道管理事務（H18新見市）

② 今後の取組方針

国の新地方分権一括法（仮称）の制定など、地方分権改革の動向を踏まえるとともに、市町村の意向を反映させた、新たな事務・権限移譲計画を策定します。

市町村と協議・調整を行った上で、市町村が移譲によるメリットを享受できる事務について積極的に移譲するとともに、市町村において円滑な事務が行えるよう人的・財政的な支援措置を引き続き実施します。

(9) 外郭団体等

① これまでの取組

外郭団体については、「外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」や「外郭団体の見直し基準」を策定し、不断の見直しを行う中で、平成19年には、団体のあり方、業務・組織の効率化等について、詳細な分析を行い、外郭団体改革プランを取りまとめました。

審議会については、「審議会の見直し方針」を策定し、統廃合の検討や委員数等を削減しました。

② 今後の取組方針

ア) 外郭団体

外郭団体については、設立の意義、事業の必要性、県の関与のあり方などの観点から検証し、抜本的な見直し、派遣県職員の原則引き揚げなど財政的・人的支援の縮小、類似団体との統合などの見直しを行います。また、あり方検討としている団体などについて、不断の見直しを行います。

- ・抜本的な見直し ○○団体
- ・統合 ○○団体
- ・あり方検討 ○○団体
- ・自立化 ○○団体

イ) 外郭団体以外の出資・出捐法人

外郭団体以外の出資・出捐法人については、その必要性について見直しを行い、県との関係のあり方について検討します。

ウ) 審議会

審議会については、「審議会の見直し方針」に基づき、引き続き、統廃合の検討や委員選任等の見直しを進め、女性委員や公募委員を積極的に登用します。

(10) 行政評価

① これまでの取組

平成10年度以降、事務事業レベルの行政評価制度を順次実施し、15年度からは「夢づくり政策評価」として、具体的な数値目標を示した快適生活指標を活用した評価制度を導入しました。

行政評価制度		導入年度	評価対象
夢づくり政策評価制度		15年度	「新おかやま夢づくりプラン」に定めている各プログラム
大規模施設建設事業評価システム		11年度	県が10億円以上を負担する大規模な施設の建設事業
一般事務事業評価制度		12年度	国庫補助事業及び単県行政施策に分類される事業
公共事業評価	公共事業事前評価システム	13年度	事業費が1億円以上の新規の公共事業
	公共事業再評価システム	10年度	事業実施決定から長期間が経過しているにもかかわらず完了していない公共事業
	公共事業事後評価システム	18年度	事前評価または再評価を実施している事業で、事業完了後一定期間(5年以内)が経過した公共事業

② 今後の取組方針

県全体として、政策から事務事業レベルまでの行政評価制度を体系化したうえで、県民満足度などわかりやすい成果指標を評価基準とした、効果的な行政評価システムを構築します。

財政構造改革に取り組む中で、実施する事務事業については、これまで以上に少ない経費で最大の効果を上げることが求められることから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事務事業の不断の見直しを行う行政評価システムを構築し、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（行動）のPDCA型の行政評価サイクルを徹底します。

6 改革の進め方

この行財政構造改革の取組は、財政再生団体への転落を必ず回避し、なんとしてでも成し遂げなければならない改革です。

したがって、これから取り組む改革は、これまでも増して、県民の皆様をはじめ、県議会、市町村、関係団体等の御理解と御協力をいただきながら、改革の目的、改革の視点を基本として、財政構造改革プランの具体的な取組により、英知を結集して着実に進めていく必要があります。

特に、毎年度の財政状況や改革の取組内容などについては、積極的な情報公開に努め、できる限りわかりやすく、見やすい資料により説明し、十分に理解をいただきながら進めます。

また、今回の財政構造改革は、中長期的な展望に立った財政運営を行うとともに、今後の財政状況の傾向や構造的な収支不足の規模をおおまかにでも捉える必要があることから、粗い試算により算出した収支不足の規模の解消を前提に取り組むこととしています。今後、社会経済情勢の変化等により、収支不足の規模について変動することも予想されるところであり、県としては、国の動向なども含め、そうした変動要因をできるだけ早期に把握し、適切に対策を講じていきます。

さらに、県が実施する事務事業については、継続的に行政評価を行い、その結果についてわかりやすく公表し、予算や計画に反映させながら、スピード感覚を持ち、県民満足度を高める事業を効果的に行うため、不断の見直しに取り組めます。

（独自の給与カットについて記述予定）

こうした進め方を県の基本姿勢として、県自らが身を切ることなどにより、県民の皆様への御理解をいただきながら改革を推し進め、岡山の明るい未来を切り拓き、活力と安心の岡山を築きたいと考えています。このような改革に取り組む私たち地方の気概や実績は、今後の地方分権改革の推進等に必ず結びつくものと考えており、今後の行財政構造改革の前進に全力を傾注してまいります。

岡山県税制懇話会報告書

—森林の保全に係る県民税の検討—
(おかやま森づくり県民税)

平成20年11月

岡山県税制懇話会

はじめに

岡山県では、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）（平成11年法律第87号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正され、平成12年4月から法定外目的税を創設することが可能となるなど、課税自主権の活用の範囲が拡充されたことや、さまざまな議論を踏まえ、平成16年度から県民税の均等割の超過課税（以下「超過課税」という。）を行い、およそ5年間にわたり、これにより得られる県民税（森林の保全に係る県民税。以下「おかやま森づくり県民税」という。）を財源として、荒廃林の間伐や、森林整備の担い手の育成など、森林の保全を図るための事業や、県民参加による森づくり、森林ガイドの養成、施設整備における県産材の使用など、県民に森林の重要性を啓発するための事業を県民と一体となって行うことにより、たゆまぬ努力が続けられてきた。

おかやま森づくり県民税は、森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）第2条及び第3条において、課税を行うことができる期間が5年間に限定されているため、平成21年4月以降、これを課税することができなくなるが、岡山県には森林の保全という特別な行政需要がなお存するとして、岡山県知事から検討の要請があったため、岡山県税制懇話会では、超過課税を継続することの必要性をはじめ、おかやま森づくり県民税の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証するとともに、主として、今後における効果的なおかやま森づくり県民税の用途について検討を行った。

水源のかん養や県土の保全など、森林が有する公益的機能を維持していくためには、県民はもとより、すべての事業者が森林から恩恵を享受していることを意識して、森林を保全することの大切さを知ることが必要であり、税収をより効果的に活用することにより、岡山県が中心となって森林の保全に関する施策を一層推進していくことが重要であるが、この報告は、本懇話会が、このような認識に立って、おかやま森づくり県民税の今後のあり方についてとりまとめたものである。

この報告を契機として、すべての県民とすべての事業者が森林保全の重要性や税制度の問題を自らの問題として捉え、森林をとりまく現状について理解を深めることにより、県民や事業者にとって欠くことのできない重要な機能を有する森林が県民共有の財産としてより良い姿で次の世代に引き継がれていくことを期待してやまないものである。

(目 次)

1	おかやま森づくり県民税の検証・成果（平成16年度～19年度）	1
	I 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり	1
	II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	3
	III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	5
2	おかやま森づくり県民税の必要性	8
3	使途事業の方向性	9
4	税制度のあり方	12
	(1) 課税方式	12
	(2) 税率	12
	(3) 課税期間	13
5	基金のあり方	13

○資料編

1 おかやま森づくり県民税の検証・成果（平成16年度～19年度）

おかやま森づくり県民税は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止など、すべての県民が享受している森林が有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林の保全に関する施策の一層の推進を図るため、環境先進県を目指す観点から、全国に先駆けて平成16年4月に導入されたものである。

おかやま森づくり県民税は、森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）において、岡山県おかやま森づくり県民基金（以下「おかやま森づくり県民基金」という。）に積み立てることと規定されており、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するために活用することとされている。これを踏まえ、岡山県では、岡山県税制懇話会の提言（平成15年10月）に従いながら、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として各種の森林を保全するための施策が展開されてきた。

その結果、森林の保全に関する多くの事業が実施され、次に報告するとおり、森林の整備や再生、担い手の確保、木材の利用、県民参加の森づくりなどが行われるなど、大きな成果が得られたところである。また、岡山県が森林の保全を目的として超過課税を行ったことは他県にも大きく影響しており、平成20年4月1日現在、29の県が超過課税を行うまでに広がりを見せるかたちで、波及効果が生じている。

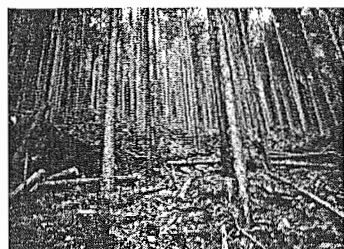
I	水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり	[1,175,589千円]
II	森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進	[422,190千円]
III	森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進	[125,157千円]
		[計 1,722,936千円]

I 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり [1,175,589千円]

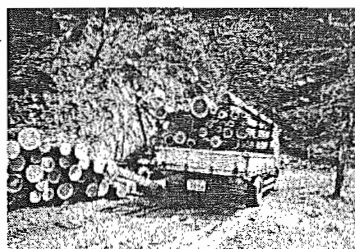
(1) 健全な人工林の整備 (1,115,514千円)

水源のかん養や県土の保全など森林が有する公益的機能を高めるため、奥地人工林の間伐や16年台風第23号による風倒木被害地の復旧などの支援が行われた。

・奥地林等の間伐	3,846ha
・スギ間伐材の搬出 (15,839m ³)	312ha
・平成16年台風第23号被害の復旧支援	2,271ha
計	6,429ha



奥地林の間伐(高梁市)



スギ間伐材の搬出(西粟倉村)



台風被害の復旧支援(津山市)

整備した6,429haの森林は、次のような働き（森林の公益的機能）が期待される。

- ① 9万9千人の人間が呼吸により排出する量（年間）の二酸化炭素を吸収する。
また、自家用乗用車が排気する二酸化炭素量（年間）では1万4千台に相当する。

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を放出する。このような働きは、森林の「二酸化炭素吸収機能」として評価される。

■二酸化炭素吸収量試算

$$1.35\text{t-C} \times 3.67 = 4.95\text{t-CO}_2$$

$$4.95\text{t-CO}_2 \times 6,429\text{ha} = 31,824\text{t-CO}_2$$

$$31,824\text{t-CO}_2 \div 320\text{kg} \doteq 9.9\text{万人}$$

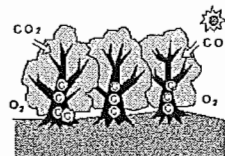
$$31,824\text{t-CO}_2 \div 2,300\text{kg} \doteq 1.4\text{万台}$$

※1：1ha当たりの炭素吸収量（林野庁試算数値）

※2：二酸化炭素の重量に換算 $\frac{44(\text{CO}_2\text{分子量})}{12(\text{Cの原子量})} \doteq 3.67$

※3：人間1人が呼吸により排出する年間二酸化炭素排出量（林野庁HPから引用）

※4：自家用車1台の年間二酸化炭素排出量（林野庁HPから引用）



- ② 17万7千人の生活用水（年間）に相当する水資源を蓄える。

森林は雨水を森林土壌に浸透させ、水質を改善し、利用可能な水として少しずつ安定的に河川等に流出させる働きがある。このような働きは、森林の「水源かん養機能」として評価される。

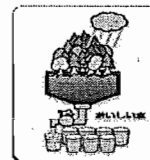
■流域貯水量試算（日本学術会議の「森林の公益的機能評価額」算出方法に基づく）

$$3,151,000\text{l} \times 6,429\text{ha} = 20,257,779,000\text{l}$$

$$20,257,779,000\text{l} \div 114,245\text{l} \doteq 17.7\text{万人}$$

※5：1ha当たりの流域貯水量

※6：1人当たり年間使用量（2003年値、国土交通省水資源部調べ）



- ③ 10tダンプトラック30万5千台分の土砂の流出を防ぐ。

森林は降雨による地表への衝撃エネルギーを緩和するとともに、落葉落枝により地表面の浸食を抑制する。また、森林土壌は水の浸透能が高いため、地表を流れる雨水の量を減少させる。このような働きは、森林の「土砂流出防止機能」として評価される。

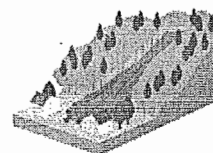
■浸食防止量試算（森林と無立木地の浸食土砂量の差を森林による浸食防止量とする）
日本学術会議の「森林の公益的機能評価額」算出方法に基づく）

$$261\text{m}^3 \times 6,429\text{ha} = 1,677,969\text{m}^3$$

$$1,677,969\text{m}^3 \div 5.5\text{m}^3 \doteq 30.5\text{万台}$$

※7：1ha当たりの浸食防止量

※8：10tダンプトラック容量

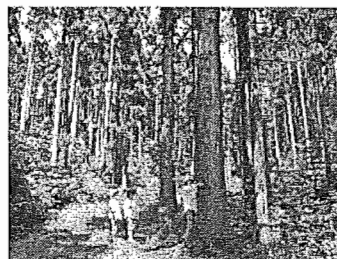


(2) 多様な森づくり、特に重要な森林の公的整備 (60,075千円)

森林が有する公益的機能を永続的に発揮させるため、主要なダム上流域の人工林が県有林として整備された。

・水源の森の県有林化

68ha



水源の森（鏡野町）

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

[422, 190千円]

(1) 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成 (148, 532千円)

森林整備を適正に推進するには、担い手の確保が不可欠であるが、新規に労働者を雇用した林業事業体に対し、現場研修経費を支援するとともに、岡山県又は市町村が管理する森林利用施設を新規就業者の研修の場として提供して、林業に必要な知識や技能を有する人材が育成された。

- ・新規就業者の現場研修経費の助成 実93人 (延167人、延56事業体)
- ・新規就業者の研修の場の提供 延83箇所 (延771ha、延8, 680人)

支援した93人のうち、73人(78%)の若い人が担い手として活躍している。また、森林組合で働く39歳以下の人の割合が増えている。

■ 森林組合作業班員の推移 (39歳以下の人の割合)

H15 $\frac{89人}{503人}$ (18%) ※9 → H18 $\frac{120人}{526人}$ (23%)

※9 : $\frac{39歳以下の作業員数}{全作業員数}$

(林政課調べ、「森林組合統計」農林水産部組合指導課)

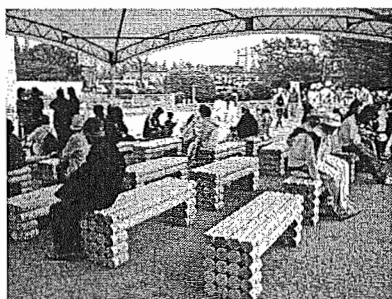


新規就業者の現場研修(美咲町)

(2) 木材の利用促進 (273, 658千円)

県産材の利用促進は、林業や木材産業を活性化させるだけでなく、森林の整備や地球温暖化防止に重要な役割を果たすこととなるため、県産材を使用して製作したベンチが「晴れの国おかやま国体」会場等に設置されたほか、公共施設や学校等の内装の整備、公共事業等において間伐材や16年台風第23号により発生した風倒木が積極的に活用された。

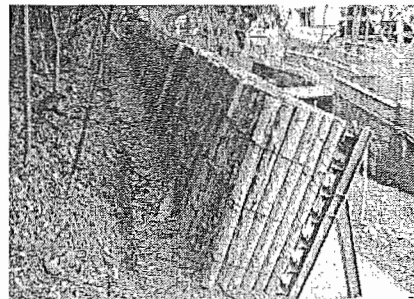
- ・県民室のカウンター等の木質化 2m³ (1箇所)
- ・公共施設等の整備 284m³ (309箇所)
- ・治山施設等への風倒木、間伐材等の活用 583m³ (41箇所)
- ・暗渠排水の実証研究への木材チップの活用 27m³ (2箇所)
- ・高校生が提案する施設整備に係る木材の利用 53m³ (8高校)
- 計 949m³ (361箇所)



ベンチ(国体会場 岡山市)



保育園の内装整備(倉敷市)



落石防護柵(高梁市)

間伐材 6 万 3 千本に相当する県産材を利用された。

■直径10cm、長さ1.5mの間伐材に換算

$$(0.1\text{m})^2 \times 1.5\text{m} = 0.015\text{m}^3 (\text{間伐材 1 本あたり材積})$$

$$949\text{m}^3 \div 0.015\text{m}^3/\text{本} \approx 6.3 \text{ 万本}$$



休憩所(岡山市表町)

また、この木材を長く利用することにより、129世帯分の二酸化炭素排出量(年間)に相当する709tの二酸化炭素が木材の中に貯蔵され、地球温暖化防止に貢献することになる。

■木材の二酸化炭素固定量

$$949\text{m}^3 \times 0.407\text{t}/\text{m}^3 \times 0.5 = 193.12\text{t-C}$$

$$193.12\text{t-C} \times 3.67 = 709\text{t-CO}_2$$

$$709\text{t-CO}_2 \div 5.5\text{t-CO}_2 \approx 129 \text{ 世帯}$$

※10: 容積密度数(生材の体積当たりの実質量)、ヒノキ材 0.407t/m³
(森林総合研究所HPから引用)

※11: 炭素率 50% (森林総合研究所HPから引用)

※12: 木材に含まれる炭素重量

※13: ※2に同じ

※14: 一世帯当たりの年間二酸化炭素排出量 約5.5t (2002年度 環境省HPから引用)



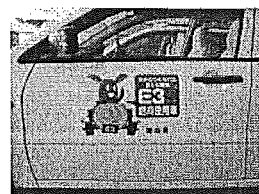
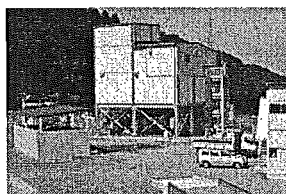
学童用机・椅子(倉敷市)

木材を無駄なく、さまざまな用途に幅広く使用するため、木質バイオマス資源の利用に係る技術の開発や実用化が検討された。

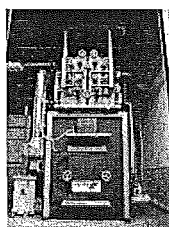
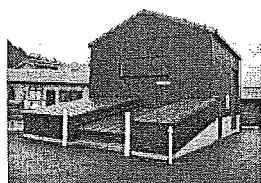
- ・木質新素材製造の事業化の調査及び検討 1 市
- ・事業実現化に係る支援 2 市

地域において、製材端材や間伐材、風倒木など木質バイオマスを活用する新たな実験や事業が行われている。

- ① 真庭地域では、木質バイオエタノールの製造実証、エタノールをガソリンに3%混合したE3燃料による公用車走行(社会実験)が実施された。



- ② 津山市では、木質バイオマスによる燃料ボイラーの実用化に向けた検討が行われ、市営温泉施設にチップボイラーが導入された。



Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

[125, 157千円]

県民の共有の財産である森林が有する公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民が一体となって森林を適正に保全する必要があるが、森林や林業に関する各種の情報の提供や森づくり活動の推進を通して、森林の保全について理解と協力が深められた。

(1) 県民への情報提供等

(35, 501千円)

森林や林業の役割やその重要性、岡山県の現状と課題、おかやま森づくり県民税を活用した事業を各種の広報媒体、街頭PR、パンフレット、シンポジウムの開催などにより、県民へわかりやすく情報提供が行われた。

- ・新聞、ラジオ等による広報 149回
- ・パンフレット、ポスターの作成・配布 49, 400部
- ・街頭における広報活動 延93回
- ・シンポジウムの開催 2回(参加者571人)
- ・地域のイベント 延18地域



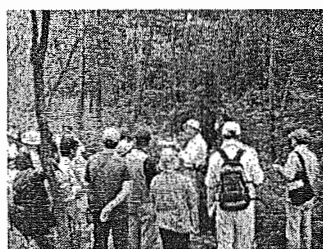
街頭でのPR活動(岡山市)

(2) 森づくりのための人材養成及び県民の直接参加による森づくり (89, 656千円)

森林ボランティア活動の中心的役割を担う人材や森林教育に必要な人材の養成が行われた。

また、ボランティア団体や地域住民による森づくり活動を支援するとともに、広く県民を対象として、森林ボランティアを体験してもらうことにより、県民の直接参加による森づくりが推進された。

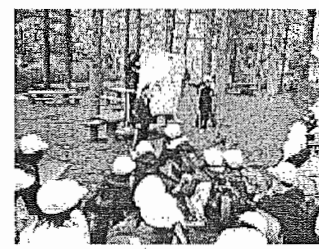
- ・森林ガイドの養成 88名
- ・高校生を対象とした森林活動指導者養成 15回(延396人)
- ・植樹のつどい、みどりの大会等の開催 316回(延20, 100人)
- ・地域住民による里山林の整備活動支援 15地区
- ・小学生を対象とした森林環境教育 40回(18校、延1, 067人)



森林ガイド養成研修(和気町)



植樹のつどい(長船町)



小学生の交流学习(鏡野町)

森づくり活動に多くの県民が参加し、森林整備への理解や協力が深められている。

- ① 森林ボランティア活動の中心的な役割を担う森林ガイドが88名養成され、今後、森林ガイドを中心とする森づくり活動が期待される。
- ② 植樹のつどい等の活動に、延2万人の県民が参加している。
- ③ 活動支援を行った15地区の里山林では、地域の住民グループにより整備活動が継続的に行われている。
- ④ 現在、38の森林ボランティア団体が活動している。

(参考) 税収の推移等

① おかやま森づくり県民税の仕組み

ア 課税方式

県民税の均等割の超過課税

イ 納税義務者

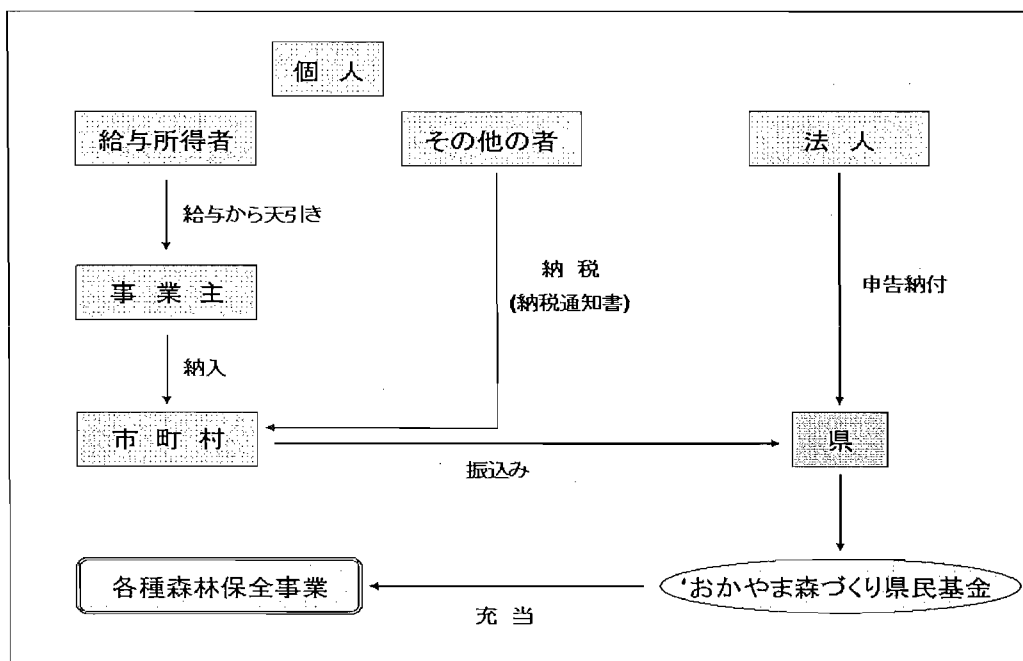
県内に住所等を有する個人と県内に事務所等を有する法人等

ウ 徴収方法

個人 ・ 給与所得者：事業主が給与から特別徴収(天引き)して市町村に納入
 ・ その他の者：市町村が納税通知書により普通徴収

法人 ・ 県に申告納付

エ 仕組み



オ 税率

個人 ・ 500円/年

法人 ・ 均等割の額の5%に相当する額

資本金等の金額の区分	標準税率(年額)	おかやま森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

② 税収の推移

税収を決算額で見ると、徐々に増加しているが、その理由は、個人県民税については、平成17年度から平成19年度にかけて、納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置や65歳以上の高齢者に対する非課税措置が廃止されたため、納税義務者が増加したこと、法人県民税については、課税期間内に事業年度が始まる法人を対象としたため、平成16年度、平成17年度にあっては対象となる法人が少なく、平成18年度からほぼ全ての法人が対象となったことにある。平成20年度以降は、現在のところ、税制改正の影響が生じないため、岡山県の人口や景気動向に大きな変動がない限り、年間5億6千万円程度の税収を確保することができるものと見込まれている。

(単位：千円)

年 度		16	17	18	19
税 収	個人	331,722	361,739	422,349	443,877
	法人	19,872	108,680	115,264	115,844
	計	351,594	470,419	537,613	559,721
前年度比		—	133.8%	114.3%	104.1%

(注1) 計数は、決算額である。

(注2) 法人の税収は、平成18年度から平年度化している。

③ 税収の充当内訳

徴収したおかやま森づくり県民税は、市町村に交付することとなる徴収取扱費を控除した後、当該年度の森林の保全に関する事業に充当され、残額が生じた場合は、翌年度以降、同様の事業に充当されている。

【徴収取扱費】

- ・ 18年度まで……おかやま森づくり県民税の7%に相当する額
- ・ 19年度から……納税義務者一人あたり3,000円とされたため、おかやま森づくり県民税に係るものは生じない。

(単位：千円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	計
税 収 額	351,594	470,419	537,613	559,721	1,919,347
徴収取扱費	23,221	25,322	29,565	—	78,108
事業充当額	271,002	411,639	507,885	532,410	1,722,936

(注) 計数は、決算額である。

2 おかやま森づくり県民税の必要性

岡山県では、環境先進県を目指す観点から全国に先駆けて、平成16年度におかやま森づくり県民税を導入したところであるが、これまでの4年間で約17億円の税収を活用して各種の森林の保全に関する施策を展開してきた。その結果、奥地林の間伐が進展するとともに、台風による風倒木被害が早期に復旧されるなど、森林の整備と再生が図られたところであり、今後、水源のかん養や県土の保全、二酸化炭素の吸収など森林が有する公益的機能が発揮されるものと考えられる。

また、林業事業者へ就業の支援を行うことにより、森林整備を担う若い労働者が育成されているため、今後、森林整備が促進されることが期待される。さらに、公共施設や学校の内装などに県産材を積極的に利用することにより、二酸化炭素を木材の中に貯蔵することが促進されているところであり、森林は、今後ますます地球温暖化防止にも貢献するものと考えられる。

このほか、森づくりのための人材養成や県民の直接参加による森づくりなどの取組みを通して、県民の森林の保全に関する理解と協力が深められているが、おかやま森づくり県民税は、着実に森林の保全に大きく寄与しているところであり、森林の保全に関する超過課税の全国的な普及に先鞭をつけている。

昨今、人々の意識は、より快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する傾向にあり、地球温暖化や災害の防止、水源のかん養など、県土の約7割を占める森林が有する公益的機能に県民の期待はますます高まりつつある。

また、地球温暖化対策が国際社会においては、喫緊の課題となっていることにかんがみて、京都議定書における第1約束期間(平成20年～平成24年)の目標を達成するには、森林による二酸化炭素の吸収量を確保すべく、森林の整備を加速化させる必要がある。

岡山県では、「岡山県地球温暖化防止行動計画」において、2010年度(平成22年度)の温室効果ガスの排出量を1990年度(平成2年度・基準年度)よりも、6.5%削減することとしており、国を上回る目標を定めているが、これを達成するためには、なお一層の森林を適正に整備することが強く求められるとともに、再生産が可能な森林資源を活用して循環型社会を構築することが重要な課題となる。

一方、木材価格は長期低落する傾向にあり、おかやま森づくり県民税を導入した平成16年度以降も下がり続け、林業の担い手の減少や高齢化に拍車をかけている。

特に、岡山県においては、所有規模が零細である民有林が92%を占めており、全国の平均値である62%を大きく上回っていることや、間伐の対象となる森林は人工林の6割に達していること、さらには、森林所有者の施業意欲が大幅に減退しており、経済的にも疲弊しているため、森林の手入れが行き届かず放置される傾向にあることが大きく影響して、森林の荒廃が一層進行しており、森林が有する公益的機能が著しく低下することが県民生活に重大な影響を及ぼしかねない状況にある。

我々の生活にとってかけがえのない森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいくためには、継続的に森林を保全していくことが不可欠であり、今後も、森林の恩恵を享受することになるすべての県民が一体となって、森林は県民共有の財産であるとの認識の下、岡山県の森林の保全に関する施策を一層推進していく必要があると考えられるため、おかやま森づくり県民税を貴重な財源として存続させるべきである。

3 使途事業の方向性

地球温暖化防止の観点から、森林吸収源対策を加速させるとともに、森林資源を有効活用して循環型社会を構築することを基本とするが、これまでの事業の成果や現状にかんがみ、今後とも、①水源のかん養、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を継続的に実施していくことが適当と考えられる。

新たな対策としては、林業の担い手の確保とその定着対策の強化、県産材の加工及び流通対策の検討、松くい虫の被害により公益的機能が低下している森林の再生、さらに、森林の保全に関する施策をより一層推進する観点から、市町村等による地域提案型事業に取り組むとともに、森林所有者の負担を軽減することにより、国庫補助事業をこれまで以上に進捗させる必要がある。

なお、国庫補助事業については、他県において、本来、県が負担すべき費用に超過課税により得られた税収が充てられている事例も見受けられるが、岡山県においては、地方財政運営上の規律の趣旨を踏まえ、当該費用には、おかやま森づくり県民税ではなく、可能な限り一般財源を確保して充てるよう努めるべきである。

しかしながら、昨今、地方財政は、総体として逼迫している状況にあることは否めない事実であり、上記の努力を行ったとしても、財政運営上、緊急避難的に対策を講じる必要が生じることも考えられるため、その際には、今後、延長される課税期間内の措置とした上で、地方財政運営上の規律や当該年度の財政状況など、諸般の事情を十分勘案しながら、必要最小限の森林整備に係る国庫補助事業に限定して、おかやま森づくり県民税の充当を検討する余地があるものと考えられる。

このほか、森林の保全の必要性について理解を求めるとともに、岡山県の森づくりについて、県民自らが考え、行動するための良き判断材料となるようこれまでの事業により得られた成果や今後におけるおかやま森づくり県民税の使途などについて、より効果的に広報を行っていく必要がある。

[使途の考え方]

- I 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
- II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進
- III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

〈施策ごとの推進方向・具体的施策〉

I 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

1 健全な人工林の整備

① 適正な間伐等の促進

間伐は健全で活力ある森林を育成するために欠くことのできない作業であり、間伐が必要な森林はスギやヒノキの人工林の6割に達している。また、京都議定書の第一約束期間に入り、二酸化炭素の吸収源となる適正に整備された森林を積極的に確保する必要がある。このため、引き続き、適切に間伐を行うことにより、

健全な人工林となるよう整備を促進する必要がある。

一方、木材価格が長期低落していることや平成16年の台風第23号の風倒木被害が大きく影響して、森林所有者の施業意欲が大幅に減退しており、経済的にも疲弊していることにかんがみると、所有者負担を軽減することにより国庫補助事業による間伐を進捗させる必要があるものと考えられる。

- ・奥地林等の間伐、森づくり作業道の整備
- ・経営放棄された森林の間伐
- ・国庫補助事業による間伐

② 間伐材の搬出の促進

間伐材の有効利用は、森林所有者の施業意欲を喚起することになり、その結果、森林の適正な整備が推進されることになる。また、二酸化炭素の貯蔵体でもある木材を長く利用することは、地球温暖化の防止にも寄与することとなるため、間伐材を搬出することを促進する必要がある。

- ・間伐材の搬出

2 多様な森づくり

① 巨木の森の整備、針葉樹と広葉樹が混交した森づくりなどの推進

清らかな水と優れた木材を同時に育む「巨木の森」の整備や森林が有する多様な機能を高度に発揮することができるようにするため、針葉樹と広葉樹が混交する森づくりを推進する必要がある。

② 松くい虫による被害を受けた森林の再生と危険箇所の解消

松くい虫によるマツ枯れ被害が県南部を中心に広がりを見せており、森林が有する公益的機能の低下が懸念されるため、被害木を伐倒して、後継樹が生育しやすい環境を整備することにより、森林の再生を早期に図る必要がある。また、道路等に危険を及ぼすことが懸念される被害箇所の解消を図る必要がある。

- ・被害を受けたマツ林の再生と危険箇所の解消

③ 市町村の提案による多様な森づくりに対する支援

地域の実状に沿った森づくりを推進するため、市町村が取り組む事業に対して、幅広く支援していく必要がある。

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

1 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成

① 事業体の雇用体制の改善など就労条件の整備の促進

森林の整備を適正かつ持続的に推進するためには、林業への若年労働者の新規就業との定着を促進する必要がある。このため、森林組合や素材生産業者などの事業体に雇用されている労働者の就労条件や労働環境を改善するとともに、受入体制を整備する必要がある。

② 林業に必要な知識や技能を備えた人材の育成

多様な森林整備を進め、木材の伐採や搬出などの労働生産性を向上させるため、林業に関する広範な知識と高度な技能を兼ね備えた担い手を育成する必要がある。

る。

- ・新規就業者の技術習得及び定着化のための人材育成に係る支援
- ・新規就業者の現地研修を行うための森林の提供など

③ 林業後継者等の育成に係る支援

林業生産活動に携わっている林業後継者やグループの育成に係る支援にも努める必要がある。

2 木材の利用促進

① 県産材の利用拡大対策の積極的な推進

木材の幅広い利活用は、林業や木材産業を活性化させることはもとより、森林の適正な整備に貢献するとともに、二酸化炭素の貯蔵体である木材の利用を通して地球温暖化の防止にも寄与するため、県産材の利用を積極的に促進する必要がある。

特に、木材の良さや利用の意義について県民の理解を一層深めるためには、子どもの頃から環境教育を行うとともに、木と身近に接することができるよう環境を整備することが重要であるため、小学校等の教育施設において県産材を利用することを推進する必要がある。

- ・公共施設等の整備における県産材の使用
- ・小学校の机及び椅子等の木製化
- ・高校生が提案する施設整備による木材の利用

② 新たな木材利用技術の開発

森林資源の循環利用を推進していくためには、生産から加工及び流通に至るまで県産材の安定供給体制を構築するとともに、コスト削減のための仕組みづくりを行い、木質バイオマスの新たな利用に係る取組みを支援する必要がある。

- ・県産材の安定供給体制等に係る地域の取組みへの支援
- ・木質バイオマスの新たな利用に係る取組みへの支援

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

1 県民への情報提供等

① 森林・林業の役割やその重要性、岡山県の森林の現状と課題に関する広報活動

森林の働きや林業の役割等について積極的に情報を発信するなど、県民が森林との関わりを深めるための広報活動を行う必要がある。

② おかやま森づくり県民税を充当している事業の効果的なPR

おかやま森づくり県民税の仕組みやこれを充当している森林の保全に関する事業について、より理解が得られるよう、あらゆる機会を捉えて効果的に情報発信を行っていく必要がある。

③ 森林整備の取組みに関する情報の提供

上記のほか、岡山県における森づくりに関する情報を提供し、森林について理解を深めてもらうことが重要である。

2 森づくりのための人材養成

① 森林ボランティア指導者の養成

多くの県民が森づくりに参加できるよう森林ボランティア活動の指導者を養成する必要がある。

- ・森林ガイド等の養成

② 森林・林業教育に必要な人材の育成

学校、教育機関等と連携を図り、森林体験学習等を行うために必要な人材を育成する必要がある。

3 県民の直接参加による森づくり

① 森林体験活動等による森林環境教育の推進

小・中学生をはじめ、多くの県民を対象として森林教室や自然観察会等を開催するなど森林体験活動を推進する必要がある。

- ・保育のつどい等の開催、みどりの少年隊が一堂に会する大会の開催

② ふるさとのみどりの保全活動の促進

ボランティア団体や地域住民によるふるさとのみどりの保全活動のほか、企業と協働して森づくり活動を推進する必要がある。

- ・里山林の保全活動
- ・企業との協働による森づくり等

4 税制度のあり方

(1) 課税方式

おかやま森づくり県民税を創設する際に、①水道・井戸水定額課税方式（法定外目的税）、②県民税均等割超過課税方式（普通税）、③県民税同時課税方式（法定外目的税）の3つの課税方式を検討したが、薄く広く県民に負担を求めていくという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制することが可能となることを高く評価して、②県民税均等割超過課税方式（普通税）とすることが最も妥当であると提言したところである。

なお、現時点において森林保全に関して、超過課税を行っている29の県がすべてこの方式を採用していることや、おかやま森づくり県民税導入後の状況をみる限り、適切に納付や納入が行われており、この方式が定着していること、そして、おかやま森づくり県民税は、何よりも森林の恩恵を享受しているすべての県民と事業者とに理解と協力を求め、岡山県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものであることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(2) 税率

森林の保全に関する超過課税を全国ではじめて行った高知県にあっては、個人、法人ともに定額で課税を行っているのに対し、高知県に次いで超過課税を行い、おかやま森づくり県民税を導入した岡山県においては、個人のみ定額で課税を行い、法人に

については、資本金等の額に比例させるかたちで税率を設定しているが、その理由は、森林の公益的機能から享受することとなる利益は、個人については、生活上の利益、法人については、事業活動を営む上における利益となり、個人と法人では自ずとその規模と内容において差異が生じるため、個人、法人とも単純に定額で課税することについては、理解を得ることが困難であると考えられること、法人といえども、その規模は大小さまざまであり、資本金等の額の多寡が税の負担能力（担税力）を判断するための一つの指標となること、中小の法人には税の負担を軽減する配慮が必要であること、標準税率も資本金等の額に比例させるかたちで税率が設定されていることが総合的に勘案されたことにある。

なお、①平成20年4月1日現在、29の県が森林の保全に関して超過課税を行っているが、岡山県と同様に、個人にあつては500円、法人にあつては、均等割の税率の5%に相当する額という税率により課税しているものは18であり、全体の半数を超えていること、②おかやま森づくり県民税を財源として、今後、行う必要がある事業に要する費用は年間5億円程度であること、さらには、③この額は、現在のおかやま森づくり県民税の1年間の税込とほぼ一致するものであり、今後、行う必要がある事業に要する費用に相当する税込を確保できる見込みであることにかんがみると、個人にあつては一律500円、法人にあつては、資本金等の額に比例させるかたちで設定されている均等割の標準税率の5%に相当する額を、引き続き、おかやま森づくり県民税の税率とすることが妥当であり、これを変更する必要はないものと考えられる。

(3) 課税期間

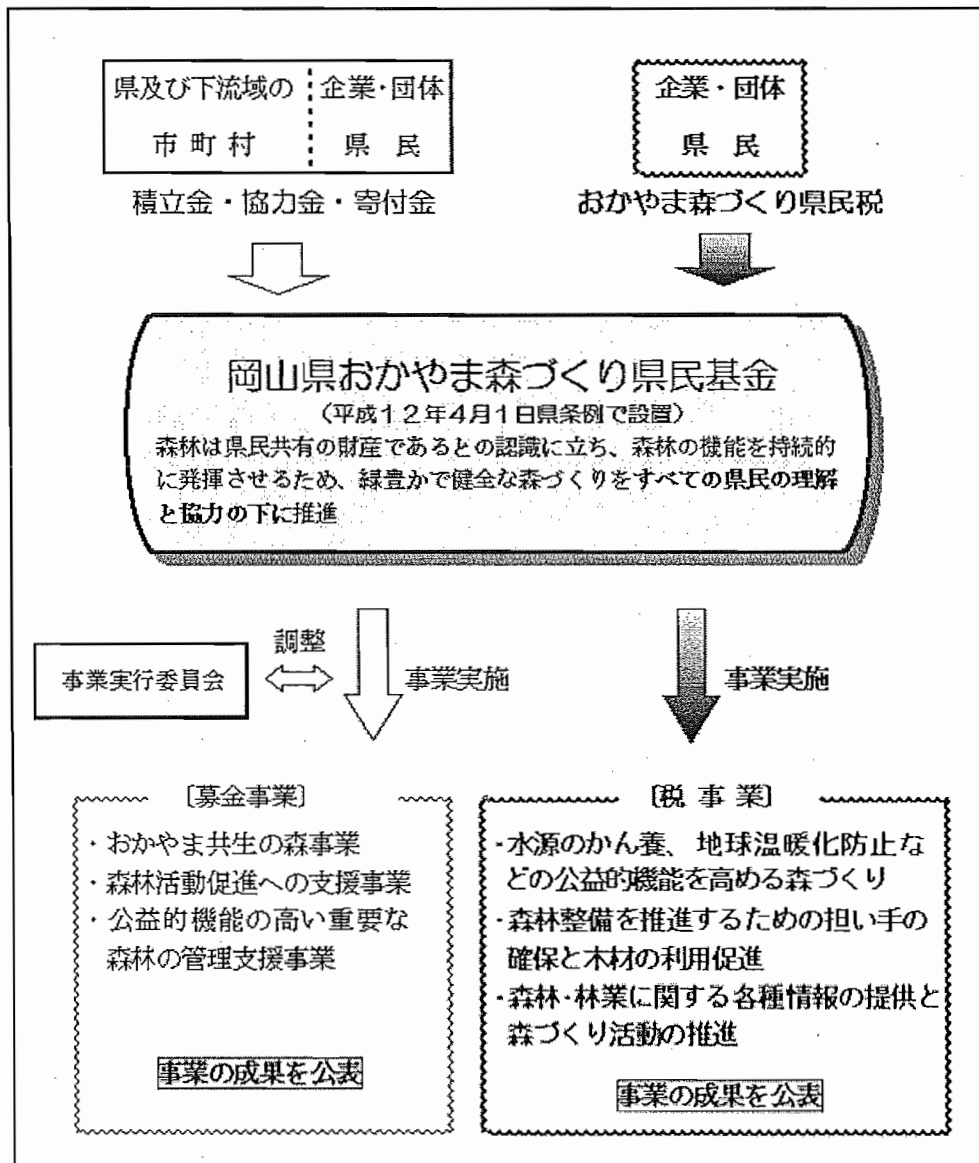
超過課税は、特別な行政需要に要する費用を賄うために行うことができるものであること、さらには、県民に特別な負担を求めることになることにかんがみると、課税を行う期間を限定する必要があるものと考えられる。

したがって、3に掲げている「Ⅰ 水源のかん養、地球温暖化防止などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「Ⅲ 森林・林業に関する各種の情報の提供と森づくり活動の推進」に係る事業は、いずれも岡山県における特別な行政需要であるものと認められるため、このうち、最も主要なものの実施期間を一つの目安として課税を行うこととすべきであるが、今後、実施する事業をこの考え方にに基づき、全体的に俯かんしてみると、中核となるものが間伐事業であることは論をまたないところであり、これが地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画を中心に実施されるものであることや、当該計画の実施期間が5年間とされていることを踏まえると、おかやま森づくり県民税の課税期間は、今後、5年間とすることが適当である。

5 基金のあり方

おかやま森づくり県民税は、普通税であるため、一般的には用途を限定することはないが、森林を保全するという特別な行政需要に要する費用は、元来、法定外目的税として確保することが予定されていたことにかんがみ、超過課税により得られた税込は、

森林の保全に要する費用に限定して充てることを明らかにすることを目的として、税金を一旦おかやま森づくり県民基金に積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当してきたところであり、今後においても、引き続き、超過課税について県民の理解を得ていくためには、これまでと同様におかやま森づくり県民基金を活用して、制度の趣旨を明らかにしていくことが適当である。



資 料 編

- 岡山県税制懇話会設置要綱 1
- 岡山県税制懇話会委員名簿 2
- 岡山県税制懇話会審議経過 3
- おかやま森づくり県民税導入の経緯 4
- 岡山県の森林・林業の現状 5
- おかやま森づくり県民税充当事業の実績と成果 10
- 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例 46
- 岡山県おかやま森づくり県民基金条例 48

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成19年4月20日から施行する。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
井頭 昭子	吉備国際大学非常勤講師	
石島 弘	岡山商科大学大学院法学研究科教授	副会長
岡本輝代志	岡山商科大学商学部教授・商学部長	会 長
桐野 宏司	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長	
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	岡山大学学長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
豆原 直行	社団法人 岡山県木材組合連合会 会長 院庄林業株式会社代表取締役	

岡山県税制懇話会審議経過

会 議	年 月 日	主 な 議 題
第1回懇話会	平成20年 5月22日	・おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
第2回懇話会	平成20年 7月 8日	・おかやま森づくり県民税の必要性等について
第3回懇話会	平成20年10月 2日	・おかやま森づくり県民税の今後の用途について
第4回懇話会	平成20年10月29日	・おかやま森づくり県民税の今後の用途と報告書骨子について
第5回懇話会	平成20年11月11日	・岡山県税制懇話会報告書(案)について

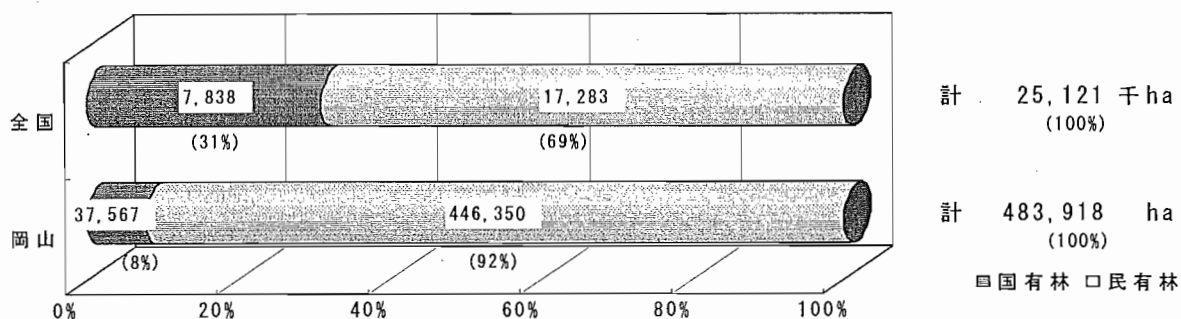
おかやま森づくり県民税導入の経緯

- 平成12年 4月：地方分権一括法の施行に伴い、地方の課税自主権が拡大。
- 平成12年 5月：地方税を考える研究会（県庁内の検討組織）において、産業廃棄物処理税及び水源かん養税など法定外目的税の創設について研究。
- 平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置。
- 平成13年 9月：水源かん養税に関する県民の意識を調査。
- 平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告。
水道及び工業用水の使用者等を納税義務者、水道事業者等を特別徴収義務者とする仕組みを提示。
- 平成14年 7月：県内3か所（岡山市、倉敷市、津山市）で「岡山の森林を考えるシンポジウム」を開催。（7月から11月の間）
- 平成14年12月：水道事業の実態を調査。
- 平成15年 3月：水道事業者から意見聴取を実施。
水道普及率が低い地域における課税の不公平性、水道料金システムの変更等の必要性など徴税コストに問題があることが判明。
- 平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明。
- 平成15年 7月：税制懇話会において、水源かん養税の再検討を開始。
- 平成15年10月：税制懇話会から知事に報告。
県民税均等割の超過課税方式とする仕組みを提示。
- 平成15年10月：県民税均等割の超過課税方式について、県民から意見を募集。
- 平成15年11月：県内3か所（岡山市、倉敷市、津山市）において説明会を開催。
- 平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立。
※おかやま森づくり県民税の創設
- 平成16年 4月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」を施行。

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

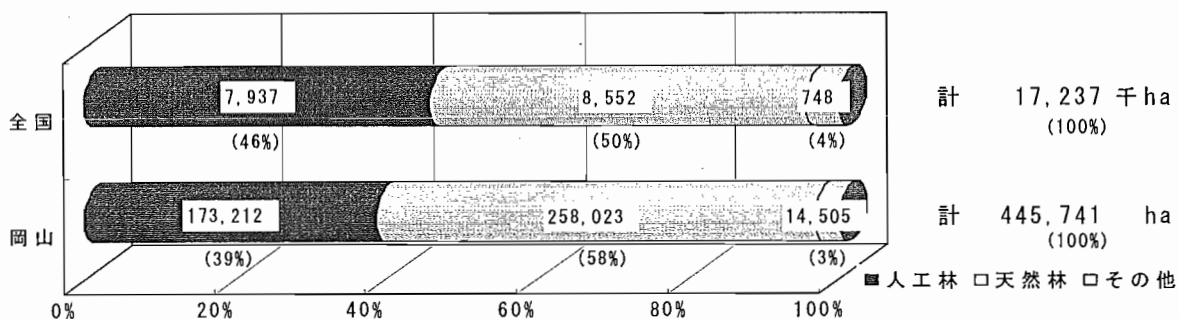
(1) 国有林・民有林別森林面積



(注) 全国は平成14年3月31日現在。岡山県は平成19年3月31日現在。(林政課資料)

岡山県の森林面積は484千haと、県土の約7割を占める。このうち、92%は民有林であり、全国と比べて民有林が多い。

(2) 民有林における人工林・天然林別面積



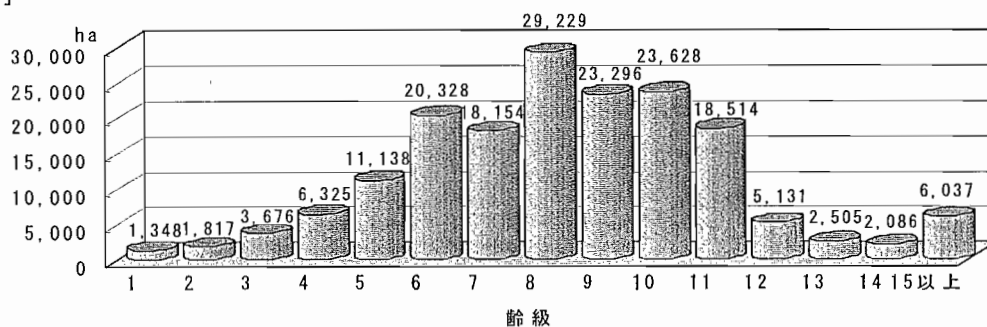
(注) 地域森林計画対象森林及び国有林の地域別の森林計画対象森林の数値。(林政課資料)

民有林約446千haのうち、39%に相当する173千haが人工林である。

樹種別には、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキ67%、スギ22%となっている。

(3) 人工林の齢級別面積構成

[岡山県]

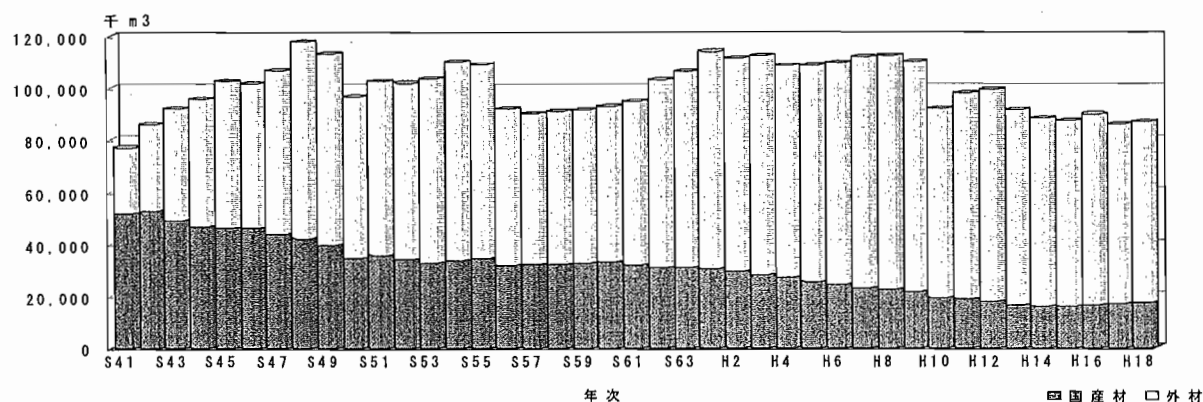


(注) 「齢級」とは、5年を一括りにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下3齢級、4齢級と称する。(林政課資料)

民有林の人工林は6～11齢級(26～55年生)に偏っており、特に、間伐対象林である4～9齢級(16～45年生)のスギ、ヒノキ人工林98千ha(民有林人工林173千haの57%)の適正な間伐の実施が大きな課題となっている。

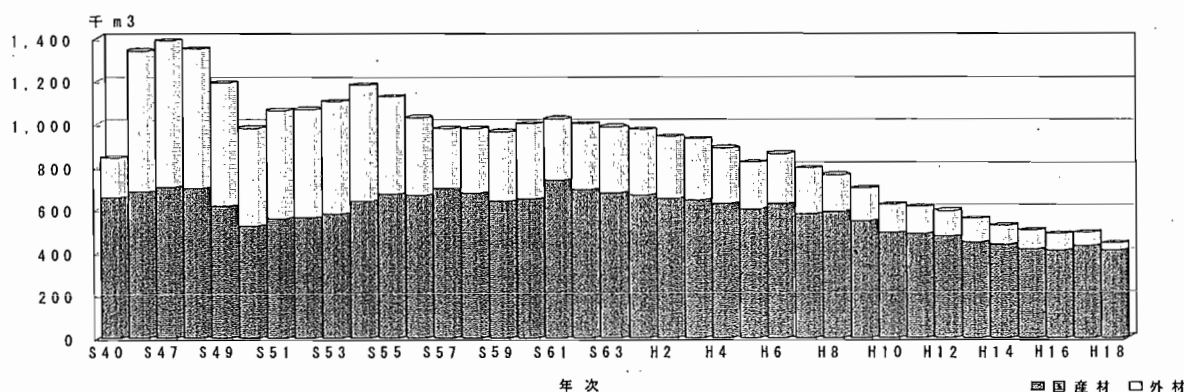
2 木材需給量の推移

(1) 全国の木材（素材）供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

(2) 岡山県の木材（素材）供給量の推移



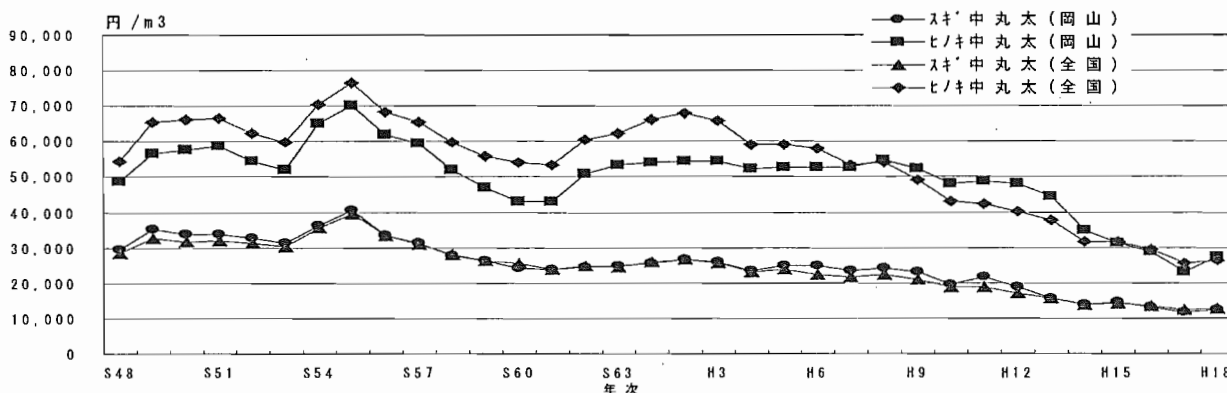
資料：農林水産省「木材需給報告書」

我が国の木材需給量は、外材の輸入量の増加とともに、国産材の生産量は徐々に減少し、平成11年以降、国産材率は20%を下回ったが、17年には20%台に回復し、18年は20.3%となっている。

本県の木材需給は、製材用材がほとんどを占めている。全国と比べ供給量の約9割を国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県となっている。しかし、住宅の新設着工戸数の減少、建築工法等の木材需要構造の変化により、国産材需給量は徐々に減少しており、平成18年はピーク時の約6割の410千 m^3 となっている。

3 木材価格の推移

○ 素材価格の推移（全国及び岡山県）

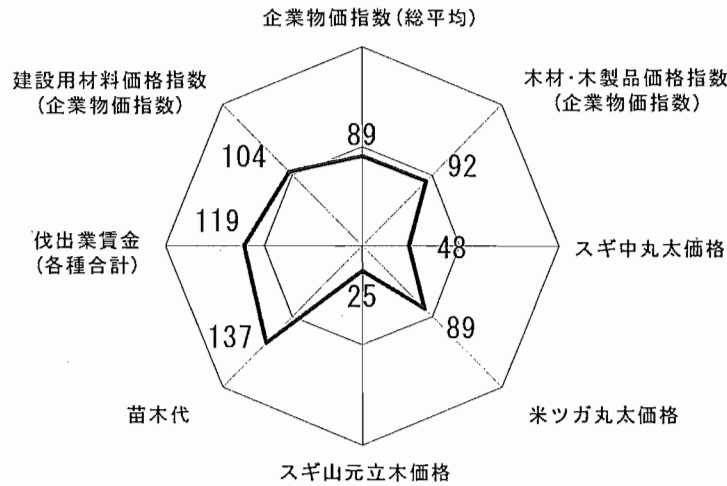


(注) 中丸太：径14~22cm、長3.65~4.0m 資料：農林水産省「木材需給報告書」

素材(丸太)価格は昭和55年をピークとして長期低落傾向にあり、平成18年の価格を昭和55年と比較したとき、スギは約32%、ヒノキは約34%にまで落ち込んでいる。

4 林業経営

○ 林業生産を取り巻く諸因子の変化(昭和55年と平成17年の比較)

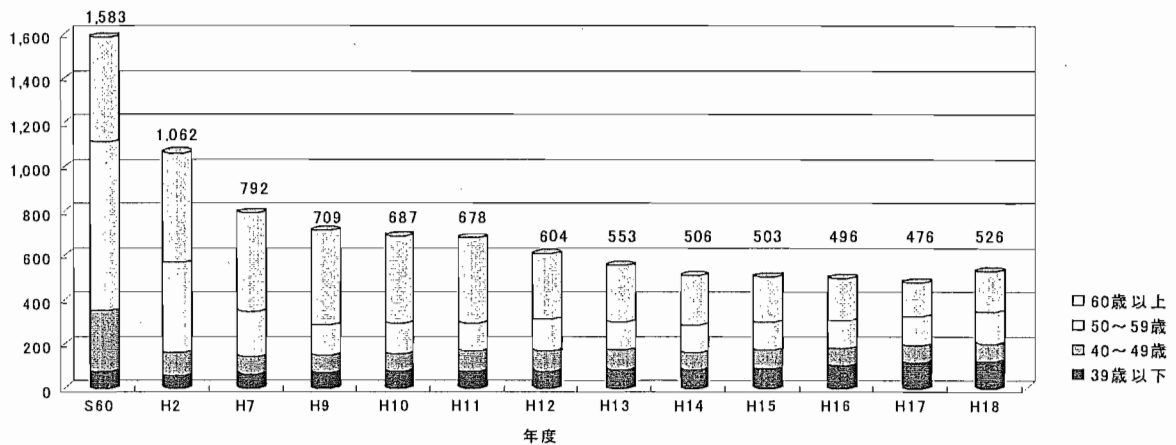


(注) 昭和55年(1980)を100としたときの平成17年次(2005)の指数(資料: 林野庁業務資料ほか)

賃金、苗木代とも上昇しているのに対し、立木価格、丸太価格は大きく下落しており、こうした収益性の悪化が林業経営を圧迫し、森林の適切な管理を阻害する要因となっている。

5 林業労働力

○ 森林組合雇用労働者(事務員を除く)の推移



資料: 組合指導課

本県の森林組合雇用労働者は、昭和60年頃から急速に減少し、平成18年度はその約3分の1となっている。また、60歳以上の占める割合は、平成9年度以降漸減傾向にあり、16年度には40%を割ったところであり、18年度は35%となっている。

林業労働災害の発生件数は、台風による風倒木被害の復旧が始まった16年度に増加したものの、全体としては減少傾向にある。しかし、災害発生頻度を度数率で見ると他産業に比べ格段に高い状況にある。

6 平成16年台風第23号による風倒木被害地の復旧

(1) 風倒木被害の概要

平成16年台風第23号により、県北を中心として約5,500haに及ぶ風倒木被害が発生した。このため、県では16年度からの5か年間の復旧計画に基づき、市町村、森林組合等と一体となって、森林災害復旧事業や治山事業等により鋭意復旧に取り組んでいる。

区 分	備前県民局	備中県民局	美作県民局	合 計
被害面積(ha)	(1.2%)68	(8.6%)473	(90.2%)4,942	(100%)5,483
被害金額(千円)	73,756	412,864	5,995,349	6,481,969

資料：治山課

(2) 風倒木被害の復旧計画と実績

19年度末までに、復旧計画面積4,596haの91%に当たる約4,200haを復旧し、20年度末には復旧対策を完了できる見通しである。

(単位：ha)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	全体計画
森林災害復旧事業	82	914	768	599		2,363
指定被害地造林	23	277	241	242	248	1,031
被害地造林	2	4	1	7		14
間 伐		249	250	169	106	774
風倒木応急対策事業	134					134
風倒木危険箇所等解消促進事業				54	10	64
治山事業	5	48	45	77	41	216
合 計	246	1,492	1,305	1,148	405	4,596
累 計	246	1,738	3,043	4,191	4,596	
復 旧 率	5%	38%	66%	91%	100%	

(注)19年度は実績見込、20年度は計画。(治山課資料)

〔被災状況〕



〔復旧状況〕



(津山市上横野地内)

7 地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画

(1) 目的

本県の森林は、木材価格の低迷や平成16年台風第23号の甚大な風倒木被害等によって森林所有者の林業経営意欲が一層減退しており、必要な間伐が十分に実施されていない状況がみられる。

また、地球温暖化の防止に向けて我が国が求められている二酸化炭素の森林吸収目標を達成するためには、間伐等の森林施業が行われず機能の低下した未整備森林の集中的な整備が必要とされている。

については、京都議定書の第1約束期間である平成20年度からの5カ年を計画期間とする新たな間伐計画を策定し、森林のもつ公益的機能の持続的発揮を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林を積極的に確保するため、今後5年間で30千haの間伐を緊急かつ計画的に実施する。

(2) 間伐計画量

間伐対象森林（16～45年生のスギ・ヒノキ人工林）98,400haのうち間伐が必要な森林は51,200haあるが、岡山県の森林吸収目標を達成するため、平成20年度～24年度の5年間に未整備森林の間伐18,000haを含む30,000haの間伐を計画する。

間伐対象森林 98,400ha	間伐が必要な森林 51,200ha	緊急に間伐が必要な森林 30,000ha	
		未整備森林の間伐 18,000ha	再度間伐 12,000ha

おかやま森づくり県民税充当事業の実績と成果

(平成16年度～平成19年度)

平成16年度から19年度の4カ年間で、総額約1,722,936千円の事業費により、20の森林保全事業を実施しました。

1 事業費

(単位：千円)

施策の展開方向 事業名	16年度	17年度	18年度	19年度	4カ年計
	水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ 公益的機能を高める森づくり	124,072	302,362	359,742	389,413
森林機能強化事業	112,488	98,464	162,798	225,420	599,170
搬出促進事業	11,069	2,801	2,691	8,199	24,760
森林災害復旧緊急支援事業		170,993	181,902	56,277	409,172
風倒木危険箇所解消促進事業				82,412	82,412
水源の森整備事業	515	30,104	12,351	17,105	60,075
森林整備を推進するための担い手の確保と 木材の利用促進	106,180	79,603	121,408	114,999	422,190
森林保全担い手対策事業	32,860	39,482	38,048	38,142	148,532
県産材ユニバーサルデザイン化モデル事業	8,700				8,700
木とふれあう環境づくり推進事業	23,408	20,187	20,187	22,416	86,198
風倒木等活用治山施設整備事業			30,000	24,998	54,998
風倒木等活用林道整備事業				6,160	6,160
「地球にやさしい暗渠排水」実証研究モデル事業			3,199	1,530	4,729
農村型木材利活用モデル事業				6,764	6,764
エコ工法推進モデル事業	19,998	10,000	19,999		49,997
木の潤い空間整備事業	9,944	9,934	9,976		29,854
高校生「県産材活用」UD整備事業				14,988	14,988
おかやま木質バイオマス利用開発推進事業	11,270				11,270
森林・林業に関する各種情報の提供と 森づくり活動の推進	40,750	29,674	26,735	27,998	125,157
おかやま森づくり情報発信事業	12,582	8,229	5,990	8,700	35,501
ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業	19,248	14,556	11,065	16,788	61,657
みどりの大会開催事業	1,050	1,960	2,255	2,510	7,775
環境学習総合推進事業	7,870	4,929	7,425		20,224
合 計	271,002	411,639	507,885	532,410	1,722,936

(注) 四捨五入のため計が合わない場合がある。

2 事業量等 (実績は16~19年度)

(1) 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名 (事業費)	実施内容	事業量
森林機能強化事業 (599,170千円)	・奥地林(16~35年生)の切捨間伐 ・36~45年生の切捨間伐 ・森づくり作業道整備	1,975ha 1,871ha 89,219m
搬出促進事業 (24,760千円)	・スギ間伐材の搬出	15,839m ³ (間伐面積 312ha)
森林災害復旧緊急支援事業 (409,172千円)	・平成16年台風第23号被害の復旧支援 被害木の整理 跡地造林	1,839ha 2,271ha
風倒木危険箇所解消促進事業 (82,412千円)	・風倒木危険箇所の二次災害防止施業 被害木の整理等	54ha
水源の森整備事業 (60,075千円)	・水源地域の森林の公的整備 用地取得 除間伐 車両進入路整備 駐車場整備	68ha 25ha 170m 497m ²
計	1,175,589千円	

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

事業名 (事業費)	実施内容	事業量
森林保全担い手対策事業 (148,532千円)	・新規就業者の育成 ・新規就業者の研修の場の提供	実 93人 (延167人、延56韓韓) 延 83箇所、771ha (延 8,680人)
県産材ユニバーサルデザイン化 モデル事業 (8,700千円)	・県民室の受付カウンター等内装の木質化	1.65m ³ 1箇所
木とふれあう環境づくり推進 事業 (86,198千円)	・県産木材を使用したベンチを公共施設等 に設置 ・県産木材を使用した床・壁、机・椅子等 の整備 ・県主催会場や自主的な地域づくりでの県 産木材を使用したベンチ等の整備	270箇所(1,260基) 89m ³ 30箇所 170m ³ 9箇所 25m ³
風倒木等活用治山施設整備事業 (54,998千円)	・風倒木、間伐材等を活用した治山施設の 整備	11箇所 220m ³
風倒木等活用林道整備事業 (6,160千円)	・風倒木、間伐材等を活用した林道施設の 整備	17箇所 243m ³
「地球にやさしい暗渠排水」 実証研究モデル事業 (4,729千円)	・木材チップ、樹皮付チップを活用した暗 渠排水の実証研究	2箇所 27m ³
農村型木材利活用モデル事業 (6,764千円)	・土地改良施設等での風倒木等を活用した 転落防止柵等の整備	7箇所 33m ³

事業名 (事業費)	実施内容	事業量
エコ工法推進モデル事業 (49,997千円)	・間伐材等を利用した河川の根固め工の施工	6箇所 87m ³
木の潤い空間整備事業 (29,854千円)	・高校生の提案による県産木材を利用した木の潤い空間の整備	6高校 41m ³
高校生「県産材活用」UD整備事業 (14,988千円)	・高校生の提案による県産木材を利用したUDに配慮した居室の整備	2高校 12m ³
おかやま木質バイオマス利用開発推進事業 (11,270千円)	・木質新素材製造の事業化の調査検討 委託調査 補助	1式 2市
計	422,190千円	

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名 (事業費)	実施内容	事業量
おかやま森づくり情報発信事業 (35,501千円)	・新聞、テレビ、ラジオ等による広報 ・各種イベント等でのパネル展示 ・パンフレット、ポスターの作成・配布 ・街頭での広報活動 ・ホームページへの掲載 ・シンポジウムの開催 ・シンポジウム参加者へのアンケート調査 ・県民税事業等映像資料(DVD)の制作 ・「おかやま森の名人」による出前講座 ・地域で開催されるイベントでのPR	149回 延 177日 49,400部 延 93回 通年 2回(参加571人) 390人 15部 12回 延 18地域
ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業 (61,657千円)	・森林ガイドの養成(初級研修) " (レベルアップ研修) ・植樹のつどい等の開催 ・里山林の整備活動への支援	88人 15人 312回、延17,900人 (植樹 17ha 116,000本) (保育 36ha) 15地区
みどりの大会開催事業 (7,775千円)	・みどりの少年隊が一堂に会する県大会の開催	4回、延 2,200人
環境学習総合推進事業 (20,224千円)	・高校生対象の森林活動指導者養成講習会 ・高校生が講師となる小学生対象の森林交流学習会 ・高校演習林内に遊歩道を整備 ・高校演習林内に県産木材を利用した休憩舎の整備 ・小学生による自然・森林・河川に関する交流学习	15回、延 396人 6回、延 298人 390m 1棟 40回、延 1,067人 (18校)
計	125,157千円	
合計	1,722,936千円	

1 水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ 公益的機能をもつ森づくり

(1) 健全な人工林の整備

水源のかん養や県土の保全など森林の持つ公益的機能をもつため、手入れが遅れた人工林の間伐や平成16年台風第23号による風倒木被害地の復旧を支援しました。

(ア) 森林機能強化事業、搬出促進事業

桃太郎スタジアム 2,100個分

平成16年度からの4年間で4,158haの間伐が実施できました。



◆事業実績 (平成16~19年度)

- ・ 森林の公益的機能をもつための間伐作業を支援しました。 間伐面積 3,846ha
- ・ 間伐作業に必要な作業道を整備しました。 森づくり作業道 89,219m
- ・ 値段が安いスギ材の搬出を進め、間伐材を有効利用しました。 搬出材積 15,839m³
(間伐面積 312ha)

なぜ、間伐をしなくてはならないの？

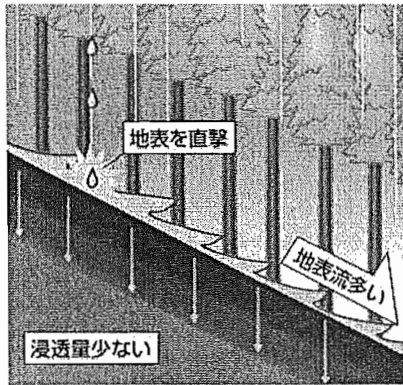
放置されたままの森林内の樹木は、枝葉が重なり合い幹や根を十分に発達させることができません。また、日照が遮られるために林内はうす暗く下層植生が育ちません。

このような森林は、健全性が損なわれて、風害、雪害、病虫害等に対する抵抗力が弱まるとともに、降雨等により表土が流出しやすくなっており、水資源の確保や土砂崩壊の防止など、森林のもつ大切な公益的機能が大きく低下してしまいます。

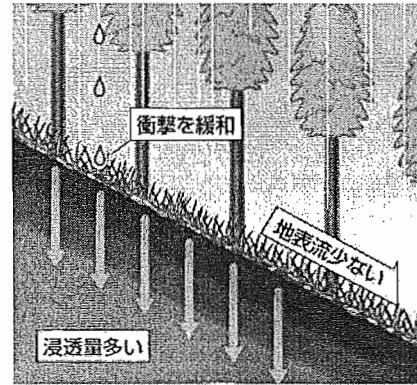
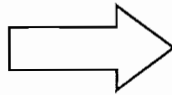
----- 間伐すると、森林は強く美しく豊かに生まれ変わります -----

スギやヒノキなどの人工林は、成長に応じて抜き伐りを行い森林の密度を調整する「間伐」が必要です。

○ 地表のようす



間伐すると

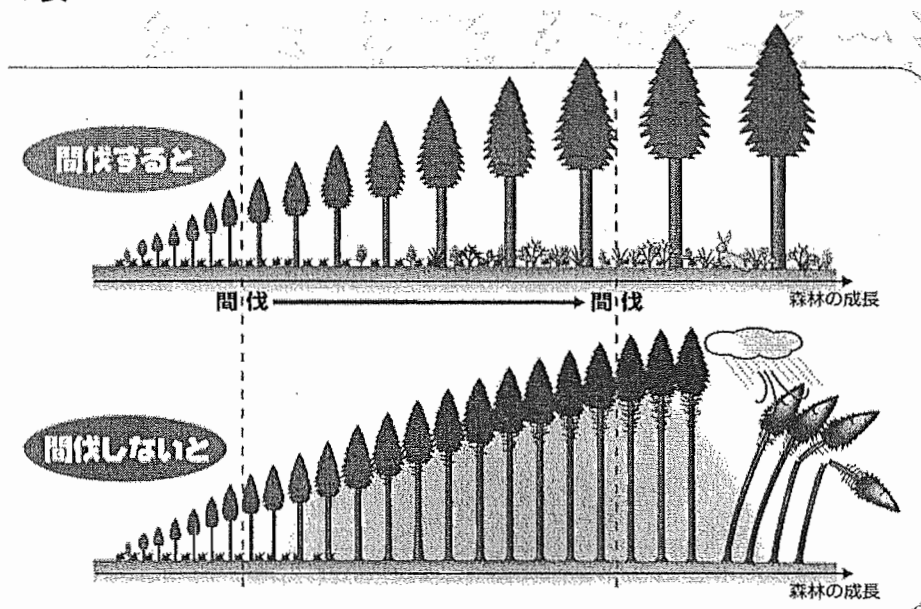


人工林を放置しておくと、隣接する植栽木の枝葉が重なり合い、林内が暗くなります。

すると、植栽木以外の草本や低木類が生育できなくなり、地表面の土壌が露出し、降水によって流れやすくなります。

間伐が行き届いた森林の土壌は、スポンジのように降水を吸収し、水を蓄えとともに、ゆっくりと川へ送り出すことによって洪水緩和の機能を果たしています。

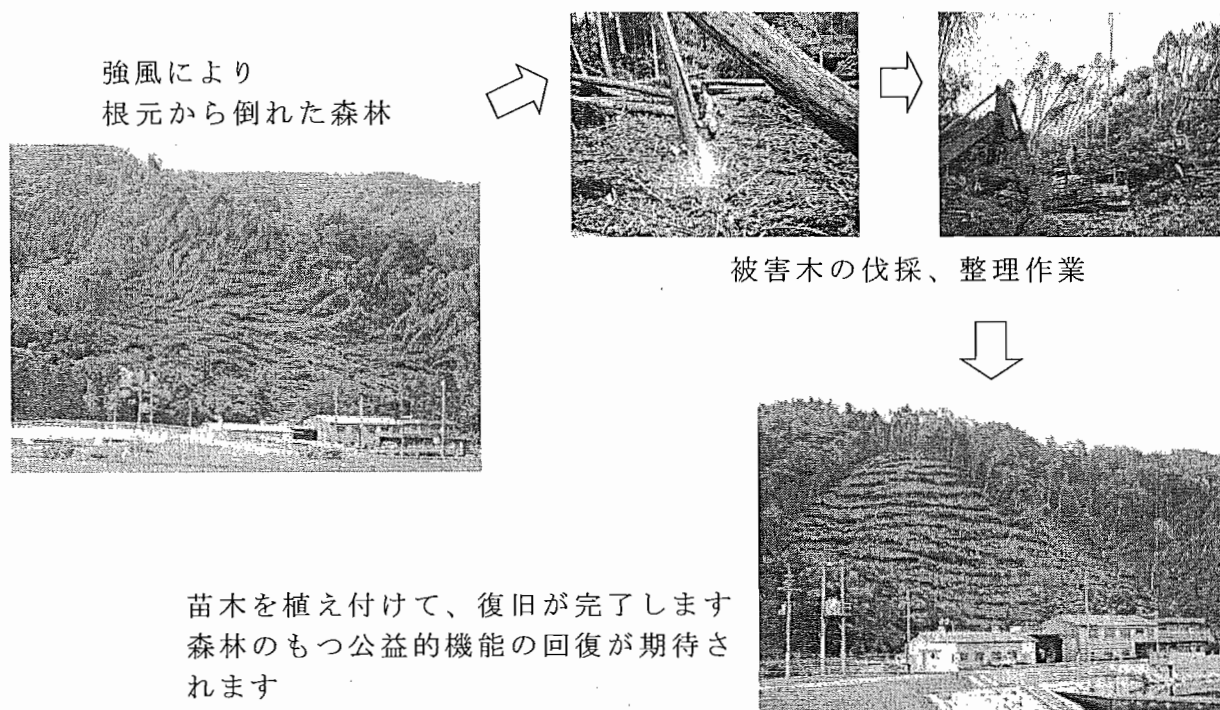
○ 森林の姿



間伐を実施しないと、植栽木同士の競争で個々の木の成長が阻害され、根の張りが弱り、樹木の形状が細長くなり、台風等の気象災害を受けやすくなります。また、樹木の生命力が弱まれば、病気や虫の害が多くなります。

(イ) 森林災害復旧緊急支援事業、風倒木危険箇所解消促進事業

平成16年台風第23号による風倒木被害地について、平成17年度からの3年間で2,271haを復旧することができました。



◆事業実績（平成17～19年度）

- ・ 激甚災害を受けた森林を早急に復旧するため、森林災害復旧事業の推進を支援しました。
被害木の整理 1,839ha
跡地造林 2,271ha
- ・ 風倒木危険箇所の解消を図るため、二次災害防止施業（被害木の伐採・整理・搬出等）を実施しました。
被害木の整理等 54ha

◆事業の成果

- ・手入れが遅れた人工林の間伐や風倒木被害地の復旧により整備した6,429haの森林は、次のような働き（森林の公益的機能）が期待されています。

1 二酸化炭素吸収機能

9万9千人の人間が呼吸により排出する量（年間）の二酸化炭素を吸収します。
また、自家用乗用車が排気する二酸化炭素量（年間）では1万4千台に相当します。

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を放出します。このような働きは、森林の「二酸化炭素吸収機能」として評価されます。

■二酸化炭素吸収量試算

$$1.35t-C \times 3.67 = 4.95t-CO_2$$

$$4.95t-CO_2 \times 6,429ha = 31,824t-CO_2$$

$$31,824t-CO_2 \div 320kg \div 3.67 \div 12 \div 44 = 9.9万人$$

$$31,824t-CO_2 \div 2,300kg \div 3.67 \div 12 \div 44 = 1.4万台$$

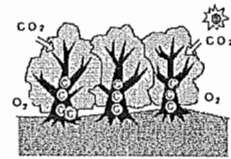
※1：1ha当たりの炭素吸収量（林野庁試算数値）

※2：二酸化炭素の重量に換算

$$\frac{44(CO_2分子量)}{12(Cの原子量)} = 3.67$$

※3：人間1人が呼吸により排出する年間二酸化炭素排出量（林野庁HPから引用）

※4：自家用車1台の年間二酸化炭素排出量（林野庁HPから引用）



2 水源かん養機能

17万7千人の生活用水（年間）に相当する水資源を蓄えます。

森林は雨水を森林土壌に浸透させ、水質を改善し、利用可能な水として少しずつ安定的に河川等に流出させる働きがあります。このような働きは、森林の「水源かん養機能」として評価されます。

■流域貯水量試算（日本学術会議の「森林の公益的機能評価額」算出方法に基づく）

$$3,151,000\ell \times 6,429ha = 20,257,779,000\ell$$

$$20,257,779,000\ell \div 114,245\ell \div 100 = 17.7万人$$

※5：1ha当たりの流域貯水量

※6：1人当たり年間使用量（2003年値、国土交通省水資源部調べ）



3 土砂流出防止機能

10tダンプトラック30万5千台分の土砂の流出を防ぎます。

森林は降雨による地表への衝撃エネルギーを緩和するとともに、落葉落枝により地表面の浸食を抑制します。また、森林土壌は水の浸透能が高いため、地表を流れる雨水の量を減少させます。このような働きは、森林の「土砂流出防止機能」として評価されます。

■浸食防止量試算（森林と無立木地の浸食土砂量の差を森林による浸食防止量とする） 日本学術会議の「森林の公益的機能評価額」算出方法に基づく

$$261m^3 \times 6,429ha = 1,677,969m^3$$

$$1,677,969m^3 \div 5.5m^3 \div 100 = 30.5万台$$

※7：1ha当たりの浸食防止量

※8：10tダンプトラック容量



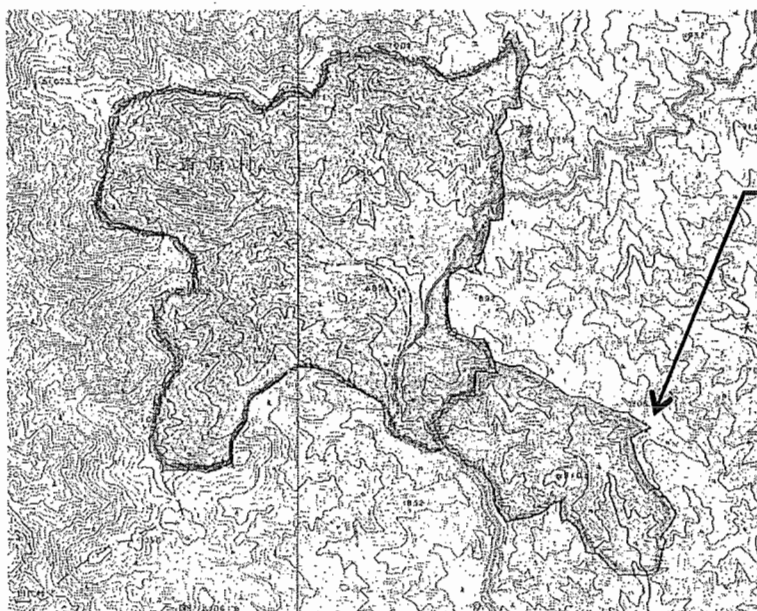
(2) 特に重要な森林の公的整備

主要なダム上流域の人工林において、森林の持つ公益的機能の永続的な発揮を図るため、県立森林公園に隣接する森林を県が取得しました。

今後、樹齢150年を超えるスギ、ヒノキの林立する巨木の森づくりを進め、人工林の良さと美しさを併せ持つ森林公園として、県民の体験学習や憩いの場を提供するため、車両進入路、駐車場、遊歩道などの施設整備と間伐などの森林整備を行います。

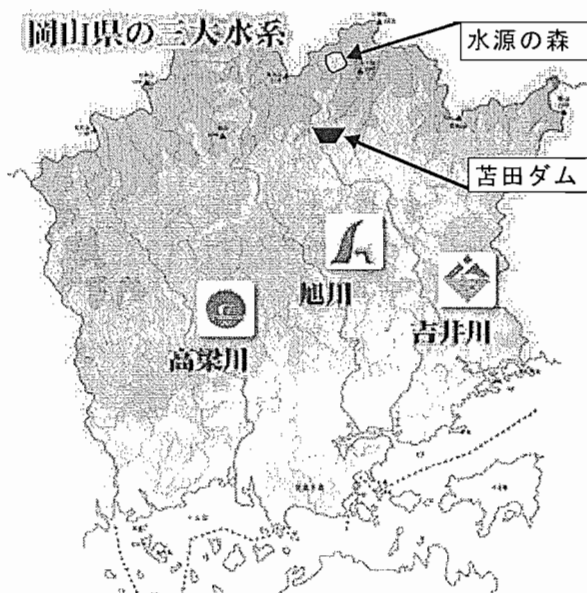
(ア) 水源の森整備事業

【水源の森位置図】



「水源の森」計画地

面積 78ha
(うち新規取得68ha)
樹種 スギ、ヒノキ
樹齢 27～74年生



◆事業実績（平成17～19年度）

- ・ 苦田ダム上流域の人工林68haを県有林化し、間伐などの森林整備を行うとともに、駐車場などの施設を整備しました。

・公有林化した森林と整備の状況

【平成17年度購入】

面積：49.3ha
樹種：スギ、ヒノキ
樹齢：27～29年生
〈遠景〉



〈林内〉

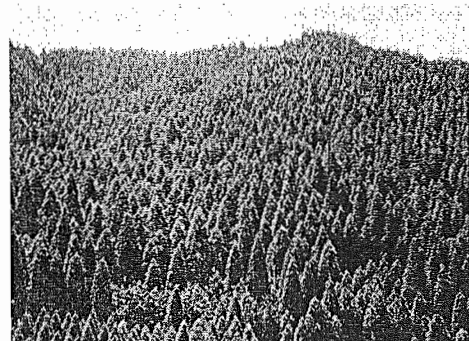


〈森林整備後の状況〉



【平成18年度購入】

面積：18.7ha
樹種：スギ、ヒノキ
樹齢：73～74年生
〈遠景〉



〈林内〉



〈駐車場整備の状況〉

林内には荒廃が進みつつあり、間伐を必要とする区域があります。このため、平成19年度に間伐など2.5haの森林整備を行いました。

樹齢70年を超え、一抱え以上の大木に生長しています。これらをさらに樹齢150年を超える巨木に育て、「巨木の森」へと誘導していきます。

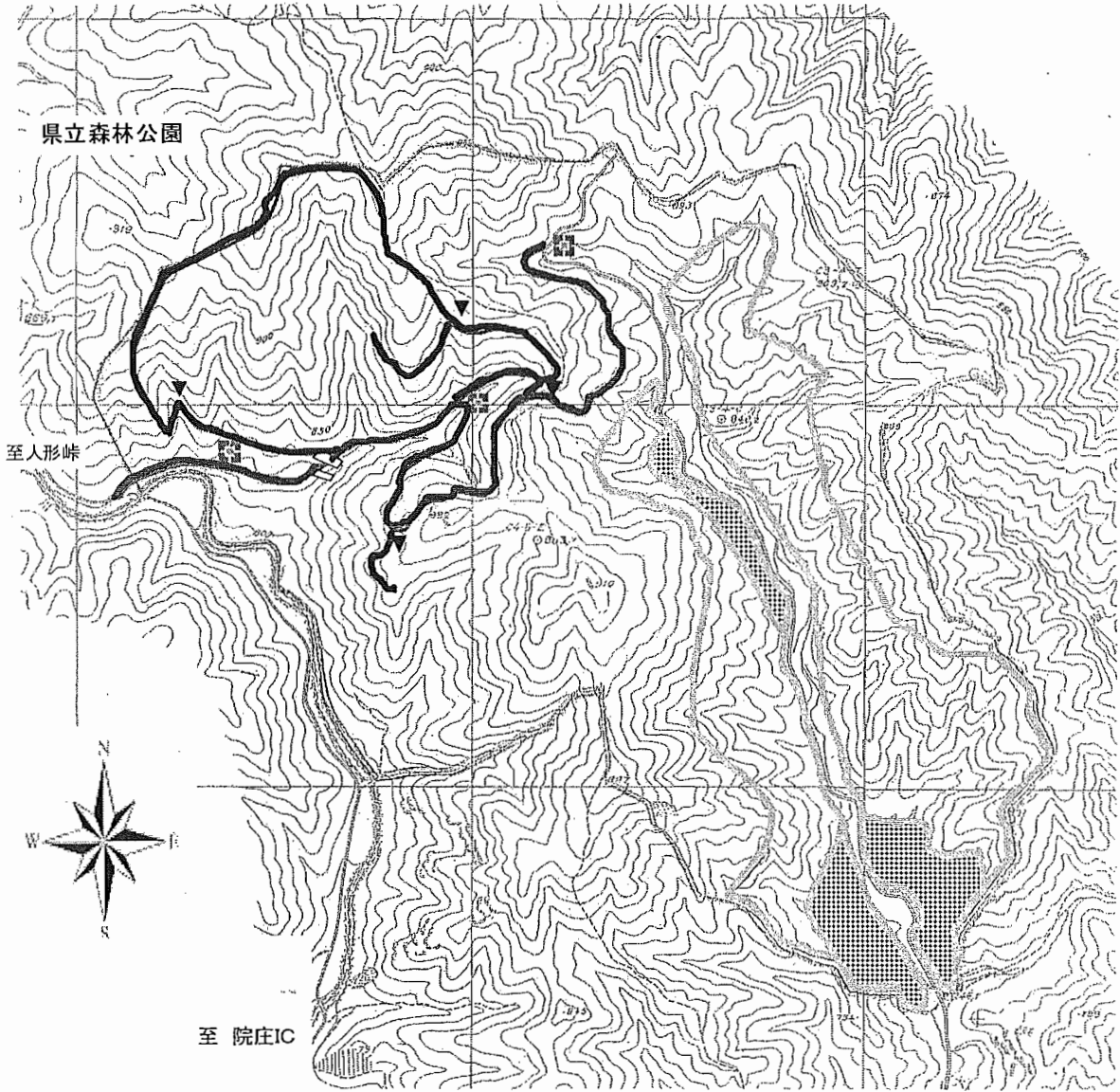
◆事業の成果

- ・ダム上流域の森林は、水源のかん養や土砂の流出防止などの公益的機能を発揮することにより、水資源の確保に重要な役割を果たしています。
- ・県有林化することにより、森林の有する公益的機能が永続的に発揮されることが図られます。

◆今後の取組

平成21年度から森林公園として県民の皆様にご利用いただくため、20年度には遊歩道や解説板などの施設を整備する計画としています。

水源の森施設整備計画図



凡 記号	例 種別	H19実績	H20計画
	車両進入路	170 m	
	管理車道		1,086 m
	遊歩道		1,712 m
	駐車場	497 m ²	
	解説板		3箇所
	指導標		4箇所
	森林整備(間伐)	19 ha	
	森林整備(除伐)	6 ha	

2 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

(1) 林業労働者の就労条件の整備、若い担い手の育成

森林の適正な整備推進には、担い手の確保が不可欠であり、新規に労働者を雇用した林業事業体に対して、現場研修経費を2年間支援するとともに、県・市町村が管理する森林利用施設を新規就業者の研修の場として提供して、環境整備等を行い、林業に必要な知識や技能を備えた人材の育成を行いました。

(ア) 森林保全担い手対策事業（ニューフォレスター育成支援事業）

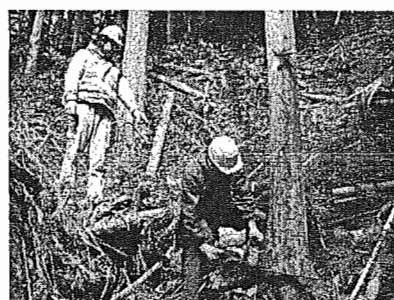
◆事業実績（平成16～19年度）

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	計
林業事業体が実施する新規就業者の現場研修経費に助成（2年間）	事業体数	10	18	15	13	延 56
	新規就業者	20	(30) 49	(22) 50	(21) 48	(実 93人) 延167人

(イ) 森林保全担い手対策事業（ニューフォレスター創造事業）

◆事業実績（平成16～19年度）

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	計
県・市町村が管理する森林利用施設の環境整備等の実施による新規就業者の研修の場の提供	箇所数 整備面積	26箇所 246ha	21箇所 171ha	18箇所 183ha	18箇所 171ha	延 83箇所 延 771ha
	整備人数	延2,081	延2,385	延2,099	延2,115	延8,680人



新規就業者に対して林業に必要な知識・技能の研修状況

◆事業の成果

- ・支援した93人のうち73人(78%)の若い人が担い手として活躍しています。(林政課調べ)
- ・森林組合で働く39歳以下の人割合が増えています。

○森林組合で働く39歳以下の人割合
H15 89人/503人(18%)

H18 120人/526人(23%)

(39歳以下の作業班員数/全作業班員数 「森林組合統計」農林水産部組合指導課)



(2) 木材の利用促進

県産木材の利用拡大対策の積極的な推進

県産木材を利用することは、林業・木材産業を活性化させ、森林の保全・整備が促進します。

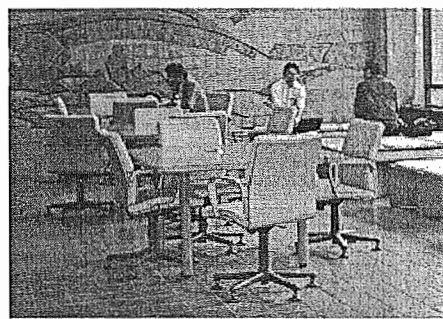
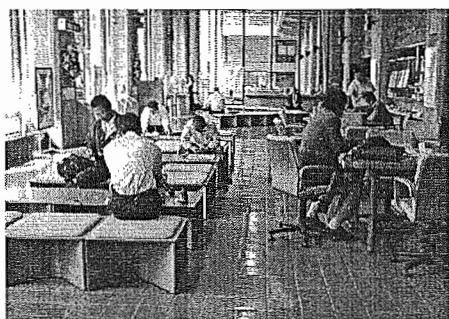
このため、公共施設、学校等の内装資材等に県産木材を使用する経費の一部を助成するとともに、「晴れの国おかやま国体」の会場や公共施設等に県産木材ベンチを設置して、木材の利用に対する良き理解者を増やし、県産木材の需要拡大を図りました。

また、間伐材や平成16年台風第23号により発生した風倒木の有効活用を図るため、公共事業等での木材利用を積極的に行いました。

(ア) 県産材ユニバーサルデザイン(UD)化モデル事業

県庁本庁舎1階の県民室のUD化整備にあたり、カウンター、パンフレット棚、机等に県産木材を利用した木製調度品を取り入れ、県産木材の利用拡大を推進しました。

◆事業実績(平成16年度)：1箇所 木材使用量1.65m³



県民室

◆事業の成果

- ・ 県産木材の利用を促進しました。

木材使用量 1.65m³

カウンター等内装の木質化
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m³)
約110本使用

- ・ ユニバーサルデザインの先駆的事例として広く県民に広報している県民室の机(テーブル)やパンフレット棚等に、間伐材を加工した集成材を使用しているため、利用者の誰もが木製品を間近に見たり、触れたりすることができ、県民室が木材の良さを体感できる場となっている。
- ・ 利用者(県民)からは、木製調度品について「温かみがある」、「手触りがよい」等、好評である。また、机(テーブル)の天板は間伐材の節目の美しさを生かしたものになっており、県民室の見学に来た高校生からは「家に持って帰りたい」との感想も寄せられている。

(イ) 木とふれあう環境づくり推進事業(おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業)

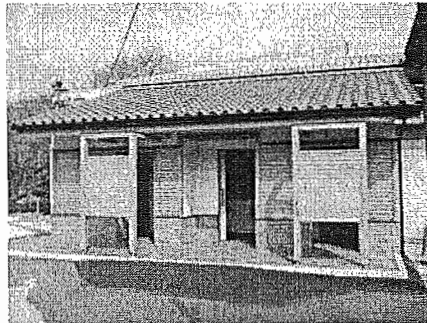
・木とふれあう空間整備

公共施設等において、県産木材を使用した床・壁等の内外装の整備を支援しました。

◆事業実績(平成17~19年度) : 16箇所 木材使用量 99.3m³



みのり幼稚園(倉敷市)



三石運動公園(備前市)

・木製用具整備

県産木材で作った学童用机や椅子、テーブル、遊具などの身近な木製用具の整備を支援しました。

◆事業実績(平成17~19年度) : 14箇所 木材使用量 70.6m³



あさひ幼稚園(倉敷市)

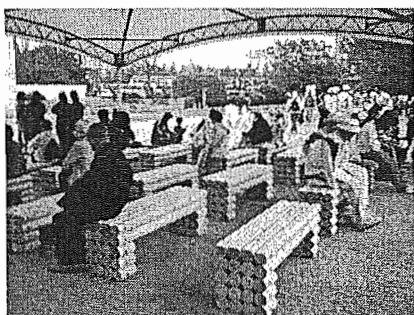


清音小学校(総社市)

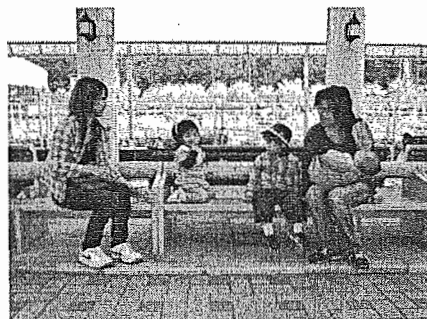
(ウ) 木とふれあう環境づくり推進事業(晴れの国木のおもくもりとやすらぎの場提供事業)

「晴れの国おかやま国体」の会場や公共施設等に県産木材ベンチを設置しました。

◆事業実績(平成16~18年度) : 270箇所(1,260基) 木材使用量 88.4m³



県総合グラウンド(岡山市)



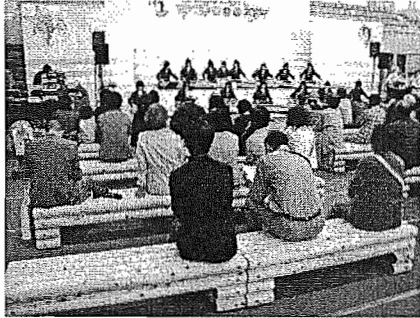
和気ドーム(和気町)

(エ) 木とふれあう環境づくり推進事業（木の香る憩いのまちづくり推進事業）

・木の香るおもてなし事業

「まなびピア岡山2007」において、会場に県産木材を使ったベンチ122基を配置するとともに、展示ブースで森林・林業の現状や木材利用の意義等について情報発信し、また、体験コーナーでは親子木工教室やチェーンソーアートを開催しました。

◆事業実績（平成19年度）：1箇所 木材使用量 13.8m³



まなびピア岡山メイン会場（岡山市）



まなびピア岡山 展示ブース（岡山市）

・木の香る憩いのまちづくり事業

身近な広場など公共的な空間に県産木材を使用した歓迎看板や案内板、ベンチ等を設置するなど、県産木材を使用した地域づくりを支援しました。

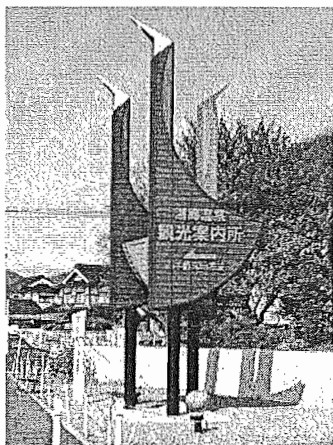
◆事業実績（平成19年度）：8箇所 木材使用量 11.6m³



表町商店街休憩スポット（岡山市）



フルーツフラワーパーク仁賀直売所（高梁市）



湯郷温泉案内看板（美作市）

◆事業の成果

- ・ 県産木材の利用を促進しました。

木材使用量 283.7 m³

内外装整備、机、椅子、ベンチ等の設置
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m³)
約18,900本使用

- ・ 多くの人々が利用する公共施設、学校施設、イベント会場等において、県産木材を活用して木とふれあえる環境を創出し、木の良さや温かさを体感してもらい、木材利用への理解を深めていただいています。

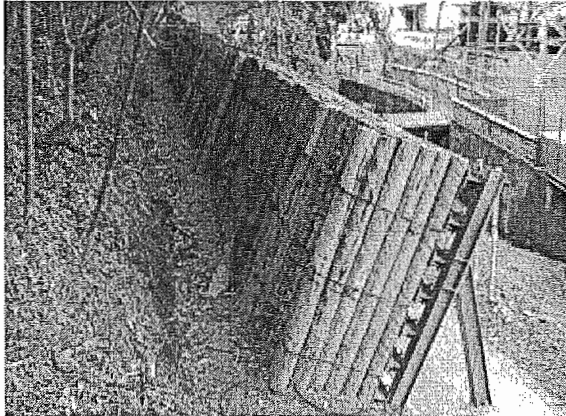
- ・ 木の机・椅子を毎日使うことで木の温かさを体感し、木材の良さを認識するなど、森林資源の活用の有効性を身近に感じてもらえる教育ができた。(先生方の感想)
- ・ 園児・児童・生徒だけでなく、公開保育や教育施設の開放の際に地域住民にも木の良さを体感できる場を提供でき、木の良さと木材利用の意義を感じてもらえた。(先生方の感想)

(オ) 風倒木等活用治山施設整備事業

風倒木や間伐材などを活用して治山施設を整備しました。

◆事業実績(平成18、19年度)：11箇所 木材使用量220.4m³

<事例：落石防護壁の緩衝材>



高梁市松山町

<事例：木製転落防止柵>



浅口市遙照山

◆事業の成果

・県産木材の利用を促進しました。

・木材使用量 220.4m³

落石防護柵の緩衝材、木製転落防止柵など
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m³)
約14,700本使用

・治山施設としての効用

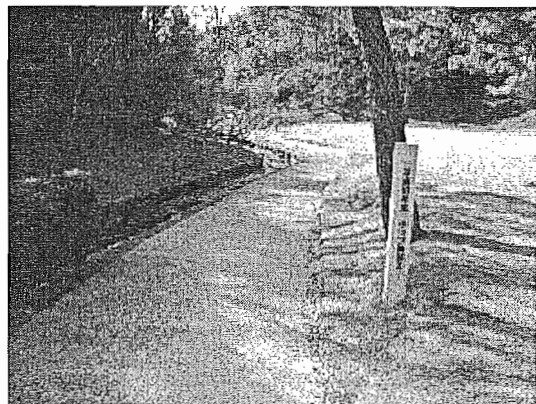
生活環境保全林など、入り込みの多い箇所において、風倒木や間伐材を活用した治山施設を整備し、人に親しみのある安全な生活環境を創造しています。

[木製階段工]



岡山市貝殻山

[チップ舗装工]



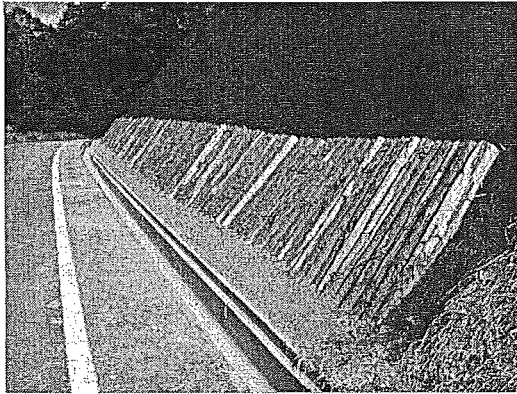
玉野市深山公園

(カ) 風倒木等活用林道整備事業

市町村が行う林道整備事業において、風倒木や間伐材などを活用して林道施設を整備しました。

◆事業実績（平成19年度）：17箇所 木材使用量243.4m³

<丸太伏工>



美咲町 森林管理道「幻住寺線」

<丸太筋工>



赤磐市 森林管理道「高星線」

◆事業の成果

- ・ 県産木材の利用を促進しました。

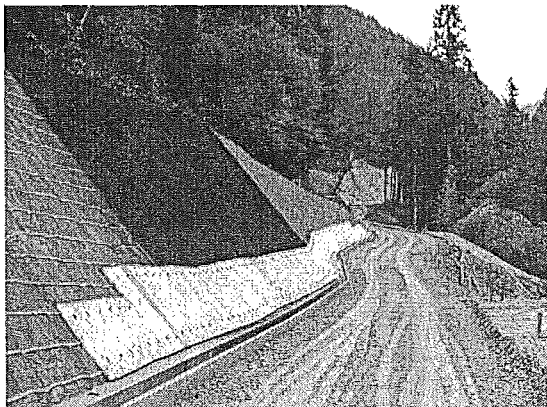
木材使用量 243.4m³

法面を保護する丸太伏工、丸太筋工など
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m³)
約16,200本使用

- ・ 林道施設としての効用

林道掘削斜面の安定と草本の繁茂による見通し不良の改善（丸太伏工・パネル伏工）、盛土面の浸食防止（丸太筋工）及び林道の良好な管理を図るために標識を設置するなどの効用を発揮しています。

[パネル伏工]



真庭市 森林管理道「大久奈線」

[木製標識]



新見市 森林管理道「法曾吹屋線」

(キ)「地球にやさしい暗渠排水」実証研究モデル事業

暗渠排水の被覆材として、木材チップ及び樹皮付チップの利用の可能性を探る実証研究を行いました。

◆事業実績(平成18、19年度)：2箇所 木材使用量27.3 m^3

- ・平成18年度に試験施工した2地区(児島湾周辺の干拓地及び中山間地域)において、暗渠排水量調査、地下水位調査、被覆材の劣化状況調査を行いました。



暗渠排水量調査



被覆材の劣化状況調査

◆事業の成果

- ・県産木材の利用を促進しました。

木材使用量 27.3 m^3

暗渠排水の被覆材への活用
 $\phi 10\text{cm}$ 、 $L=1.5\text{m}$ の間伐材に換算(0.015 m^3)
約1,800本使用

- ・調査の結果、地下水位低下機能及び排水機能については、現在使用している砕石と比べ、同等かそれ以上であることが確認されました。また、劣化状況については、施工後1年であるが、沈下や変形、腐食は確認されておらず通水機能は確保されていました。
- ・砕石に比べ木材チップは高額であり、被覆材の単価差の解消が課題として残りました。

◆今後の取組

2ヵ年のモデル事業により、木材チップ及び樹皮付チップが暗渠被覆材として使用可能であることが実証されました。

今後は、被覆材のコスト面での問題を解消し、実用化に向けた検討を行います。

(ク) 農村型木材利活用モデル事業

土地改良施設等における風倒木等の県産木材を活用した転落防止柵等の整備や県民との協働施工による木材チップマルチング等の軽微な整備を行いました。

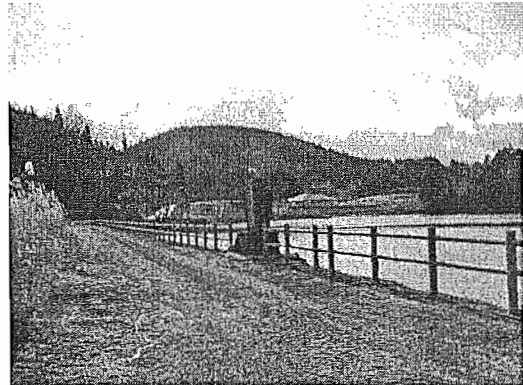
◆事業実績(平成19年度)：7箇所 木材使用量33.2m³

遊歩道：木材チップ舗装



児島湾締切堤防「夕日の広場」

ため池：転落防止柵



棚田百選 北庄地区「是里池」

◆事業の成果

- ・県産木材の利用を促進しました。

木材使用量 33.2m³

転落防止柵、木材チップマルチングなど
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m³)
約2,200本使用

◆今後の取組

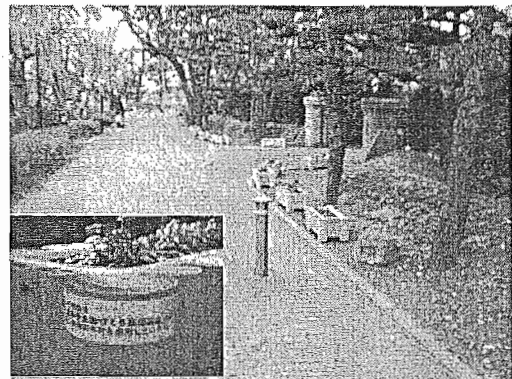
既存施設の機能向上や効果拡大を図るとともに、農村における県産木材の利用機会の拡大を図るため、PR効果を見込める箇所での積極的な実施を行います。

酒津公園：マルチング



疎水百選 高梁川・東西用水

酒津公園：木材花壇



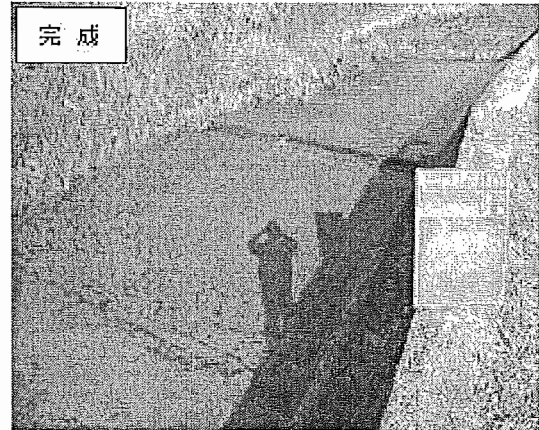
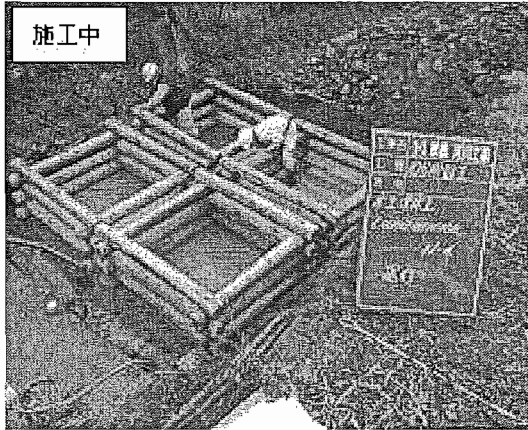
疎水百選 高梁川・東西用水

(ケ) エコ工法推進モデル事業

風倒木や間伐材等を活用した河川の根固工の整備を行いました。

◆事業実績(平成16~18年度) : 6箇所 木材使用量86.8 m^3

木工沈床工



津山市東田辺地内 一級河川宮川

◆事業の成果

- ・ 県産木材の利用を促進しました。

木材使用量 86.8 m^3

河川の根固工への活用
 $\phi 10\text{cm}$ 、 $L=1.5\text{m}$ の間伐材に換算(0.015 m^3)
約5,800本使用

(コ) 木の潤い空間整備事業

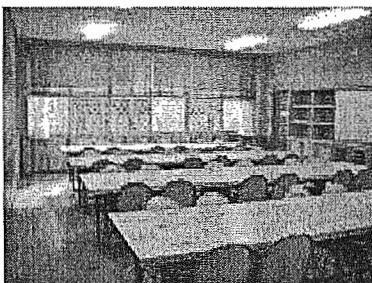
県立高校の改修等において、森林の大切さを学ぶ環境学習の一環として、県産木材を使用した空間の整備を支援しました。

高校生が一日の大半を過ごす生活・活動の場である学校に、木材の柔らかな感触、温かみのある優れた特性を生かし、生徒自らの提案による「ゆとりと潤いのある木の交流空間」の整備を行いました。

◆事業実績(平成16~18年度)：6校 木材使用量41.0m³



【H16：県立瀬戸南高等学校】
「農産物の販売所及び休憩所」
を地域交流施設として新築・
地域との交流の場へ



【H17：県立倉敷中央高等学校】
「食事作法室」を生徒・
地域との交流の場へ改修



【H18：県立勝山高等学校】
「食堂」を多目的室に
活用できる部屋へ改修

◆事業の流れ

- 1 募 集：県立高等学校から提案募集
(企画・立案) インターネット等で情報収集
(おかやま森づくり県民税や県内産木材の現状・流通等調査)
校外に出て調査
(県内森林状況の把握、間伐等の体験、木材会社訪問など)
- 2 発表・選定：プレゼンテーションを行い、実施校を選定
(学習内容や整備目的の評価)
- 3 設計・施工：設計事務所・施工業者の協力を得て完成

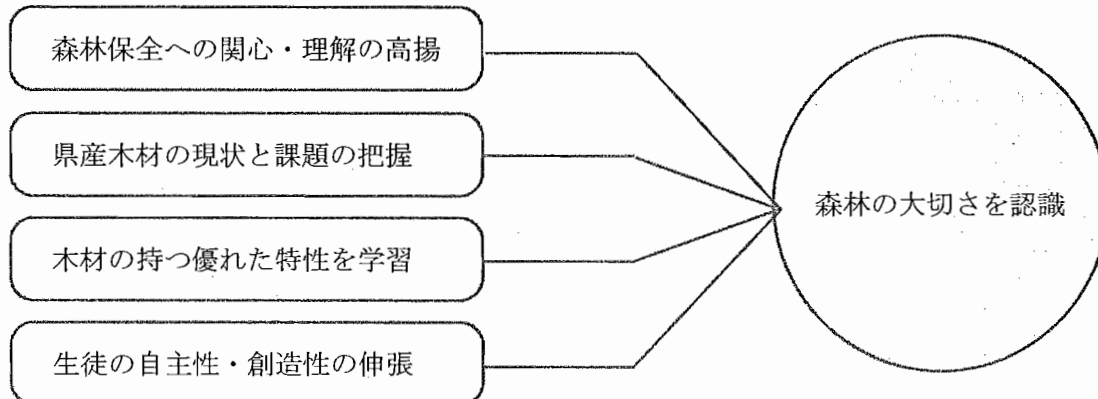


◆事業の成果

- ・県産木材の利用を促進しました。
木材使用量 41.0m³

木の潤い空間の整備
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015m³)
約2,700本使用

- ・生徒自らの提案による木の潤い空間の整備を通して、森林の大切さを学びました。



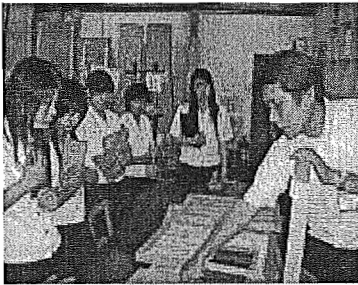
＜平成17年度実施校、県立倉敷中央高等学校の実例＞

募集から完成までの流れ

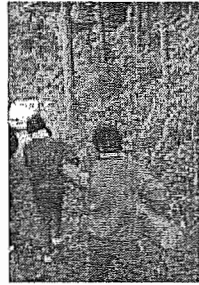
1

募集→提案書作成

県産木材活用・地域環境保全の学習
県内の森や地元の木材会社を訪問
校内デザインコンテストの実施



風倒木の現場へ赴き、実情把握
自分たちで枝打ち・運搬を行う
様々なものに加工・利用

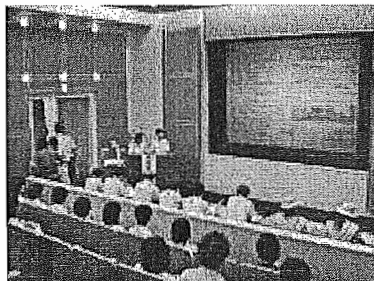


高梁川の源流を訪れたり、倉敷地域の環境保全への取り組みについて学習、参加しました。備中県民局と県森林組合連合会の協力のもと、間伐材の切り出し作業の体験を行いました。

2

プレゼンテーションにより発表

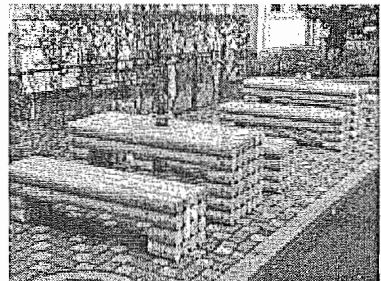
審査→決定→表彰式



3

設計→施工→完成

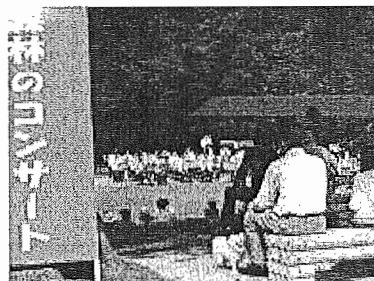
設計業者と打合せを行い夢を形に
生徒自身も家具づくりに参加



備中県民局と県森林組合連合会の職員を講師に迎え、間伐材によるテーブルやベンチの作成をしました。また、講師による林業の現状・木材の特性等の授業も行われました。

※今回の事業を通して生徒達は、木が材料として使用できるまでにはたくさんの工程（人）や時間が必要なこと、また急斜面での切り出し作業の大変さ、そして利用することこそ森林整備や環境保全につながることへの理解が深まったようです。

この整備事業がきっかけとなり岡山県森林組合連合会との交流が始まりました。



龍ノログリー
ンシャワー公
園での「森林
のコンサート」へ、吹奏
楽部が出演し
ました。



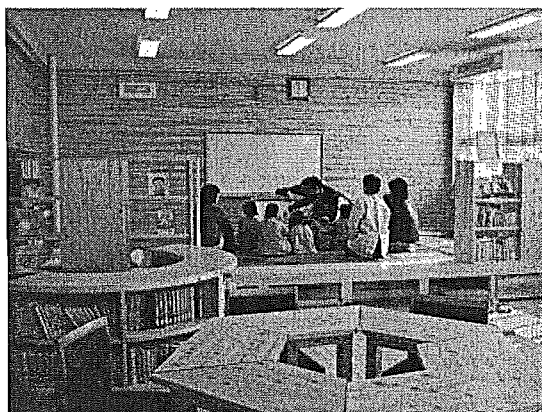
真庭市椎茸生
産組合婦人部
による「乾し
椎茸料理教室」が、毎年
開催されてい
ます。

(サ) 高校生「県産材活用」UD整備事業

県産木材を活用し、ユニバーサルデザイン（UD）を取り入れた学校の居室整備を支援し、木材の利用を促進しました。

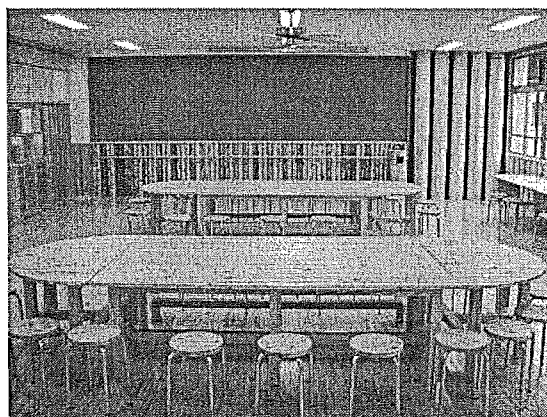
また、高校生が自ら企画・提案し、設計・施工に取り組むことにより、森林の働きや森林保全の必要性、木材の良さについて理解を深めました。

◆事業実績（平成19年度）：2校 木材使用量11.6^m₃



【県立岡山聾学校】

図書室に互いの手話や口の動きが見やすい六角形の机や、幼児・児童のための読み聞かせスペースを設けました。車椅子利用者や幼児のために書架の高さを低くするなど、誰もが使い易いよう工夫を凝らしました。



【県立倉敷商業高等学校】

化学教室を音楽授業や展示発表ができる多目的室へ改修しました。ユニバーサルデザインに配慮した木製引戸の設置や、様々な種類・形状の木材を使用した学習空間となりました。

◆事業の成果

- ・県産木材の利用を促進しました。

木材使用量 11.6^m₃

UDを取り入れた居室整備
φ10cm、L=1.5mの間伐材に換算(0.015^m₃)
約800本使用

- ・木材を活用することで明るい雰囲気になり、生徒の読書の場としてだけでなく、幅広く活用できるようになった。

木のもつ温かい雰囲気の中で読書に親しむ姿がよく見られるようになった。木材の良さや森林資源を活用する意義について身近に感じてもらった。

(先生の感想)

- ・自分たちの提案した内容が実現したので、他の勉強にも前向きに取り組めるようになった。

ものづくりの大変さがよくわかった。

この事業を通じて、UD・県産木材への理解を深めることができ、新聞記事に関心を持つようになった。

(生徒の感想)

(2) 木材の利用促進

新たな木材利用技術の開発

健全な森林の保全を図るため、木材を無駄なく、さまざまな用途に幅広く使うことができるよう、木質バイオマス資源の利活用を促進するための最先端技術を模索し、また、その実現化検討への支援を通じて、林業・木材産業の活性化を促進しました。

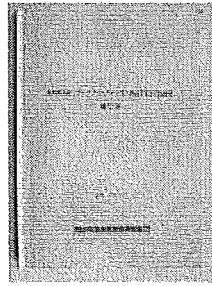
(ア) おかやま木質バイオマス利用開発推進事業

- ① 木質バイオマスを原料として製造するエタノールやプラスチックなど、さまざまな分野の技術開発の現状を調査し、事業化の可能性と実現のための課題を検討しました。

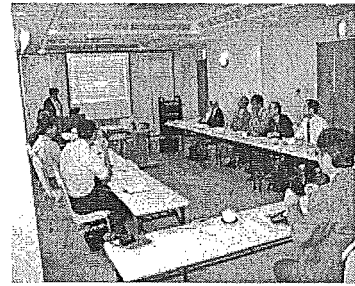
◆事業実績（平成16年度）：木質新素材の製造事業実現化の調査



意見交換（真庭市）



報告書



報告書審議（岡山市）

- ② 地域の特性を生かして、木質バイオマス利用の事業化を検討する市町村において、その調査に要する経費の一部を助成しました。

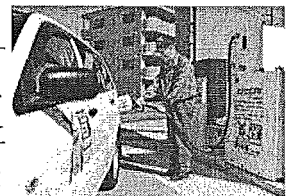
◆事業実績（平成16年度）：事業実現化検討への支援 2市

津山市(木質バイオマス利活用検討委員会)

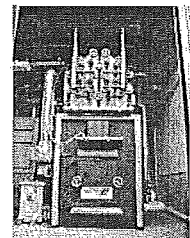
新見市(木質バイオマス発電推進会議)

◆事業の成果

- ・真庭地域では、企業が地域の製材端材チップ等を活用した木質バイオエタノール製造実証を行うとともに、県及び真庭市では実証プラントで製造されたエタノールをガソリンに3%混ぜたE3燃料を公用車に使用する社会実験を「木質バイオエタノールの地産地消型モデル」として全国に先駆けて実施しました。
- ・津山市では、木質バイオマスをボイラー燃料として活用するための検討が引き続き行われ、平成19年10月には市営温泉施設の加温用として、製材端材等を燃料とするチップボイラーが新たに導入されています。
- ・ペレットストーブが公共施設等に設置されたり、また農業用ハウスへのペレットボイラーの導入が始まるなど、各地で木質ペレットを燃料とした取組みが始まっています。



E3燃料の社会実験

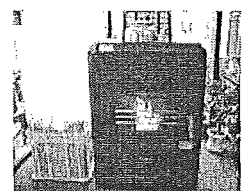


チップボイラー

※木質バイオマス

バイオマスとは、Bio（生物）とmass（量）を合わせた用語で、直訳すると「生物資源の量」となります。生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化石資源は除く）で、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどがあります。

このうち、植物由来であって森林から発生するもの、あるいは木質で構成されるものを「木質バイオマス」と総称しています。



ペレットストーブ

3 森林・林業に関する各種情報の提供と 森づくり活動の推進

(1) 県民への情報提供等

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要です。このため、森林・林業の役割やその重要性、本県の森林・林業の現状と課題、おかやま森づくり県民税を活用して実施する森林保全事業の取組などについて、新聞、テレビ等の各種広報媒体を活用したPRやパンフレットの配布、シンポジウムの開催などにより、県民の皆様に分かりやすくお知らせしました。

(ア) おかやま森づくり情報発信事業

◆事業実績（平成16～19年度）

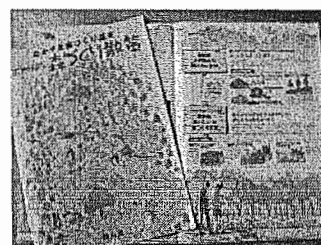
- | | |
|------------------------|---------|
| ① 各種広報媒体の活用 | |
| ・ テレビCM(森の番人マールジャー)の放映 | 95回 |
| ・ テレビ、ラジオによる広報 | 21回 |
| ・ 市町村広報誌への掲載 | 36市町村 |
| ・ 新聞への広告掲載 | 33回 |
| ・ 情報誌への記事掲載 | 6回 |
| ・ 林政課ホームページによる広報 | 通年 |
| ② パンフレット、ポスター等の活用 | |
| ・ パンフレット、ポスターの作成・配布 | 49,400部 |
| ・ 街頭PRの実施 | 93回 |
| ・ 各種イベント会場でのパネル展示 | 延177日 |



新聞への広告掲載



街頭PRの実施



パンフレットの作成・配布

- ③ 森林保全の取組等に関する映像資料（DVD）の作成
- ・ 森林のはたらきや森林・林業の現状、県民税を活用した森林保全事業をグラフや現地映像にまとめたDVD「みんなで守ろう岡山の森」を作成しました。
 - ・ 作成枚数 15枚
 - ・ 平成19年度に開催した「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」での上映、林政課ホームページやケーブルテレビでの動画配信、県民局等への配布など、普及資料として活用しています。
- ④ 「おかやま森の名人」出前講座の開催
- ・ 長年森林・林業に携わっている「森の名人」による出前講座の開催
 - ・ 森の名人 4名 ・ 講座 12回
- ⑤ 地域で開催されるイベントでのPR
- ・ 地域の森づくり普及啓発事業（市町村へ委託） 延18地域

⑥ 「おokayamaの森林・林業を考えるシンポジウム」の開催

県内2箇所で開催し、「私たちの森林をより良い姿で未来に引き継ぐために」をテーマに、基調講演、パネルディスカッション等を通して、森林の大切さや森林保全の必要性について県民の皆様とともに考えました。

●テーマ：「私たちの森林をより良い姿で未来に引き継ぐために」

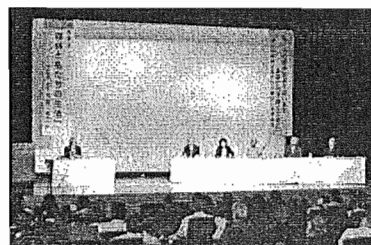
【岡山会場】●サブテーマ：「岡山の森林と私たちの暮らしを考える」

日時：平成19年10月20日（土）13時～16時

場所：岡山市

参加者：270名

- 内容：(1) 基調講演 ・演 題：「森林と私たちの生活」
・講 師：千葉 喬三 氏（岡山大学学長）
- (2) おokayama森づくり県民税による森林保全事業の取組状況
〔映像資料〕
- (3) パネルディスカッション
・パネリスト 金尾 恭士 氏（高梁市立川面小学校教頭）
国塩 忠昭 氏（藤井里山の会代表）
高松 周平 氏（(株)ジャパンエナジー水島製油所副所長）
長滝 健吾 氏（津山市森林組合代表理事組合長）
山名 千代 氏（女性建築士の会ACT代表）
- ・コーディネーター 千葉 喬三 氏（岡山大学学長）



【津山会場】●サブテーマ：「今、森林・林業を考える」

日時：平成19年11月10日（土）13時～16時

場所：津山市

参加者：301名

- 内容：(1) 基調講演 ・演 題：「森林・林業と地球環境」
・講 師：千葉 喬三 氏（岡山大学学長）
- (2) おokayama森づくり県民税による森林保全事業の取組状況
〔映像資料〕
- (3) パネルディスカッション
・パネリスト 小見山 節夫 氏（NPO法人ふれあいの里・高梁理事長）
新谷 雅之 氏（NPO法人まちづくり推進機構岡山代表理事）
星原 達雄 氏（真庭森林組合代表理事組合長）
宗安 和彦 氏（篤林家）
山口 紀久子 氏（岡山県女性林研連絡協議会会長）
- ・コーディネーター 千葉 喬三 氏（岡山大学学長）



〔基調講演〕概要

（敬称略）

○ 千葉喬三（岡山大学学長）

- ・「森林と私たちの生活」（岡山会場）、「森林・林業と地球環境」（津山会場）をテーマに、森林の成り立ちやその働き等について、生物誕生の歴史や地球環境との関連性を踏まえながら解説。
- ・地球温暖化防止のためには、伐った木材を長く利用しながら、若い木を植えて炭酸ガスを吸収させるといった森林の持つ環境保全機能を活かした循環型社会の構築が必要である。
- ・森林の環境保全機能は県土全域に及ぶことから、森林所有者だけでなく県民全体で森林を守っていくというマインドが必要である。

〔パネルディスカッション〕発言要旨

（敬称略・発言順）

●第1回 サブテーマ：「岡山の森林と私たちの暮らしを考える」

○ 長滝健吾（津山市森林組合代表理事組合長）

- ・健全な森づくりには特に間伐が必要である。
- ・森林の公益的機能を活かすことが地域の平穏な生活を保つことになる。次世代に憂いなき森林を引き継ぐことが私たちの役目であり、県民主体による協働の森づくりを考えていく必要がある。

- 山名千代（女性建築士の会ACT代表）
 - ・木材や土、和紙など地域の素材を活用した環境と健康に配慮した住まいづくりの提案、更には木質バイオマスを活用した快適な空間づくりを提案していきたい。
- 國塩忠昭（藤井里山の会代表）
 - ・里山の再生には生態系の再生・維持に留まらず、健康づくりや遊び、学び等の場として再生することが必要である。多くの人を訪れる魅力ある里山づくりに努力したい。
- 高松周平（株式会社ジャパンエナジー水島製油所副所長）
 - ・化石燃料を扱う企業として地球環境の保全は最も大きな経営課題である。CSR活動の一環として高梁地域において地元NPO等と一緒に森林活動を行うとともに、間伐材を使った鉛筆立て等をサービスステーションに設置し、「木づかい」の大切さを子供たちに伝えている。
- 金尾恭士（高梁市立川面小学校教頭）
 - ・幼い頃から自然に関わる活動を行うことで森林への親しみや森林を大切にしようという気持ちが高められるところに森林環境教育の意義がある。
 - ・子供たちが自由に遊んだり観察できる身近な森林の復活が急務である。

●第2回 サブテーマ：「今、森林・林業を考える」

- 星原達雄（真庭森林組合代表理事組合長）
 - ・平成16年の風倒木被害を契機に、関係業界や町村とで未来の森づくりを議論した。急斜面に無理してスギ、ヒノキを植えるべきではないという反省に立ち、広葉樹造林に取り組むこと、また多間伐長伐期施業に取り組むこととした。
 - ・不在村であったり道がない等で荒廃した人工林の整備に取り組むほか、真庭市とともに林地残材のチップ化の実験に取り組んでいる。
- 宗安和彦（篤林家）
 - ・暖かさ・喜び・安らぎ等、無垢の木が持つあじわいが日本の森林文化の源である。
 - ・多間伐することによって樹下に広葉樹の森が甦り、環境保全と経済活動が共生した森になる。
 - ・地域のおかれた自然や状況の上に立って知恵を出し合い地域を守るという発想が必要である。
- 山口紀久子（岡山県女性林研連絡協議会会長）
 - ・多くの女性が日本の一次産業を支えている。
 - ・杉玉づくりや三世代林業、シイタケ料理コンクールなどの林研活動を後世へと続けていくこと、女性の感性と柔軟性で山を守っていくことが夢である。
- 小見山節夫（NPO法人ふれあいの里・高梁理事長）
 - ・日本は先人達が緑を絶やさなかった国であり、稲作に必要な水の供給源としての里山林の大切さがある。里山復活に力を注ぎ、里山文化を次世代に継承していきたい。
- 新谷雅之（NPO法人まちづくり推進機構岡山代表）
 - ・環境問題や健康志向から木造住宅の潜在的ニーズは大きい。生産者と一般ユーザーを繋ぐネットワーク型の住まいづくりが求められており、設計者がコーディネーター役を果たしていく必要がある。

～ コーディネーターまとめ ～

- 千葉喬三（岡山大学学長）
 - ・日本人は森林や木材と非常に深い繋がりを持っている。
 - ・市場経済メカニズムの中で森林を維持していくには非常に厳しい状況であるが、先祖から受け継いだ森林をぜひ守り育てていく必要がある。
 - ・岡山県の森林は県民全体で守る、それを支える手段の一つとして「おかやま森づくり県民税」がある。今後とも県民税を使って岡山の森林を整備していくことにご理解をいただきたい。

◆事業の成果

- ・新聞やテレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した情報発信、JR駅前やショッピングセンター等での街頭PR、パンフレットの配布、林政課ホームページ、森づくり県民税事業を紹介したDVDの作成などを通して、森林・林業に関する情報、森林保全の取組状況などについて県民の皆様幅広くお知らせしました。
- ・「おかやまの森林・林業を考えるシンポジウム」を県内2カ所(岡山市・津山市)で開催し、「私たちの森林をより良い姿で未来に引き継ぐために」をテーマに、基調講演、パネルディスカッション等を通して、森林の大切さや森林保全の必要性について県民の皆様とともに考えました。
- ・シンポジウム参加者を対象に森林の現状や森づくり県民税に関するアンケートを実施しました。

アンケート 回収結果	岡山会場	参加者 270人	回収数 182人 (回収率 67.4%)
	津山会場	参加者 301人	回収数 208人 (回収率 69.1%)
	合計	参加者 571人	回収数 390人 (回収率 68.3%)

【アンケート結果】

1 森林の現状について

- ・全体の約87%の人が森林の現状を知っていた



2 おかやま森づくり県民税について

- ・全体の約84%の人が森づくり県民税の導入を知っていた。
(県南居住者：約75%、県北居住者：約94%)



3 おかやま森づくり県民税の継続について

- ・全体の約91%の人が森づくり県民税の継続について賛成している。
(県南居住者では約89%、県北居住者では約93%の人が森づくり県民税の継続について賛成している。)



【継続に賛成の人の主な理由、意見】

- ・我々の生活に関係の深い森づくりを進める上で、県民として負担することは当然である。
- ・森づくりは長期間必要なことから、短期間では効果が小さい。今後も継続して実施してほしい。
- ・健全な林業の姿を取り戻すまで、県民税は必要だと思う。
- ・子供たちの未来を考えると、建設・防衛などのためより、環境保全の方向に税を使っていくということで、使途に共感できる。

【継続に反対の人の主な理由、意見】

- ・広く県民に現在の使途が理解されていない状況での継続には反対。
- ・5年間という期限を切って、同意を得た施策だから継続には反対。

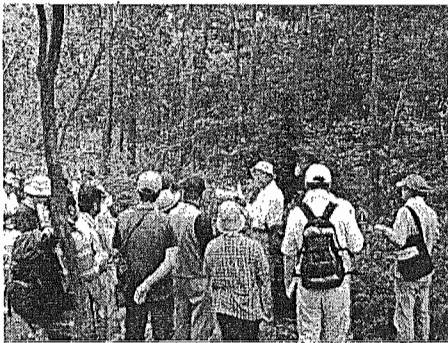
(2) 森づくりのための人材養成

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要です。このため、森林ボランティア活動の中心的な役割を担う人材の養成、森林・林業教育に必要な人材の育成を推進しました。

(ア) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(森づくりボランティア育成事業)

◆事業実績(平成16～19年度)

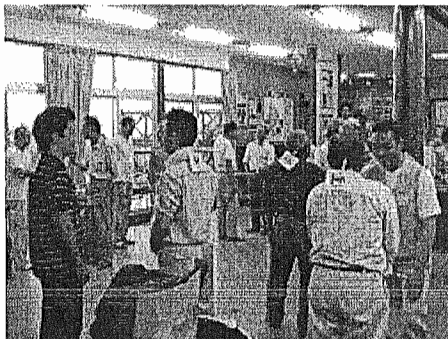
- ・「森林ガイド養成研修」及び「森づくりボランティア指導者育成研修」を実施し、森林ガイド等を88名養成しました。



〈樹木の観察実習：ガイド養成研修〉



〈森の遊び体験実習：ガイド養成研修〉



〈森林レクリエーションの手法：指導者育成研修〉



〈救急法の基礎知識：指導者育成研修〉

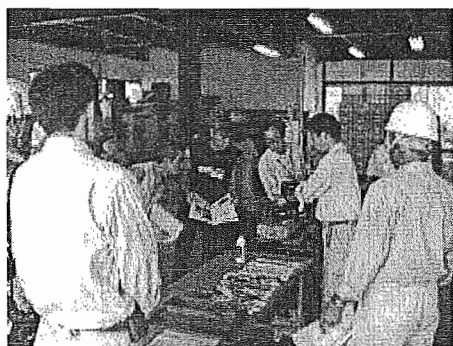
◆事業の成果

- ・森林ボランティア活動に関する知識・技術を有した森林ガイド等88名が養成されました。今後、地域において森林ガイドが中心となったボランティア活動の取組が期待されます。

◆今後の取組

引き続き、森づくりボランティア指導者研修を開催し、森林教室や林業体験イベント等において指導ができる人材、各地域や所属団体で指導者となり得る人材を、年間20名を目標に養成することとしています。

- ・平成19年度から森林ガイド認定者を対象に「森林ガイドレベルアップ研修」を開催し、県民参加の森づくり活動を自ら運営し得る人材を15名養成しました。



〈チェーンソーの取扱：点検・整備〉



〈チェーンソーによる間伐作業の実習〉



〈指導者としての実践活動：共生の森〉



〈指導者としての実践活動：共生の森〉

◆事業の成果

- ・森林ガイド認定者を対象に、森林施業体験や森林教室の指導法などの実践的な研修を実施し、植樹や保育のつどいをはじめとする県民参加の森づくり活動を自ら運営し得る人材が15名養成されました。

◆今後の取組

引き続き、森林ガイドレベルアップ研修を開催し、県民参加の森づくり活動を自ら運営し得る人材を、年間20名を目標に養成することとしています。

(イ) 環境学習総合推進事業（エコハイスクールプロジェクト）

平成16～18年度に、県立勝間田高等学校を推進校に指定し、森林保全の専門的な知識を身に付けた林業の担い手や森林インストラクターを育成するとともに、学校の保有する演習林を整備して、児童生徒に森林保全の大切さを啓発する活動に取り組みました。

◆事業実績（平成16～18年度）

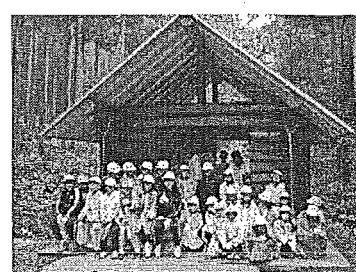
- ・ 高校生対象の森林活動指導者養成講習会の開催：15回（参加者延396人）
- ・ 高校生が講師となり、小学生を対象に「森林交流学习会」を開催
： 6回（参加者延298人）
- ・ 高校演習林内に遊歩道を整備：390m
- ・ 高校演習林内に県産木材を利用したログ休憩舎を整備：1棟



森林交流学习会



遊歩道の整備



ログ休憩舎の整備

◆事業の成果

- ・ 季節ごとに植林・下草刈り・間伐などを行う森林ボランティアに参加した。森林ボランティアとして出来ることは微力だが、多くの人に森林の大切さを知っていただくという大きな役割があることを感じた。
- ・ 実習で台風被害による倒木等多くの被害状況を調査した。プロジェクト学習では災害に強い森林をつくるにはどうしたら良いか調査・研究している。一般的に森林の耐風性は人工林よりも天然林が高いことがわかり、今後は生態系の多様性を維持したり、広葉樹を活用する造林を進めていくことが必要だと思った。
(生徒の感想)
- ・ 大学や関係機関から外部講師を幅広く活用したり、交流学习の実施や演習林の整備・地域開放により森林環境学習の深化を図ることができた。県内で唯一森林環境の保全等について専門的に学習する学科として、今後も森林環境教育に役立てていきたい。

(3) 県民の直接参加による森づくり

県民共有の財産である、水源のかん養をはじめとする森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、県民一体となって森林を適正に維持・保全していくことが必要です。

このため、ボランティア団体や地域住民による森づくり活動への支援や広く県民を対象とした森林体験活動を実施し、県民の直接参加による森づくりを推進しています。

(ア) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(県民参加の森づくり事業)

◆事業実績(平成16～19年度)

・植樹のつどい等の開催：312回

参加者数：17,900人

植樹本数：116,000本

植樹面積：16.60ha

保育面積：36.41ha



〈ドングリポット苗木づくり「真備美しい森」〉



〈家族の森づくり「長船美しい森」〉



〈保育のつどい「東粟倉美しい森」〉

◆事業の成果

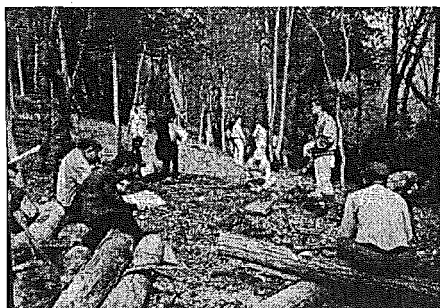
- ・平成16年度から19年度の4カ年で、県民にドングリポット苗木を配布し、家庭での育苗の後、卒業など人生の節目を記念して家族揃って「美しい森」等で植樹する「家族の森づくり・植樹のつどい」を主体に県内各地で「植樹・保育のつどい」を開催、約17,900人が参加し、11万本を超える苗木を植樹しました。このように、多くの人々が森林体験活動に参加したことにより、広く県民に森林の大切さへの理解が深まったものと評価しています。
- ・4カ年に県民参加により植樹された面積は約16.6haで、後樂園の広さ(約13.3ha)の1.2倍に相当するドングリの森を造成したことになります。

(イ) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(里山ふれあい創造事業)

里山林などふるさとの緑の保全活動を促進するため、里山の所有者と地域住民等とが協力して荒廃した森林の整備を行い、環境教育や自然観察等のフィールドとして活用しようとする取組を県と市町村が協働で支援しました。

◆事業実績(平成16年度)

・地域住民グループによる里山林の整備活動への支援 9地区



〈県による里山施業研修会の開催〉



〈里山保全グループによる不要木の整理〉

◆事業の成果

・活動支援を行った9地区では、現在も地域住民グループによる里山での森林活動が継続して行われており、身近な緑である里山の保全が図られています。

(ウ) ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業(里山ふれあいの森活動支援事業)

最近、自然に親しみ、身近な自然である里山に関心を持つ人々が増え、美しい里山の姿を取り戻そうとしている動きがでています。

このため、地域住民団体や森林ボランティアグループ等が自ら活動プランを企画立案して主体的に取り組もうとする里山ふれあい活動を支援し、美しい里山の再生と地域づくりを推進しました。

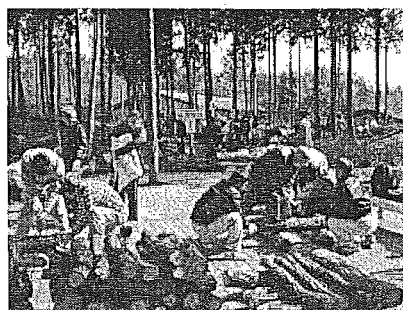
また、安全作業や里山の保全・利用に関する初歩的・実践的な技術・知識の講習会や里山保全グループの情報交換、研修等を目的とした交流研修会議を開催しました。

◆事業実績(平成19年度)

・里山保全グループ等の自主的な里山林整備活動への支援 6地区



〈里山保全グループの活動状況：里山整備〉

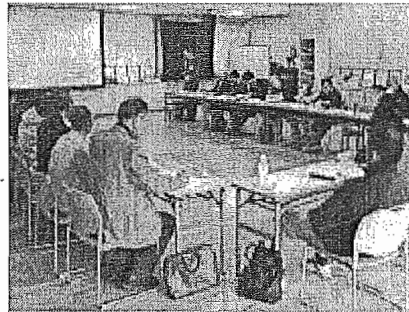


〈里山保全グループの交流活動：きのこ祭り〉

- ・ 県による里山整備の講習会及び里山保全グループ交流会の開催
里山ボランティアマスター講座 5回
里山保全グループ交流研修会議 1回



〈里山ボランティアマスター講座の開催〉



〈里山保全グループの交流研修〉

◆事業の成果

- ・ 活動プランを里山保全グループが自ら企画し、実践することで、地域による主体的かつ積極的な里山林再生への取組が促進されています。
- ・ また、森林所有者、里山保全グループ等幅広い関係者の協働による里山保全活動を通して、地域づくりが促進されています。

(エ) みどりの大会開催事業

みどりの少年隊をはじめとする児童・生徒及び関係者らが一堂に集まり、自然観察など様々な野外体験活動を通じた交流を行い、森林をはじめとするみどりの大切さを楽しみながら学び、将来にわたってみどりを守り育てていく心を育む契機とするため「みどりの大会」を開催しました。

◆事業実績（平成16～19年度）

- ・みどりの大会の開催 4回、参加人数 延2,200人

①緑化運動ポスター入賞者の表彰



②新規みどりの少年隊への隊旗授与



③みどりの少年隊活動発表



④みどりの少年隊等による植樹



⑤野外体験活動（ネイチャーゲーム、小枝クラフト、炭焼きなど）



◆事業の成果

- ・平成16～19年度の4年間で、延60隊、約1,000人のみどりの少年隊を含む緑化関係者約2,200名が県下各地から集まり、野外体験活動などを通じてみどりの大切さを学び、みどりに触れ合い、交流を深めました。

(オ) 環境学習総合推進事業（おかやま森と水の交流学習推進事業）

平成16～18年度に、森林に源流を発する旭川、吉井川、高梁川の流域を学びの場として、上流域の森林が下流域の生活を支えていることなど、森林の役割等についての理解を促進し、森林を大切にしようとする心を育てるため、推進校の小学生による森林や水源等に関する学習や交流活動を実施しました。

また、その成果や学習の進め方を、学校や家庭における森林に関する学習の参考となるよう、冊子「みつめよう しらべよう おかやまの森と水」にまとめ、県内の全公立小学校及び第4学年の全児童に配付しました。

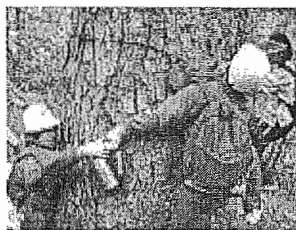
◆事業実績（平成16～18年度）

・推進校 18校、現地学習 40回、延 1,067人

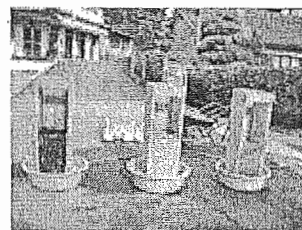
【体験活動の例】

<平成16年度>

真庭市立富原小学校、真庭市立津田小学校、吉備中央町立御北小学校、建部町立建部小学校、岡山市立牧石小学校、岡山市立旭竜小学校
(現地学習12回 延169人)



自然とのふれあい



保水実験

<平成17年度>

鏡野町立奥津小学校、美作市立東粟倉小学校、美咲町立柵原西小学校、赤磐市立城南小学校、和気町立和気小学校、瀬戸内市立今城小学校
(現地学習12回 延118人)



植林体験



間伐体験

<平成18年度>

新見市立千屋小学校、新見市立西方小学校、高梁市立川面小学校、総社市立清音小学校、倉敷市立川辺小学校、倉敷市立乙島東小学校
(現地学習16回 延780人)

・冊子「みつめよう しらべよう おかやまの森と水」の作成・配付 29,900部

<平成16年度> 9,000部 旭川流域の小学校・児童に配付

<平成17年度> 11,200部 吉井川流域の小学校・児童に配付

<平成18年度> 9,700部 高梁川流域の小学校・児童に配付

(学校名は事業実施当時のもの)



交流学習

◆事業の成果

- ・森林は、生き物にとっても地球にとっても大切だと思った。森林が、山の生き物だけでなく、海草や海の生き物も育てていることを知り、その大切さを知らせる活動をこれからも続けたいと思った。
- ・長い年月がたつと、みんなで植林した木が大きく育ち、いろいろなところに実を落とし、豊かな森をつくってくれると思う。大人も子どもも一緒になってたくさんの木を植え、豊かな森林に囲まれた岡山県にしたい。(児童の感想)
- ・様々な体験学習や他校との交流学習を通じて、児童は森林を守り育てる大切さを実感し、自分たちから進んで森林保全運動をしたり、森林の重要性について保護者や地域の方等に伝える活動を行ったりするようになった。また、その成果を冊子にまとめて配付することにより森林学習の推進を図ることができた。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成15年12月19日

岡山県条例第 61 号

(趣旨)

第1条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号。次条及び第3条において「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第40条第1項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年岡山県条例第61号）第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、第2条及び前条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金（岡山県おかやま森づくり県民基金条例（平成12年岡山県条例第52号）に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特例)

3 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第1項」と、「同

条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に200円」とする。

- 4 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第2項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に100円」とする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第34条」とあるのは「県税条例第34条及び県税条例附則第24条第4項」と、「同条に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第34条に定める額に300円」とする。

附 則（平成16年条例第36号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第1条中附則第11条の2の改正規定、附則第11条の2の次に一条を加える改正規定並びに附則第11条の2の2、附則第11条の2の3、附則第11条の3、附則第23条及び附則第24条の改正規定、第2条の規定並びに附則第2項及び第3項の規定 平成18年1月1日

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成12年3月21日

岡山県条例第52号

(設置及び目的)

第1条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成15年岡山県条例第61号)第4条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前2号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第4条において「予算」という。)に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

- 2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

岡山県保健所の再編

～「安全・安心の拠点」としての保健所機能の強化～

(案)

平成20年11月
岡山県保健福祉部

目 次

はじめに	1
I 再編の背景	1
II 県保健所が目指す方向	2
1 「安全・安心の拠点」としての組織の強化	3
2 保健所機能の重点化・対応力の強化	3
III 再編による新たな体制	4
1 保健所の設置単位・所管区域	4
2 本所・支所の体制	5
3 再編後の県保健所の体制	5
4 再編の時期	9
(参考資料)	
岡山県保健所の現況	
1 現在の二次保健医療圏と保健所・市町村の状況	10
2 県と市町村の役割分担	11
3 県・政令指定都市・中核市の関係	12
4 二次保健医療圏及び保健所所在地等位置図	13
5 全国の保健所数(1保健所当たり人口など)	14
6 県保健所体制の変遷	15

はじめに

地方分権の進展により、地域保健対策における市町村の役割が拡大する一方で、県保健所には、健康危機管理対策や市町村への技術的支援のほか、医療提供体制の構築や食品安全の確保など、新たな健康課題に対して、広域的・専門技術拠点としての機能を担うことが求められています。

また、本県を取り巻く厳しい行財政環境の中で、県民の期待に応える質の高いサービス提供を行い、地方分権型社会に対応した効率的・効果的な行政運営ができるよう、柔軟でスリムな組織体制の整備が求められています。

こうしたさまざまな環境の変化等に適切に対応するとともに、複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応できる体制となるよう、現在の県保健所を見直していく必要があります。

I 再編の背景

県保健所をめぐっては、以下のような、環境やニーズ等の変化があります。

1 地方分権の進展

平成9年4月の地域保健法の施行後、母子保健、老人保健など住民に身近で頻度の高い保健サービスの提供は市町村の役割とされ、さらに、精神保健福祉業務の一部や児童虐待予防対策が新たに市町村業務とされるなど、地域保健対策における市町村の役割が変化・拡大しています。

また、県では、分権型社会を展望し、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」を定め、住民の利便性と市町村の自立力の向上を図る観点から、事務・権限の移譲を進めています。

2 保健所に求められる新たな専門的ニーズへの対応

新型インフルエンザなどの大規模感染症、食中毒、大規模災害等の健康危機管理対策のほか、医師確保や医療連携の推進等の医療提供体制の整備、食品監視やリスクコミュニケーション等の食品安全対策の強化、児童虐待や発達障害、心のケアへの対応、

地域保健と職域保健との連携等による生活習慣病対策の効果的な推進など、県保健所に求められるニーズや課題は、近年、複雑化・高度化しており、こうした専門的なニーズ・課題に的確に対応できる組織体制の整備が求められています。

3 改訂第3次岡山県行財政改革大綱を踏まえた「柔軟でスリムな組織体制」の整備

県では、平成17年12月に「改訂第3次岡山県行財政改革大綱」を定め、地方分権型社会に対応した行政システム、簡素で効率的・効果的な行政システムの構築に取り組んでおり、県保健所についても、新たな課題や多様な県民ニーズに迅速かつ的確に対応できる柔軟でスリムな組織体制の整備が求められています。

4 県民局の再編や岡山市の政令指定都市移行への対応

平成21年4月には、総合出先機関である県民局が、3県民局6地域庁舎（仮称）体制に再編されるとともに、岡山市が政令指定都市に移行し、これまで県保健所が担ってきた精神障害者の入院措置業務等も含めて地域保健対策を一体的に実施することとなります。こうした状況の下、県保健所は、新たな県民局と適切に連携しながら、適切かつ効果的なサービスを提供していく必要があります。

<その他現行体制での課題・問題点>

- ・組織規模や所管規模が小さい保健所が、それぞれ点在する形となっている。
 - ⇒ 大規模事案・健康危機の際における対応の観点からの懸念（十分な人員投入ができるか）。
 - ⇒ 保健所間での調整を要するなどの非効率（広域的な機能が十分に発揮できるか）。
 - ⇒ 職員の繁忙調整などが行いにくい（新たなニーズ等に柔軟に対応できる組織形態か）。
- ※ 1つの保健所が所管する平均人口は、全国的にみて少ない状況にある。
岡山県・・・8.8万人（全国平均19.4万人）

II 県保健所が目指す方向

こうした背景を踏まえ、県保健所をめぐるさまざまな環境の変化等に適切に対応するとともに、複雑・多様化するニーズに的確に対応できる組織体制となるよう、県保健所は、以下のような方向で見直しを行います。

- 現在の保健所(9か所)を広域的に集約・再編することを通じて、各保健所の機能を強化し、地域の「安全・安心の拠点」としての対応力を高めます。
- その際は、保健所の政策・技術拠点としての機能が適切に発揮できるよう、各種の保健医療政策の単位となっている二次保健医療圏(※)(5圏域)ごとに再編します。
- 早期緊急の対応を要する業務など、地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高いサービスについては、支所を設置して対応します。

※ 二次保健医療圏

- ・ 入院医療も含めて、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりをめざす圏域。
- ・ 本県では、介護保険事業支援圏域、障害保健福祉圏域もこれと同様に設定されている。

※ なお、地域保健法第5条第2項では、保健所を設置する場合には、二次医療圏や介護保険事業支援計画に定める圏域を参酌することとされています。

1 「安全・安心の拠点」としての組織の強化

県保健所に求められるニーズ等を踏まえると、県保健所は、今後、地域における「安全・安心の拠点」としての機能を高めていくことが必要です。

このため、現在の保健所を集約することにより規模拡大を図り、広域的に再編することを通じて、県保健所が「安全・安心の拠点」としての機能を十分に発揮できる体制としていきます。

また、その際は、より効果的に機能を発揮できるよう、総合出先機関として福祉行政等を担っている県民局との連携を図るとともに、住民の利便性や地域の実情等にも配慮した組織としていきます。

2 保健所機能の重点化・対応力の強化

また、県保健所をめぐるさまざまな環境変化やニーズ等を踏まえると、今後、県保健所は、特に、①健康危機管理への対応機能、②企画調整・市町村支援機能、③専門的・技術的な機能に重点を置いて、その機能を高めていくことが必要です。

このため、現在の保健所を広域的に集約・再編することを通じて、特に、これらの機能の対応力を強化していきます。

(1) 健康危機管理への対応機能

新型インフルエンザ等の大規模感染症、食中毒、大規模災害などへの対応

(例：訓練等の備えや日常の発生防止対策、発生時の原因究明や拡大防止対策、事後の監視指導など)

(2) 企画調整・市町村支援機能

- ① 地域の関係機関等との連携、県民への情報提供などの企画調整機能
- ② 地域の健康課題の診断や評価、助言、人材養成などの市町村を支援する機能

また、県と市町村の役割分担を踏まえながら、県から市町村への権限移譲も含め、より積極的に市町村の能力向上等に取り組んでいきます。

(3) 専門的・技術的な機能

- ① 医師確保や医療連携の推進(※)などの地域における医療提供体制の整備
- ② 食中毒対策、食品関係施設の指導監視などの食品安全への対応
- ③ 生活習慣病(地域と職域保健の連携支援)、児童虐待、発達障害、心のケアなどの新たなニーズ・課題への対応

※ 医療連携の推進

今般の医療制度改革に伴う医療法の改正により、4疾病及び5事業について、医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を確保し、切れ目のない良質かつ適切な医療を効率的に提供するための体制づくりが求められています。

4疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病

5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)

Ⅲ 再編による新たな体制

1 保健所の設置単位・所管区域

県保健所をめぐる新たなニーズや広域的な課題等に適切に対応できるよう、現在の9か所の保健所を、各種の保健医療政策の単位となっている二次保健医療圏(5圏域)ごとに再編します。

2 本所・支所の体制

また、1のとおり、県保健所を再編した場合においても、健康危機管理の初動対応や精神保健、難病等の相談・指導など、地域住民により身近な場所で提供する必要性の高いサービスがあります。

このため、地域の実情や住民の利便性等を踏まえ、こうした業務を適切に実施できるよう、新たな保健所には、必要に応じて支所を設置し、地域住民により身近な場所で提供する必要性の高いサービスを提供します。

なお、支所については、新たな体制における施行状況を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

3 再編後の県保健所の体制

保健所及び支所の設置場所・名称は、次ページの図のとおりとします。

(1) 保健所（本所）の位置を定める考え方

- ① 県民局が総合調整機能を発揮できるよう、県民局と一体となった体制を維持する。
- ② 新型インフルエンザなど危機管理事案等に適切に対応できる体制を確保する。
 - ・ 新型インフルエンザ、大規模災害時に関係機関が連携して総合的に対応
- ③ 保健と福祉が一体となった組織とする。（健康福祉部としての一体性）
- ④ 保健医療機関、関係行政機関等との連携を確保する。
 - ・ 中核的な病院、児童相談所、精神保健福祉センターなど
- ⑤ 所管する人口や指導監督対象施設数に対応する。

なお、現在支局と離れて単独の庁舎にある東備保健所、新見保健所及び真庭保健所については、庁舎維持管理経費の節減や地域庁舎（仮称）との連携を図るため、地域庁舎（仮称）内へ移転することとします。

(2) 保健所及び支所の名称を定める考え方

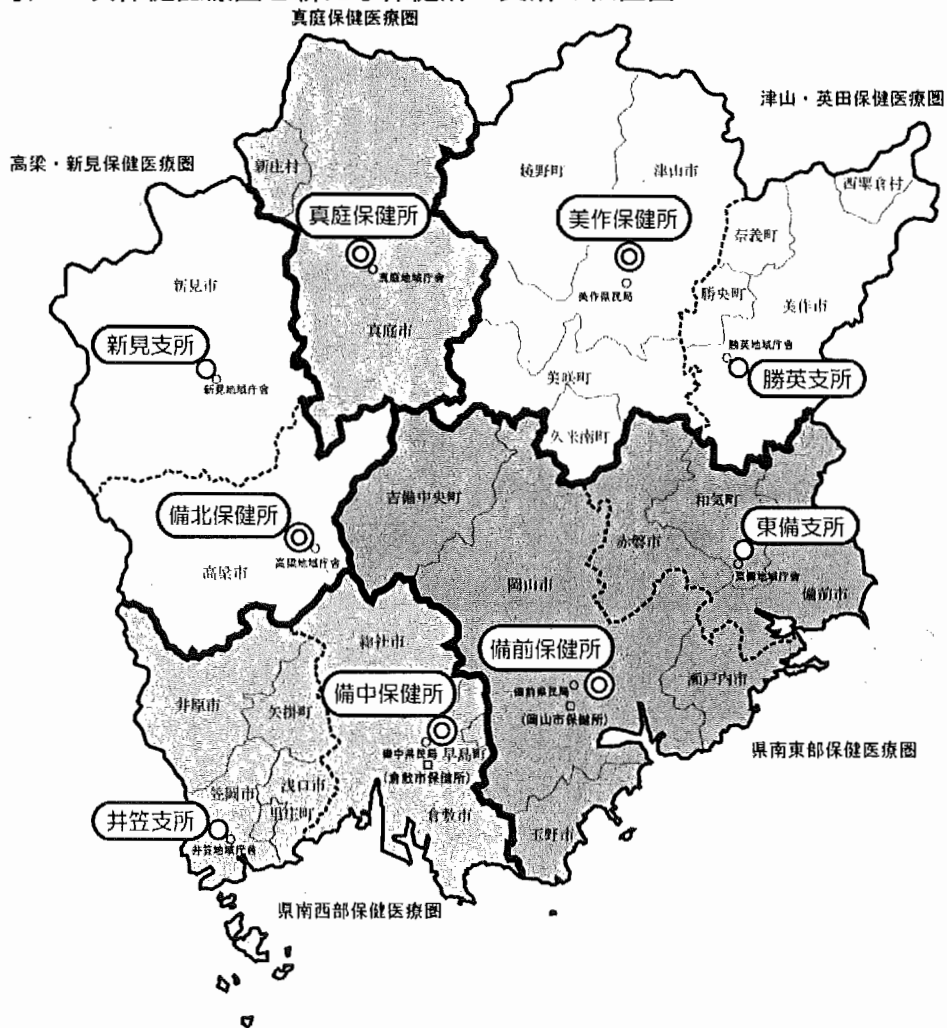
- ① 県民局・地域庁舎（仮称）の名称との整合性を考慮する。
- ② 岡山市保健所・倉敷市保健所との名称の区別の明確化を図る。
- ③ 高梁・新見地域を包含する名称とする。

【再編後の県保健所の体制】

二次保健医療圏	現 行	再 編 後
県南東部	岡山保健所 東備保健所	備前保健所 (岡山市) + 東備支所 (和気町)
県南西部	倉敷保健所 井笠保健所	備中保健所 (倉敷市) + 井笠支所 (笠岡市)
高梁・新見	高梁保健所 新見保健所	備北保健所 (高梁市) + 新見支所 (新見市)
真庭	真庭保健所	真庭保健所 (真庭市)
津山・英田	津山保健所 勝英保健所	美作保健所 (津山市) + 勝英支所 (美作市)
5 圏域	9 保健所	5 保健所 + 4 支所

※ 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏には、それぞれ岡山市保健所、倉敷市保健所が設置されています。

(参考) 二次保健医療圏と新たな保健所・支所の位置図



< 保健所と支所業務の役割（イメージ） >

- 保健所（本所）は、所管区域（二次保健医療圏）内の総合調整や企画調整など、圏域全体の政策・技術拠点としての機能を担います。
- 支所においては、地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高い分野の業務（※）を実施します。

※ 早期緊急の対応を要する業務、相談・申請など住民の利便性の観点から配慮を要する業務、住民への直接訪問・ケア等を要する業務 など

保 健 所

保健所が担う機能

- ・ 圏域内の健康危機管理、総合調整や企画調整
- ・ 市町村への技術的支援 など

<具体的な業務内容>

- ・ 精神保健福祉、難病・結核・感染症対策、母子保健、健康増進施策
- ・ 医療費助成（難病、小児慢性特定疾患、被爆者援護等）
- ・ 医療安全対策（医事監視指導、医療提供体制の整備その他医療政策）
- ・ 圏域内の保健医療対策の総合調整
- ・ 食品安全衛生（飲食店、食品関係施設等の許認可・指導監視等、リスクコミュニケーション）
- ・ 薬事（薬局等の許認可・指導監視等）
- ・ 生活衛生（理美容、クリーニング、旅館等の許認可・指導監視等） など

支 所

支所が担う機能（地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高い業務）

- ・ 健康危機管理の初動対応
- ・ 市町村への技術的支援 など

<具体的な業務内容>

- ・ 精神保健福祉、難病・結核・感染症対策、母子保健、健康増進施策
- ・ 医療費助成（難病、小児慢性特定疾患、被爆者援護等） など

保健所と支所の業務分担を例示すると、次ページのとおりです。

なお、支所では上記のとおり衛生関係業務（対物保健サービス）は行いませんが、保健所職員が定期的に支所に出向いて受付等を行ったり、(社)岡山県食品衛生協会と連携して、これまでと同様に支所内に協会職員を配置し、業務を委託して実施するなど、支所においてもサービスを提供する機会を確保します。また、井笠支所は、衛生関係の施設数が多いことから、非常勤嘱託職員等を配置して対応します。

保健所再編後の保健所・支所の業務分担の例示

◎印は、保健所において特に重点化・対応力の強化を行う機能を示す。

県保健所 ～ 広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能 ～	県保健所	
	保健所	支所
<u>○広域的企画調整、技術的支援</u>		
市町村への技術的支援（職員研修、地域診断、スーパーバイズ）	◎	○
地域保健に関する情報収集、調査・研究、総合調整	◎	○
健康危機管理対策	◎	○
<u>○対人保健サービス</u>		
精神保健対策：措置入院、社会復帰支援、自殺・ひきこもり相談など [市町村：一般的相談、訪問指導業務]	○	○
母子保健対策：発達障害、ハイリスク妊産婦相談など [市町村：一般的相談、健診（1歳6か月・3歳）、予防接種]	○	○
児童虐待対策：虐待児童のいる家庭への支援 [市町村：一般的相談、早期発見、通告受理]	○	○
健康増進対策：健康づくり環境整備（禁煙・分煙の推進等） [市町村：健康診査、健康教育・相談]	○	○
感染症対策（結核・エイズ・肝炎等）：採血検査、相談等 [市町村：予防接種、検診]	○	○
難病対策：医療費助成手続、相談等	○	○
医療監視指導	○	
医師確保、医療提供体制の整備	○	
<u>○対物保健サービス（営業等の許認可手続、指導監視等）</u>		
食品衛生対策（飲食店、食品関係施設等）	○	
生活衛生対策（理美容、クリーニング、旅館等）	○	
薬事対策（薬局等）	○	

4 再編の時期

県民局支局の地域庁舎（仮称）への移行に併せて、平成21年4月とします。

（参考）これまでの取組及び今後のスケジュール

- ・平成20年5月29日 再編（素案）の公表
- 6月2日 パブリックコメントの実施、関係団体等からの意見聴取
- ～7月18日
- 8月12日 パブリックコメント等の結果報告
- 11月14日 再編案の決定・公表
- 12月 保健所条例改正案等を県議会へ提出
- ・平成21年4月1日 保健所再編

(参考資料) 岡山県保健所の現況

1 現在の二次保健医療圏と保健所・市町村の状況

二次保健医療圏	保健所	面積 (km ²)	人口 (人)	圏域内市町村
県南東部	岡山保健所	1,287.80 (497.89)	805,851 (120,287)	岡山市、玉野市、瀬戸内市 吉備中央町
	東備保健所	611.89	101,441	備前市、赤磐市、和気町
県南西部	倉敷保健所	574.32 (219.61)	551,631 (78,961)	倉敷市、総社市、早島町
	井笠保健所	548.70	166,486	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、 矢掛町
高梁・新見	高梁保健所	547.01	35,786	高梁市
	新見保健所	793.27	35,427	新見市
真庭	真庭保健所	895.53	53,356	真庭市、新庄村
津山・英田	津山保健所	1,236.80	146,004	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
	勝英保健所	610.75	52,268	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
5圏域	9保健所		27市町村	

1 面積は、国土地理院全国都道府県市区町村別面積調(平成19年10月1日現在)

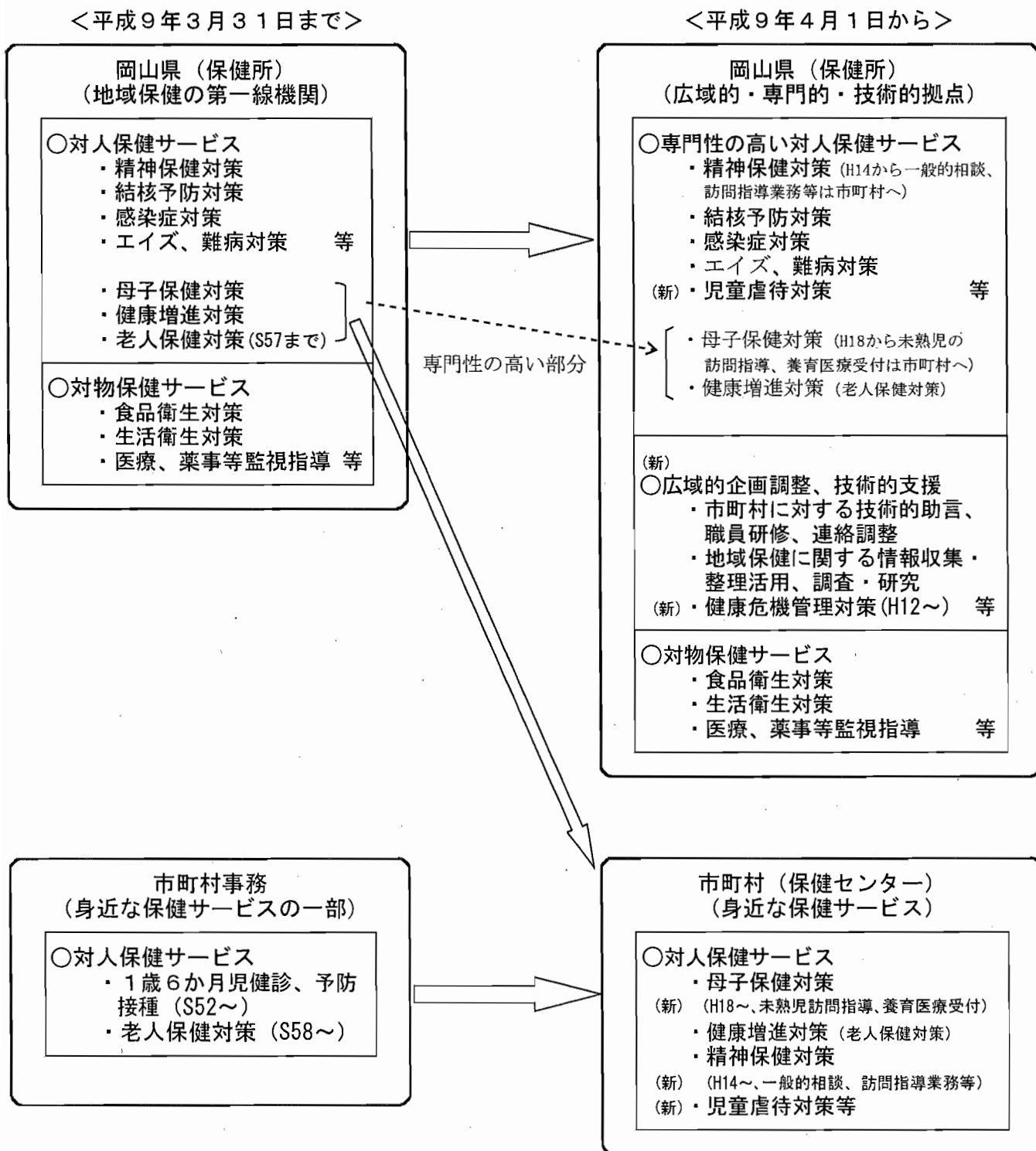
2 人口は、住民基本台帳調(平成20年3月31日現在)

3 面積、人口の上段は保健所設置市(岡山市、倉敷市)を含み、下段()書きは保健所設置市を除く。

2 県と市町村の役割分担

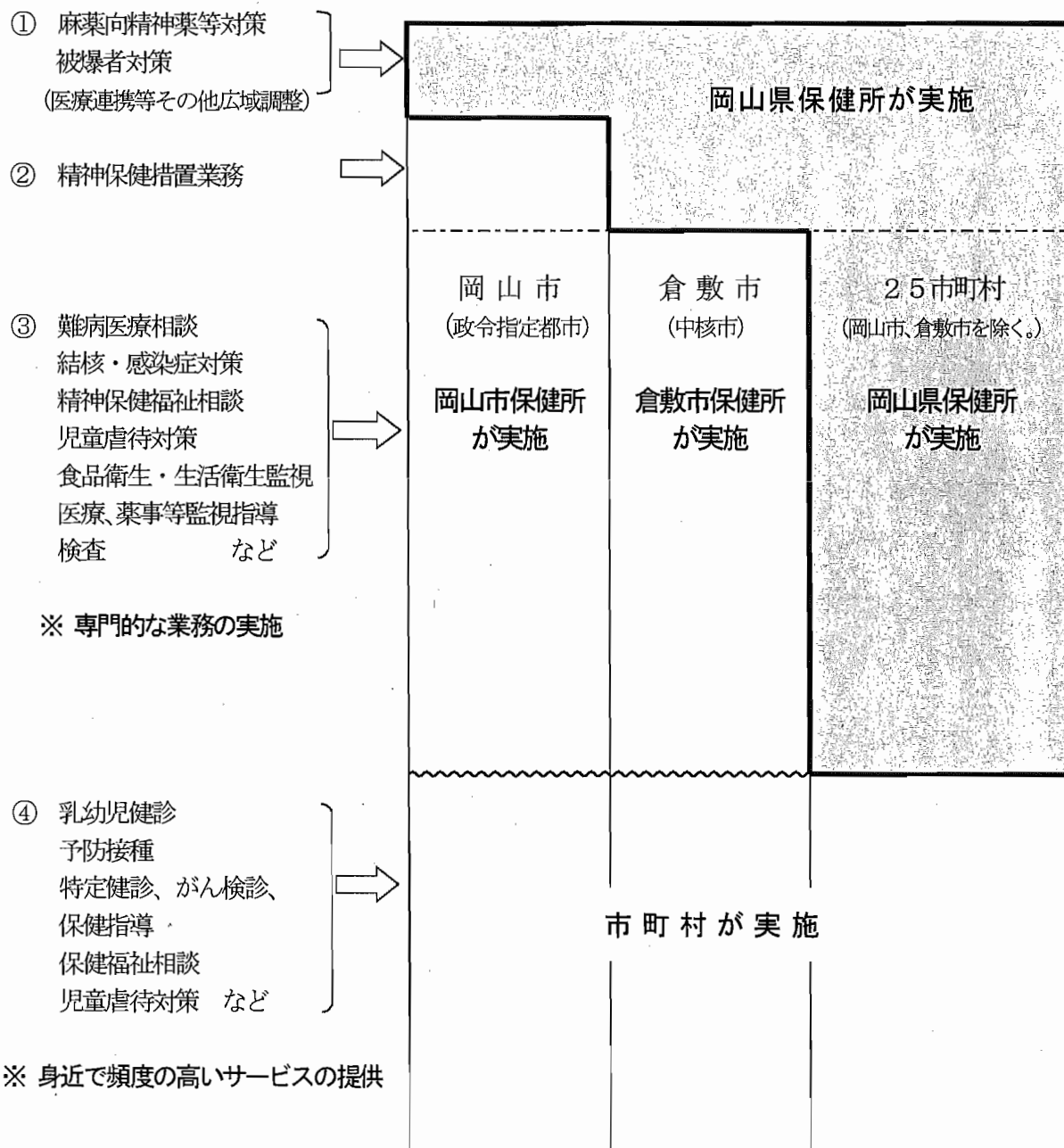
平成9年4月1日の地域保健法の全面施行により、市町村が住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に実施し、保健所は地域保健に関する広域的・専門的・技術的拠点として位置づけられた。

その後も、地方分権の進展による市町村の自立力の向上等に伴い、住民に身近な保健サービスの実施は、順次、県保健所から市町村に移譲されている。(下図の(新)と表示されたもの。)



3 県・政令指定都市・中核市の関係

地域保健対策に係る岡山県保健所、岡山市及び倉敷市保健所、市町村(保健センター)の役割分担は以下のとおり。



4 二次保健医療圏及び保健所所在地等位置図



5 全国の保健所数（1保健所当たり人口など）

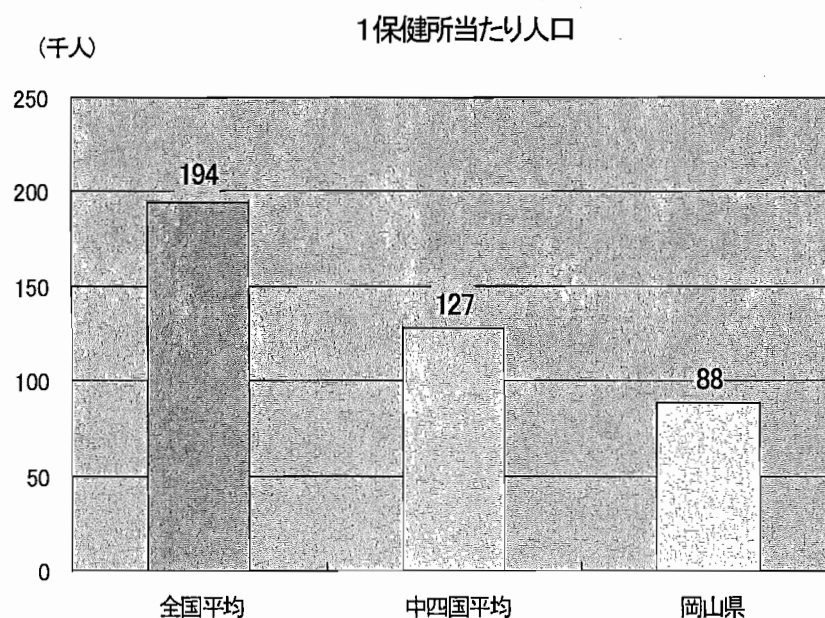
全国と比較した場合、本県の1保健所当たり人口は全国平均の半分以下であり、本県の人口当たり県保健所数は全国平均を大きく上回る状況となっている。

都道府県保健所の設置状況

区 分	人口（千人） (保健所政令市等除く)	保健所数	1保健所当たり 人 口(千人)	人口30万人 当たり保健所数
全 国	75,435	389	194	1.5
中四国	7,125	56	127	2.4
岡山県	790	9	88	3.4

※ 人口は、住民基本台帳調（平成20年3月31日現在）

※ 保健所数は、厚生労働省調査（平成20年4月1日現在）



6 県保健所体制の変遷

年月	体制	背景及び再編の内容
昭和 56年4月	9 環境保健所 (1支所) 8 地域保健所	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県行財政対策懇談会（昭和56年2月） <ul style="list-style-type: none"> 基幹的機能をもった保健所と、主として対人保健サービスを行う地域的機能をもった保健所に再編整備 衛生部と環境部を統合し、環境保健部を設置 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 基幹的機能をもった環境保健所と、主として対人保健サービスを行う地域保健所に再編し、環境衛生・環境保全業務は環境保健所が一元的に実施
平成 6年4月	8 保健所 9 地域保健所	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県地域保健懇談会（平成5年12月） <ul style="list-style-type: none"> 保健部門を地域総合行政の一環として位置づけ、保健業務と福祉業務との連携を図る。 岡山県行財政対策懇談会（平成5年12月） <ul style="list-style-type: none"> 保健医療行政と福祉行政の一体化 環境保健部の保健部門と民生労働部の福祉部門を統合し、保健福祉部を設置 岡山市が保健所政令市に移行 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 地方振興局に保健所を併置 岡山市の区域の業務（岡山環境保健所、西大寺地域保健所）を岡山市に移管し、新たに呂久地域保健所を設置 津山環境保健所福渡支所を廃止し、御津地域保健所を設置 地方振興局に環境対策室を設置し、大気・水質保全・廃棄物対策等の業務を環境保健所から移管
平成 9年4月	9 保健所 9 地域保健福祉センター (支所)	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健法全面施行（平成6年6月公布） <ul style="list-style-type: none"> 市町村が住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に実施 保健所は地域保健に関する広域的・専門的・技術的拠点と位置づけ、所管区域を見直し規模拡大を図る。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 企画調整や市町村への指導支援が主な業務となり、地域総合行政の一翼を担う。 地方振興局の管轄区域（老人保健福祉圏）と一致させ、岡山保健所を再度設置して9保健所体制（9保健所・9支所）とし、支所の名称を地域保健福祉センターとした。 対物保健サービスを保健所に集約化
平成 13年4月	9 保健所	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県行財政改革大綱（平成9年11月） <ul style="list-style-type: none"> 地域保健福祉センターの統廃合を検討（平成11年度中に方針策定） 第2次岡山県行財政改革大綱（平成11年11月） <ul style="list-style-type: none"> 倉敷市の保健所政令市移行にあわせ、支所である地域保健福祉センターを廃止し、保健所に統合 検査課4箇所（岡山、倉敷、高梁、津山） → 2箇所（岡山、津山） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 倉敷市の区域の業務を倉敷市保健所に移管 地域保健福祉センターを保健所に統合 倉敷、高梁の検査課を廃止